局名	指摘先	ベージ	区分	関する争務の教行について 指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公表分	連番	監査結果 報告日
総務局	行政管理課	22	意見	【意見1】補助金等交付手続に関する基本ルールの策 空 上 日前市は、補助金等交付規則など、補助金等交付手 総に関する基本方針を定めたルールを策定すべきで ある。	補助金文付手続の基本的ルールを定めることが必要である。 具体的には、①用語の定象のほか、②文付申謝書への必要的記載事項③申請 書への部付書配付給助金等の文付技工手税(申詢の取り下げや大企の取消し手 終も含む)⑤抽助事業等の支援(実績報告を含む)⑥文付於定を受けた者の交 付請米手続(父付時期を含む)等についての基本的ルールを定めることが望ま しい。	さらなる事務の適正化、効率化に向けて、本市の補助金等交付事務の詳細な現状や 経過等を十分に把握し考慮したうえて、関連部署が連携し、今後、統一的なルールや ガイドライン等の策定を進めていく。	検討中	_	1	令和4年2月24日
総務局	行政管理課	22	意見	【意見2】交付要編作成にあたってのガイドラインの 強変 足崎市は、補助金等に係る交付要編作成のガイドラ インを策定すべきである。	現行の交付要綱の中には、補助対象拡張や補助率等が明確に定められていないものも多くみられるところ、交付要補作成のガイドラインにおいて、作成に あたり原則として守るべき事項を可能な限り明確に定めることにより、交付要 網に不備が生じることを避けるとともに、業務の効率化も図られる。	さらなる事務の適正化・効率化に向けて、本市の補助金等文付事務の詳細な現状や 経過等を十分に把握しち進したうえで、関連部署が連携し、統一的なルールやガイド フイン等の策定を今板、通めていく。	検討中	-	2	令和4年2月24日
総務局	行政管理課	23	意見	【意見3】補助金等の交付事務一般に関する実質的在指針の資本 尼崎市は、補助金等交付手続に関する基本ルール (補助金等交付規則など)、交付表層作成の事務執行 一般に加えるとして、制助金等の事務執行 一般についての実質的な指針を責定することが設ま した、該裁指針においては、①補助効果制定のため 力能で、一般では、一般である。 の推修で確立する際にあたっての基本的な考え方、 ②適切へ補助効果制定のために実績管告的に要求す ・診断情報を設定するためで、の基本的な考え方、 (2)適切へ補助効果制定のために実績管告的に要求す ・診断情報を受けるの財務状況を確認する病の表 よ方、③補助金等交付かの財務状況を確認する病のある ようなので必要が必要なよう等について、可能な限り具 体別に定めるべきである。	交付要欄作成にあたってのガイドラインが策定されることにより、①当該補助金等の優替・自的(公益目的)が語不足なく記載されることにより、②文付手総に関する基本ルールに削った抽象の全欠付手段(申請から決定、文付、実績報告に云るまで)が記載されることに直要であるが、あくまでも交付要欄においては交付手がの選手の場合を表しましておいて、事務所の場合を表しまっては交付手がの選手の場合を表しまっている。「本の表しまっては交付手がの選手では、大きな事情がある。」というないでは、より実質的かの具体、学校が支援されるためには、より実質的かの具体的な時齢を定めることが選集しい、金制所する指標については、様々な考え方が成り立ちうるところであり、足術市では、各事表とついて収集化が成される「参考事業シート」と、当該事場を表しついて収集化が成される「参考事業シート」と、当該事場をは、一般な数量の対象に対しているものの、単純な数量の増加されている。ことなるまました。「大きなななまたが成り立ちらのの、単純な数量の増加されている。」というないました。「大きななななないないないました。」というないました。「大きなないないないないないないないないないないないないないないないないないないな	それぞれの補助金の有効性や妥当性を踏まえる中で、統一的な事務処理による事務 改善にもつなげるべく、今後、交付事務一般に関する実質的な指針の策定について、 検討していく。	検討中	_	3	令和4年2月24日
総務局	行政管理課	24	意見	【意見4】交付要額作成の敵底 尼崎市は、全ての補助金について交付要額を策定す ることが望ましい。	本報告事において結果・意見の対象となった種助金の中には、交付要編が作成されていないものが教見され、最終的に結果・意見の対象とならなかった補助金の中にも交付要編が作成されていないものが存在する。これらの補助会は、特定の補助事業者を対象としたものが多く、申請者の一様・平等を取扱いの要請がないことや、事業の目的が明確であるなど、特に補助金交付手続に同手る基本ルーが定められれば、他の補助金と比較して、交付要編を作成する必要性からないこともたしかである。しかし、各種か会について独切に交付要綱が定められることは、当該補助金の機能、目的を可能に、推助金受命の要件・条件に違反があった場合のルーの機能、目的を可能に、推助金受命の要件・条件に違反があった場合のルーの機能、自動を対して対した。また、制度を制度がいる場合のように表した。また、制度を制度がいる場合が、これでは、大きな、対して、なり、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	補助金及付事務の透明性をより一層高めていくためにも、交付要綱作成の徹底について進めていく。	検討中	_	4	令和4年2月24日
総務局	行政管理課	25	意見	【意見5】交付要編の市ウェブサイトへの掲載の徹底 足崎市は、交付要編を作成している補助金等につい て、交付要編を市のウェブサイトにおいて公表すべ さである。	インターネットが広く普及するに至った現在の社会状況のもとで、各補助金等の内容、交付寺峡について、ウェブサイトを重じて市民に必要することは、発して、当該事業について資金の面優助を受けたいと考える名が、補助金もちん。当該事業について資金の面優助を受けたいと考える名が、補助金もちん。自然事業をはついて資金の優別を受けている意めるの概要についての案内や、市への確認等での間合せがきっかけになっていると思われらしまりませます。しかし、そのような場合では、申請時の宣传要件で見味的な交付時期が当該事業のしかし、そのような場合では、申請時の宣传要件や見味的な交付時期が当該事業のステンニールに合変したといであるかなど、具体的な手機の確認はまで前かてカース・交付を多かが終りで制きます。「本年以上によりな事件といる情報をは、女子の表の表が存在し、どのような事件・手載を経て当ば美術の事金の場合というには、女子の表が存在し、どのような事件・手載を経て当ば美術の主義の必要が存在し、とのような事件・手載を経て当ば美術の事者が制度の場合について明らかよけることで、市と、大きな事件・手載を経て当ば大き機等が補助金の金が存在し、どのような事件・手載を経て当ば美術の事者が補助金の金が存在し、どのような事件・手載を経て当ば大き機等が利用の金のでは、大きな事件・手載を経て当ば大き機等が利用の金のでは、大きな事件・手載を経て当ば大き機等が利用の金のでは、大きな事件・手載を経て当ば大き機等が利用の金のでは、またり、大きな事件・手載を経て当ば大き機等の表が制度の金のでは、またり、またり、またり、またり、またり、またり、またり、またり、またり、またり	市民や事業者にとってよりわかりやすく補助制度にしていくためにも、市ウェブサイトへの掲載について積極的に検討していく。	検討中	_	5	令和4年2月24日

局名	指摘先	ページ	区分	上関する事務の郵行について 指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公卖分	連番	監査結果 報告日
総務局	行政管理課	26	意見	【意見6】補助金等に関する終析部署の設置 足崎市は、補助金等に関する統括的な管理部署を設 けるか、既存の部署のいずれかに統括的な役割を担 わせることを検討すべきである。	補助金等文件手続に関する基本ルール、交付要標序法のガイドラインの策定 により、補助金等文付事際について一本の適正化・効能化が図られ、さらに、 補助金等の多等に関する契値的な指針と合わせて定めることにより事務時が 適正が程保をよると考えるが、ららに、部局を傾断し、補助金等を終活的に管 増する部署を設けることにより、事務時状の適正、効率化に資すると考える。 かかる部署の設置には行政のコストも作りところであり、民権前の自治体と しての規模から、補助金等の管理のみに呼任する部署を新設することは現実的 ではないからしれないが、補助金等の受付事がの適正化は、市の附審事務にも 大きく影響することから、既存の部署に補助金等を終結的に管理する業務を担 わせるなどの方策を、必要なコストとして検討されたい。	総括的な管理部署については、新たな設置とセギ、現組織体制において、より効率 的な事務処理を進めていける部署を定める方向で検討していく。	検討中		6	令和4年2月24日
危機管理安全局	生活安全課	32	意見	交通安全線会機助金 【意見】補助金交付の必要性に関する見直し 足崎市は、交通安全協会補助金について、補助の廃止を含めた見直しを行うべきである。	各交通安全協会は、程度の差はあるものの運営資金としてそれなりの書えを 有しており、補助の必要性には疑問がある。 これに対し、足輪市は、各協会の保存する定期預金は、いずれも現在警察署 行にある執動を他の影響させるための経費であって護尿な資金を保存している わけではないこと、本権助金は、事実に対する補助であり、団体の財務状況 によりその必要性の判断には影響しないことを主服している。 しかしながら、各協会が執務選移転のために要する費用の額承、移転の時期 等について、危略市において短担しているかけではなく、定期積の全額を登 転の経費に気でる見込みかどうかも定かでない。さらには、尾崎南交通安全協 安の令和3年度が重全事業ではメデ事書では、2世の部において「事務所移施 費」として280万円を計上してより、これが移転にかかる値費のすべてかどうか たん。尾崎市のプロイドルの別は、ないは関から低い、ほどな会外の 力が関係への補助の必要性主張く評価では、実行大の団体の財務状 及を考慮しなてよいとする民場市の影像には期間かる。 尾崎市は、各協会の財務状況を正確に把握し、その状況に応じて補助の廃止 を含めた見直しを行うべきである。	交通安全協会は、交通安全思想を国民全員に審及させることを目的として、警察主 第のもと設立された団体であり。本質においては、これでもと警察、それて交通外 を開発が正し、本とはであり。本質においては、これでもと警察、それて交通外 を開発が正し、本とは一般では、一般でなった。一般では、一般では、 を書きなり、現立の交通安全活動を展開する交通安全協会の活動を進り、 とから、これまで通り、地域の交通安全活動を展開する交通安全協会の活動を進い をという形で画面支援している。 なお、今間問題とった一部の交通安全協会の資産について、その多くは交通安全 なお、今間問題とった一部の交通安全協会の合体により統合した資金安と であり、交通安全協会の動務室がある警察署が継、替え子定であったことから、執務 まの移転などに係る経費として関係したものである。今年度というたことを結また。 では、残る資産の検診を明確にするよう、交通安全協会に働きかけ にいく。	見解の相違	-	7	令和4年2月24日
危機管理安全局	生活安全課	33	意見	交通安全協会援助金 「登取力 補助金額の相当性のチェック 民総前は、交付先に対して補助金額の供途を特定するとともに、交付先からの実績報告に基づき補助金 額の相当性をチェックすべきである。	本補助金は、要綱上は次付先を特定しない補助金の体裁を取っているが、実質的には各基金のみを交付だとし、補助金綱に関する積算基準を持たない定額ありきの雇用が定着しているとみるべきである。 今後は、交付先に対して補助金額の検診を定め、積算基準を定めるなどしたうえで、交付先からの実績報告(領収起等の根拠資料を添付させるべきである。)がこれに合致しているかの検証を行うべきである。	本補助金は、前述のとおり、交通安全協会と協屬で交通安全協策に取り組む必要性のとと、交通安全協会に対して補助金を交付しているものである。一方、その他からいいては、土まさずの取扱状態を除さる。、良理的に議議を行ってきた。一般のために、今年度の補助金の支担については、日留保し、当該年中に改めて補助額の積算基準を定め、維助対象経を受到機能した上で支担を行う。なお、令和3年度の支出分については、実績服告時に領収支等の根拠資料の提出を求め、一層の選正化を図ったところであり、今後も適正な支出が確認できる書類の活付を求めていく。	検討中	-	8	令和4年2月24日
危機管理安全 局	生活安全課	35	意見	選界被害者等別金 重要的 補助金の周知状況に関する実能把握 起輪市は、本補助金の周知が犯罪被害者に対して等 はったは、本補助金の周知が犯罪被害者に対して等 よくな。	本補助金について、犯罪被害者から申請がなされるきっかけとしては、ほと んどが警察からの情報接供であるとのことである。年間の申請等故江10件未満 で推移しているが、交付の対象となりうる犯罪後者の総数について、警告 ら情報限時がなされるわけではない。から、結本精神金が犯罪疾者者に対して ・そこで、見無市として令警察をある基制をの周末以及について情報提供を を受け、その実態を把握すべきである。例えば、本権助金が犯罪疾者者に対したリー フレットについて、被害者に指布するために警察を目偏温度いていたものの 現在はすべて配布済みで、警察署に残滅がないとのことであるので、各警察署 に対し、再度リープレットを提供し、当初リーフレットが何前職で置かれ、そ たが、計画に何節配布されたかなどの情報を提供してもらい、分析することで、 一定の変情が行いた。	災罪被害者への支援は、市と警察が法律による被害者支援に合わせて一体的に行っているものであり、本権助金の制度の説明についても、現基を登知できる警察に行っまた。本権助金の犯罪被害者は、犯罪妨害各時付金の支援に関する法律と同様、犯罪妨害各時何金の支援に関する法律と同様、犯罪行為によって死亡又は重症所(療養に、月以上の期間を要する簡素以は疾得ない。) を負った者といい、重大操作あることが多機、違されることもあり、本市単独でも事業を覚知し、当該関係警察に制度説明依頼の連絡を行っている。	改善済	-	9	令和4年2月24日
危機管理安全局	生活安全課	37	意見	防犯協会補助金 互並見(1) 補助金額の相当性のチェック 互を見し、必付先に対して補助金額の依途を特定するとともに、交付先からの実績報告に基づき補助金 額の相当性をチェックすべきである。	本補助金は、要綱上、尼崎市内の各防犯協会のみを交付先としており、補助の対象事業は、防犯協会が地域に応じて行う「安全でなんして新りた地域づくりに第かる最後を登場事業」ときれている。山かしながら、かから事業には特別保証金を使かて安付しているおけではない。	本補助金の補助額については、これまで市の財政状況等を踏まえ、段階的に減額を行ってきたことから、今年度の補助金の支出については一旦保保し、当算年度中に改めて補助物の報算基準を定め、補助が象盤最多的職化した上で支出を行う。 なお、令和3年度の支出付いついては、実績を吟い領収支数の規模数件の提出と 求め、一層の適正化を図ったところであり、今後も適正な支出が確認できる書類の添 付を求めていく。	検討中	-	10	令和4年2月24日

局名	指摘先	ページ	区分	と関する事務の執行について 指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公表分	連番	監査結果 報告日
総合政策局	都市政策課	40	意見	<b>尼崎市路線/パス運行支援補助金</b>   [宣复11]   補助金額の相当性のチェック   原崎市は、原鉄交通事業展開が運行している共同・受託・一部を実施機を含む全路線が取得がないたよって運行・経営され、それによって補助金額を削減できるよう必要な対応を取るべきである。	平成30年3月に尾崎市と阪神バスが協力し民間会社に委託して行った調査結果によれば、尾崎交通事業機関が運行する路線は、接種性が高い路像である。すなわち、高紫極数が100以下の路像が開発あるなかで、そのうち路線が尾崎交通である。素を複数が100以下の路像が開発あるなかで、そのうち路線が尾崎交通である。事故などは上されなり、尾崎交通事業収出してを受け上されるので、その分事策収益は減少することになる。 そこで、補助な路線の赤を埋めるために、全路線を原準パスが一元的に運行し、経営を一体化させ、もって政神バスの収益を増加させ、補助路線の返失だけで開始を額を削かするのではなく、全体としての収支のたかで補助金額の削減を図るべきである。 経営の一体については、例えば、尾崎市所有の尾崎交通事業展興株式の全部を阪神バスの「議論と通事業展現を阪神バスの資金となる」と、尾崎交通事業の大阪の海の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の	本市が所有する尾崎交通事業振興株式会社のすべての株式の譲渡について、令和2 年3月に阪神ペスとの間で「尼崎交通事業振興株式会社の株式に関する覚書」を総結 し、協議・調整を進めている。	改善済	-	11	令和4年2月24日
都市整備局	都 市 戦略 推進	41	意見	尼崎市路線パス運行支援補助金 【意見12】補助金の効果測定のために、系統別、区 原始市は、補助金の効果測定のために、系統別、区 同別での収定業を教をとっていると、外せて 社会的重要度(公共性)ようロスセクター効果など の分析も定期的に行うべきである。	「地域住民の足」として存続すること自体に意味があるというだけでは、補助金の効果の説明としては不十分である。補助金の効果しましず成化り可規化して、具体的に設明できるものでかければならか、補助金の効果と認明とできるのでかければならない、補助金の色のを投入しても、その厳格を維持することに当該施修利用者のみでなく市民会体から納得が得られるかという観点からの問題発験と議論が必要である。その結果、採算性が低い路線、政策的に維持するる要性に乏しい緊急の一大を持ちました。その意味、養殖性をしまる機能を削減の可含を引き接受に大き、経験変更・廃止、減便等による補助金の削減の可含を引き接き値について、路線変更・廃止、減便等による補助金の削減の可含を引き接き値について、路線変更・廃止、減便等による補助金の削減の可含を引き接き値について、路線変更、原止、大き、クロスセクターの場を表したうと、から、から、クロスセクターの場を対象は、大きによりでは、大きにより、クロスセクターの場を対象に大きに大きにより、クロスセクターの場を対象に大きに大きに対している。と、大きに大きに大きにより、大きに大きに大きに大きに大きに大きに大きに大きに大きに大きに大きに大きに大きに大	持・確保することとし、市民の生活や経済活動を支えるため、各路線バス事業者等と	検討中	-	12	令和4年2月24日
総合政策局	文化振興担当	44	意見	(公財) 尾崎市文化製具対団に対する補助金 (定見131 補助金文付の無限 足崎市は、補助金文出に関する要綱を定めるべきで ある。	尼崎市は、補助金の交付先が1件であったとしても、補助金の内容や交付手続等を明確にするために、補助金交付要務を策定し、その要綱中に補助金の対象となる経費の存客及で補助金の定め方等も記載することで、民時市の果たす。その機関を引機にするぐさである。また、制命金は本来公益事業に近てられるものなので、会計処理上の必要上、補助金の一能を収益事業に充てるのであれば、どの範囲で充てることができるのか等を要綱中に明記するべきである。	(公財) 尼崎市文化展開財団が所有・運営している尼崎市総合文化センターについては、市に移管後、指定管理者制度の導入を予定している。 指定管理者制度の導入にあたっては、文化事業の実施体制について大幅な見直しが生じることから、その整理と併せて要綱の作成等について検討を行う。	検討中	_	13	令和4年2月24日
総合政策局	協働推進課	46	意見	市民運動各権区推進協議会事具権助金 (至第214 浦助金の適正使用(支出の原村け資料の 登出) 足勢高は、栗綱中に、各地区協議会に対し、支出を 展付ける額収益等の根拠資料の提出を規定するべき である。	要綱第13条では、各地区協議会に対し、事業実績報告書、収支決算書等の提出が義務づけられているが、支出を証する領収証等の機態資料の部付が義務付けられていない。補助金の適正使用を確認するためには、その根拠資料の提出も義務付けるべきである。	補助金の適正使用を確認するため、支出を証する根拠資料の提出を義務付ける要綱 改正を令和4年度中に行う。	検討中	-	14	令和4年2月24日
総合政策局	協働推進課	46	意見	市民運動各地区推進協議会事業権助金 (重見15) 補助金の効果態度 足崎市は、本補助金の効果を測定する指標を適切に設定すべきである。	補助金を交付する以上、その効果が問われるのは当然であって、本補助金の目的に照らした効果調定のために、例えば、各地区を事業の参加者数であるとか、参加官は実施するアンケートの質問事項を工夫し(事業への共感や今後の参加宣称とど、集計結果を分析するなど、適切な指摘を設定して、その軽年的な変化をみるべきである。	本補助金は、各地区の課題解決や魅力向上に向けた地域の主体的な活動を促進する ために交付するものであるため、各事業の参加者数や一体のアンテート結果で指揮を 変定するものではないが、各地区で実施された限組は、毎年「10分が合用に運動」 いう冊子にまとめ、前やの関係団体になく周知するととともに、市内の関係団体が一 間に会する単で数据例や意と契係で行うこと、事業の登録と、制動金の3条 業的な活用につなげている。なお、今後は本冊子に各数組の参加者数などの各級的な データも参与情報として掲載し、事業改善の議議の一動とする。	見解の相違	_	15	令和4年2月24日

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公表分	連番	監査結果 報告日
総合政策局	協働推進課	47	意見	市民運動各地区接道協議会本集権助金 上意見に創立相反の対され(軍務局を施) を地に高乗る中務局をあるため市職員は、補助 会に関連する事務について、協議会内部の意思決定 に関与しないとの立場を、常に厳格に意識すべきで ある。	各地区協議会においては、事務局の一部を尼崎市職員が担っているが、かかる状況は、維帥金申請者と安付決定者が実質的に同一となり、「お手盛り」を報名(免険を定と外でいる。 ・ 事務局の一部を尼崎市職員が担っている理由は、維助金の交付申期手続を含め、 ・ 市の施菓の回鑑業務において、事務の円程化、効率化を図らためであり、 を職員の協議会内部での表榜内容は補助的な事務に限られ、協議会の意思決定 に関わる事態に提供わらない事務を開めまるとのことである。 に関わる事態に提供わらない事情手続とこれがことのことである。 しかし、前の職員が指制会申請手続に関与するととのという。 しかし、前の職員が指制会申請手続に小では協議会の意思決定には関与せて、 しかし、前の職員は、補助金申請手続に小では協議会の意思決定には関与せて、 で、当時を発展のためのアドバイスや補助的な作業を行うにとどまるという立 場を徹底して感謝する必要がある。 足崎市は、上記利益相反の観点から、各地区協議をとの間で、上記職員の事 の範囲を教格に定める内容の協定書等を締結することも検討してよいと考え る。	各地区協議会における地域課は、補助金執行の意思決定に関与しない、あくまで事務局の立場であることはすでに微弦されているが、包括外電電査での指摘を受け、再度地域課に対し、振良の事務の製団を意識・叙述するよう適知した。	改善落		16	令和4年2月24日
総合政策局	協働推進課	49	意見	<b>おまらぶチャレンジ事業補助金</b> 【意見げ】補助金の効果測定 起崎市は、年度末に、各を指事業の実施内容、成果 等について、前記書金会の事後評価を受け、補助金 の効果測定を図るべきである。	補助金により、継続的な事業として軌道に乗ったといえるか、軌道に乗せる手	あまらぶチャレンジ事業では、年度末に実施する成果発表会において、審査会の審 査員を招待し、事業の実施報告をもって補助金の効果を確認いただいており、さらに それぞれの事業に対し助言をいただくことで、事業の改善、継続的な実施につなげて いる。このことから、事後評価は成果是表会の中で既に行われている。	改善済	-	17	令和4年2月24日
総合政策局	協中中 物物地地域域 地地地域域域 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下 下	51	意見	<b>地域コミュニティ搭動支援事業補助金</b> 【恵見18】補助金の適正使用(改数分離への配慮) 尼崎市は、各協議会に対し、協議会補助金が要綱第3 条に定める結削分数外事業に使用されないよう注意 を喚起するべきである。	尼崎市は、栗綱第3条において協議会補助金について補助対象外事業を定め、 そのなかには、宗教的な信頼」があるところ、市民運動中央地区供達協議会内 サキが発売した。 サキが、大きないでは、東京において、地面はことを神事としてのは、本格 毎」が行われ、その式が第を印刷した窓内状のデザイン費と印刷開か収支予集 多」が行われ、その式が第を印刷した窓内状のデザイン費と印刷開か収支予集 多に補助力を経費」に含まないと、(収支決算書では、印刷費は「補助力学 外経費」に計止されている。) この行事そのものは地域振動の活性化という補助を支出の目的に沿うもので あり、特定の宗教に対する提助・助長、促進等になる活動とまではいえない。 しかし、変数の関係即の観点がも、そのような後いを指かないとのには、宗教 行事に直接関係に関係する経費に補助効を支出することに選けることが望まし く、市は各協議会や関係に対して表現の前窓内容と次の、関加するへきである。	地域コミュニティ活動支援事業の募集要項には、政治、宗教に関わる事業や営利を 目的とする事業は対象とならない旨を記載しており、合称4年度の実施にあたっては、 改めて、審査を行う各地区推進協議会や、申請団体に地域最を通して周知を行った。	改善済	-	18	令和4年2月24日
総合政策局	協中中小大立武國 協中中小大立武國 中中小大立武國 田地地地域域域域 城 城 城 城 城 城 城 城 城 城 城 城 城 城 城 城	51	意見	始第コミュニティ活動支援事業補助金 重更見り 補助金の効果固定 尼崎市は、各協議会に対し、協議会が設置している 語考委員会とで各事業の事後評価をさせ、その結果を報告させるべきである。	尼崎市は、申請団体数をもって補助金の効果測定の指標としているが、これ に追加して、補助対象事業と選定した適考委員会に各事業終了後の事後評価も 行わせ、その報告を受けて総合的な効果測定を行うべきである。	地域コミュニティ活動支援事業では、各格議会が年度末に実施する成果発表会において、適考委員会の適考委員を招待し、事業の実施報告をもって補助金の効果を確認いただくとともに、さらにそれぞれの事業に対し助言をいただき、事業の必需、継続的な実施につなげている。このことから、事後評価は成果発表会の中ですでに行われている。	見解の相違	_	19	令和4年2月24日
総合政策局	協働推進課 立花地域課 園田地域課	53	意見	集会施設借上補助金 【意見20】補助金の必要性等のチェック 民崎市は、補助金交付の必要性及び相当性につい て、再確認するべきである。	尼崎市は、尼崎市社会福祉協議会に対し、単位社会福祉協会の活動助成会を補助しており、その補助金をもって本件使用料は本来制われるべきである。 各市立協定には、いずれら管領機能があり、無料とは廉値での利用が可能である。周辺の集会施設が免壊域のコミュニティの器として代替機能を持っているかを調査して、この補助金文付の必要性及び相当性を改めて検討するべきである。	本補助金は昆崎市社会福祉協議会に属さない自治組織も交付対象団体としており、 申請団体に発展を設けることなく市が審査すべき性質であることから、単位福祉協会 に対して補助する場合であっても尾崎市社会福祉協議会の補助金に和み込むことは考 えていない。 また、最多地変は、地を性の所動の場としてがけなか、優米やシクリエッション、また。最多地変は、地を性の所動の場としてがけなか、 また、最多地変は、地を性の活動の場として多様を用途で使用されており、空室状況や 利用目的によって耐吸わめる市立整度が容易に付着できるものではない。 本市における地域コミュニティの維持、活性化のためには、身近な活動の場が必要 であることから、本補助金の継続は必要である。	見解の相違	_	20	令和4年2月24日
総合政策局	協働推進課 立花地域課 園田地域課	53	意見	集会施設信上機助金 【意見2】補助金の効果測定 見範市は、本件補助金を交付したことによる効果を 測定すべきである。	尼崎市の説明では、市施設の維持管理に関しては、事務事業シートは必要と されていないとのことである。 実際の利用状況については、集会施設利用状況報告書(月別の利用日数・利用 者数・事業別利用回数・使用料が記載されている。)により半期に1度報告を受 けているもの、実際にどのような目的で利用されたのか、経年的な変化等も みて補助金の効果を検証・評価するべきである。	本補助金では、交付申請時に集会施設利用計画書の提出を受け、その中で、当該計画に係る総統住民のコミュニティ活動の振興への客与について確認を行うとともに、補助金文付時には、集全施設利用状反報告書により、計画内容と相違なく施設が利用されているかを確認しており、すでに補助金の効果測定は行っている。	見解の相違		21	令和4年2月24日

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公表分	連番	監査結果 報告日
総合政策局	協働推進課課 中小庄花地域課	55	意見	第余所借格補助金 直包321 補助金交付の必要性等のチェック 尼崎市は、補助金交付の必要性及び相当性につい て、再確認するべきである。	尼崎市は、尼崎市社会福祉協議会に対し、単位福祉協会の活動を助成するための補助金を交付しているので、信徳料はその助成金をもって本来期うべきである。また、当該場会所周辺に貨館機能がある公共施設(市立地域総合センター、生涯学習プラザなど)もあるので、それらの施設の利用を促すことも検討するべきである。さらに、補助金を支出する場合は、集会所となっている建物の所有者が当該単位福祉協会であることを、登記記載事項延明書(米登記建物の場合は、建築縣理計書館、本道光熱等機可表。 超度音楽程明係毒類、役員からの説明書など)で確認するべきである。当該単位福祉協会なかるが所有者である場合、信地料は本来その所有者に支払義務があるので、尾崎市は補助金を交付するべきではない。	本補助金は尼崎市社会福祉協議会に属さない自治組織も交付対象団体としており、申請団体に変異を設けることなく市が審査者で、定性質であることから、単位福祉協会に対して補助する場合のみ尾崎市社会福祉協議会の補助金に組み込むことは考えていない。また、集全施設は、地域住民の活動の場としてだけでなく、趣味やレクリエーシンを通じたコミュニティグくりの場として多様を用途で使用されており、空室状況や利用目的によって制限のある市立施設が考別に供すさるものではない。本市における地域コミュニティの維持、活性化のためには、身近な活動の場が必要であることか、本制金の無限は必要である。なお、建物については、東大島等3福祉会館以外は登記されていないが、実質の所有者が当該単位福祉協会であることについては、水道光熱費の値収書で確認済みである。	見解の相違	-	22	令和4年2月24日
総合政策局	協働推進城 機中央地地域域 地域域域域域 支立 花地地域域 議 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課 課	55	意見	<b>鬼会所権権制助金</b> <u>「意見31 補助金の効果制定</u> 日度見31 補助金の効果制定 単位編社能発展を改正して、補助金の交付を受けた 単位編社能発から集会所の利用計画(利用状況について報告させ、補助金の効果を制定するべきであ  5。	足崎市が本件補助金交付を継続するのであれば、補助金の効果を測定するために、補助金欠付を受け工単位福祉協会から当該集会所の利用実績(回数、参加者など)を報告させる医療ある(その前後として、利用計画事の提出もの報う。 設定性上統則金については、その要集上「利用計画事」「利用状況報告者の機出が影的付けあれているが、集会所借地補助金についても、同様の書面の提出を求め、効果測定の資料とすべきである。	利用実態が確認できる書面の提出を義務づけるよう、要額改正について検討する。	検討中	_	23	令和4年2月24日
総合政策局	協働推進課	58	意見	尼崎市社会福祉協議会補助金 「意見24 補助金の適正使用(裏付け資料の提出) 足が発展制定 足崎市は、市社協に対し、上記(3)ア③④⑤の補助金 が各支部・連絡・単稿において、どのような費用に なてられているかがわかる事の機能を求め、不適 切な費者がないかを構造するとともに、補助金の効 果測定の相様を設定すべきである。	尼崎市は、市社協に対して、6次額選営事務象、75連協活動像、594単協活動像、194世協活動像、19地域広報活動推薦をとして補助金を交付しているが、その金額活動製造に立じたものではなく、定額的な金額である。この補助金の依違、支担について、交付売ららは報告事等の提出はない。企会を支担について、交付売ららは報告事等の提出はない。企業のでも、「後し到り」ではなく、市社協には、当該補助金が何の費用に売でられたかを明らかに、油助対象整度以外の発度、支出されていないことを設明する資格がある。合文部・建設・単協の子書・決算書のみにより補助金の使途が明確になるのであればよいが、そうでない場合には、その使途に関する報告書が明確になるのであればよいが、そうでない場合には、その使途に関する報告書が明確になるのであればよいが、そうでない場合には、その使途に関する報告書が明確になるのであればよいが、そうでない場合には、その使途に関する報告書が明確になるままた、単級と対策が進りといる場合を表示し、その検途に関する報告書が明確と表示さればよいが、そうでない場合には、そので表示は、本緒助金のが表記でから、全く変部、連絡、単鉱において共有し改善することが異素的であると考える。とした会費の取る機能が減少している時から対策がないませない。といいまれば、社協加入場に加えて、会員から徴なした会費の収金額、会覧がみ収入金額、実施事業を、実施事業を加者数など活動の実勢を示す数字が考えられる。	報告書の提出については、6支部運営事務費については、市社協運営の直接経費として使用されているものであることから、市に対し活動計画書・活動報告事及び予算を 事・決算事を提出されているものであることから、市に対し活動計画書・活動報告事及び予算 を経由して連絡・単稿と交付されているものであることから、市社協に対し活動計画 事 出協・経験の大師事状に計画はで確認していることを申して連提しており、金別連定指 電子の簡単化を図るため、前に対する報告業類の提出は求めていない。また、効果測定指 増については、単協数の接受しも5ろル課題であるが、最終的はは構成自成機会補助金 から他単位を図るため、様に対する報告業類の提出は求めていない。また、効果測定指 増については、単協数の接受しも5ろル課題であるが、最終的はは構成自成機会補助金 かもももの指揮である「社協力、事」とほぼ同く内容の指揮となるため、現実 また単島の活動内容は、各単協によって様々であり、単一の指標で効果需定すること また単島の活動内容は、各単協によって様々であり、単一の指標で効果需定することはできないが、地域活動の推進に向け、各支部で単協・維護向けに実施している課 進・研修数など、統計的データを活用した補助効果の評価について検討を行う。	検討中	_	24	令和4年2月24日
総合政策局	協働推進課	59	意見	尼崎市社会福祉協議会補助金 「意見25」補助金の適正使用(契約のルール) 尼崎市は、市社協に対し、市社協が当事者になる売 寅、貨情・請負、保管、速送等の契約の方式につい では、市券別拠川に申じる方式で、これを行うよう 要請すべきである。	市は、市社協に対し、地方自治法及び同法施行令の規定の趣旨に基づさ、公正性・経済性確保の観点から、①市契制規則が定める金額以上の契約については、競争入札を行う、②見積合わせをとる業者について資格要件を定める、③ 予定価格に応じ見積合シセ素者数を決めるなど然っくまき後をあように実前すべきである。なお、その際、指定管理業務関係については、指定管理科等で制度のためで効率性が確保されていることから要請対象から除外することはあり得る。	市社協に対し、公正性・経済性確保の観点から、光質、貸債、請負、保管、運送等の契約について、令和4年度中に市契約規則に準じた方式に見直すよう要請する。	検討中	-	25	令和4年2月24日
総合政策局	生涯、学習! 推進課	62	意見	あまがさき市民まつり事業補助金 直型点が 利益相反の力をれ(双方代理) 足崎市は、足崎市民まり影響会の代表者に市長 が就任している現状について、利益相反の危険を考 感したうえでの必要性、不可欠性を再検討されたい。	尼崎市民まつり協議会 (以下、単に「協議会」という。) 規約では、協議会の会長には、即職市長をもって完てるとされているところ (第6条) かかる状態には、印職市長をもって完てるとされているところ (第6条) かかる状態においては、細筋会の交付申請者を受付決定者の代表者が同一となり、利益とまた、補助金の交付申請者を受付決定の代表者が同一となり、利益においては、原本へのアビール等の観点から、市長を代表者とすることのメリットが存することは否定しないが、一方で補助金の申請者と決定権者が同一といりが発展がこれに対する市内というが担当権収益が生じることが、一方で補助金の申請者と決定権者が同一という対理権収支が生じることが、「お手基別」の信服及びこれに対する市内というが担当権収益が生じることが、「お手基別」の信服及びこれに対する市内というが担当者を表しましている。「おり、日本書を表しない。」というには、「本権計する必要がある。「現状を変更するには協議会規約の変要が必要となる。」。例えば、市長を代表的ないと等会長のボストに迎えるとと、上記、リットとのパランスを考慮した方策も協計の余地はあると考えられることから、メリットを重視して現状を変更しない場合には、厳格な効果検証を行うべきである。	尼崎市民主つり協議会においては、民法第10%条の双方代理禁止の規定に抵触しないよう、また利益相反が全じないよう、本市外報用体における限り扱いに乗して、補助金文材や相に係じ、一切の情報を会表が基本の変した。上に対策なの規定と選挙書き業を高級、民総の発展をはなったとも目的とするのであるため、足崎市長が不必要ととも目的とするのであるため、足崎市長が不必要をはなって様にと議論を接めることがふるわしく、協議会長の食剤を市長以外が担うことが起きされた。なお、市長以外の者が会長である場合との比較検証はできないが、あまがさき市民よっり事業補助金の評価については、引き続き事務事業シートにおいて適切に行っていく。	見解の相違	_	26	令和4年2月24日

局名	指摘先	ベージ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公表分	連番	監査結果 報告日
総合政策局	生涯、学習! 推進課	62	意見	<b>あまがさき市民まつり事業補助金</b> 【意見で】補助対象経費と補助率の明記 尼崎市は、要編中で、補助対象経費の範囲を明確 に定めるべきである。	要綱第2条では、補助対象経費について「事業に必要な経費の全部又は一部」 と定めるのみであり、費目を補助率の定めがなく、補助金支出の透明性が確保 されているとはいいがたい。 補助対象経費としては、全線設営費、会場警費費、ポスター・パンフレット 印刷費、環境に配慮したリュース食器レンタル料などが考えられるので、でき るだけ具体的に定めることが望ましい。	補助対象経費をできるだけ具体的に定めるため、補助対象経費を明記する要綱改正を令和4年6月に行った。	改善済	-	27	令和4年2月24日
総合政策局	生涯、学習! 推進課	63	意見	あまがさき市民まつり事業権助金 【意見②】交付先団体ニテ章・決事す役の正確な把 記を制力した。 記を申末したり、補助会収入だけでなく他の収入も記載した収支子算書及び収支決算書の提出を求めるべきである。	尼崎市が要補で定める収支子算書及び収支決算書の各様式については、すべて の収入支出について記載を求めているが、実際に提出されたものの収入側に は、機動金収入の記載しかなく、協議金の収支合計の全体像がわからないの 、末額か金の変要性・機助金額の相当性を判断する資料として、必ずしも十 分とはいえない。	令和4年度の補助金の申請から、協議会全体の収支についての資料の提出を求めている。	改善済	_	28	令和4年2月24日
総合政策局	生涯、学習! 推進課	63	意見	あまがさき市民をつり事業補助金 工意記の1 補助金の効果測定 足崎市は、参加者数を補助金の効果測定の指標とす るのであれば、市民まつりの全体参加者数だけでな く、企画別、市民リの舎を加者数を測定 し、その総年変化も検証するべきである。	事務事業シートにおいては、市民まつりの参加者数(未場者数)を活動指標としているが、「市民租互の製能と進帯意識の職成」という本補助金の目的に 照らした効果測定指標としては、もう少し細かな単位で割定したうえで、経年 的な変化を検証することが望ましい。	より魅力的な実施内容の検討のために、各部会ごとに取組内容を振り返る一助として、令和4年度からは試行的に来場者向けアンケート調査を実施している。	改善済	-	29	令和4年2月24日
総合政策局	關田地城課	68	意見	東国田町給合会構造等権助金 「重見20」組助金額の返還 足崎市は、交付先である尼崎市認可地縁団体東間田 町会(以下、「町会」という。)に対し、このまま 総替機物の引き減しと何会が起こ業者から受けられ ず開館できない状況が長期化した場合は、補助金の 返還を求めるべきである。	補助金交付にあたっては、交付条件が付されており、「交付決定の内容及びこれに付した条件に選びしたとき」は、耐は交付決定の全部又は一部を取り消し、その服備部分について、既に交付した補助金の返還を命じることができるとれている。 をおれている。 は、その服備部分について、既に交付した補助金の返還を命じることができるとれている。 相助対象事業のスケジュールは今布元年10月一今和2年3日に設計、今和2年4日、7月で1日に最初解除、今和2年7日の一名の4年3月に設計、7月度と経過を設備第二年、7月度と4日の大田2日であったが、設計業務が令和2年3月度に有ります。7月度とは、7月度と経過されていったものり、完成建物の完成引度時期を大幅に提過している。類会が不成成建物の完成引度時期を大幅に提過している。類像が完成していても、可会が 対策しを受けられず、開催されないのであれば、任民は使用することができず、補助金の効果はゼロと評価されることから、補助金支出の供拠・理由がなくなる。	町会は令和3年12月、施工業者に対して、「建物の明け渡し」及び「完成是延等に係る損害賠償」を求めて訴訟を提起していたが、令和4年8月10日に和解が成立し、5月22日に融の受債が売了した。 市としては、相関企の返還を求めることはセオ、引き続き町会に対し必要な助言を行うなど、早期の開館に向けて伴走していくものとする。	改善済	-	30	令和4年2月24日
総合政策局	關田地域課	68	意見	東国田町総合会館施等補助金 「登場1」補助金の海正地用の施認 足場3」補助金の海正地用の施認 足場3」補助金の海正地用し、補助対象事業が一 定期間継続するようた場合は、リスクマネジメント の製点から、補助金が適正に使用されているかの確 設を適宜行うべきである。	確認工事請負契約のような課機的事業への補助は、その履行債務内容が複雑 多岐にわたり、履行期間が長くなること等から、約争発生のリスクが高まる。 それを予助するためには、そめ予想されるリスクとその故に策を検討し、その 解討議及もらって、補助金女性を事前と第し、動物金女型と専門によいて も管理する必要がある。書類上の形式的な確認だけでは不十分であるといわざ るを得ない。 市としては、補助金女性分が、リスクを認識し、子防し、頭在化したリスク に適切に対応することを補助金の女性条件(特別、とし、それが実行されてい また。このような確認作業は、所管器だけの実施とするのはなく、市行政 全体の内部統制、リスクマネジメントのシステムの中に位置付け、実行される べきと考えることを付言する。	当該補助金は市の補助事業であることを踏まえ、建て替え決定後、紛争発生に至る 適程での市の関与等について、リスタマネジメントを含めて補助金支出の観点で適回 な対応がなるれたのか否かについて、現在、関係機を交支たプログでを を行っている。 また、本市の内部統制においては、対象項目と定めた制度ごとにリスクや取組の検 証機能に過予足がないか等、評価検証を行い機能向上を図ることとしており、より実 効的なリスクアセスメントの手法について、引き続き検討していく。	検討中	-	31	令和4年2月24日

局名	指摘先	ベージ	区分	生関する事務の執行について 指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公妻分	連番	監査結果 報告日
総務局	給与課	71	意見	環員厚生会補助金 1室見型10回職員の人件費負担(補助率及び必要性 の再検討) 起輪市は、派遣する職員の元役職及び補助率につい て、当該職員を派遣する必要性を踏まえて再検討さ れたい。	本補助金は、今和2年12月8日 尾崎市前台票長 発品前部988号通知「今和3年度に 外部団体等の配貨等に輩忙する本市の志願員の報酬等に対する補助金等の参考 数値の上限額について、に基づき、その金額を定めている。そして、尼崎市 は、事務局長として前長表願員を配置する必要があるとの厚生からの人的支 提の要請に基づき元部を表願員を経置する必要があるとの厚生からの人の大 提の要請に基づき元部を表願員を指定さしているため、元部長級職員に対する人 性養補助の几度解を補助金として支出している。 しかしたがら、厚生会には現在限定立しているため、元部長級職員に対する人 けるを含む金のブロバー職員としたし動物に毎日)がいる。原理内は長格と プロバー職員では末だ事務局長のポストを担うにに億力、経験共に十分とはい が、税務局格が課とはがいて、当該事務長北ストについては市の金額表における 保証、優別を表したりである必要があったとしても、補助率がその上限額 接触について定めためてあって、必要最少の補助率とするよの表別あるかは定かにない、上部毎別はかくまでも 原額について定めためのであって、必要最少の補助率とするようを好簡が補助 会交付団体とのであったとは受けられず、上限額の指動を行うとい う前提ありきで決定されているものと思われる。 要請のあって決定を表れているものと思われる。 要請のあって決定を表れているものと思われる。 要請のあって投稿について年毎を保証でいて再発を検討されたい。 を選集の報告を表していて再発を検討されたい。 を対していていているのと思いた。 を対していていためためであったとしていた。 を対していていためためであったとしていた。 を対していていためためであったとしていて、自然を表していためためであった。 を対していていためためであるとしていてものと思からないである。 を対していたがよります。 を対していたがよりためた。 を対していたがよりまする。 を対していたがよりまする。 を対していたがよりまする。 を対していたがよりまする。 を対していたがよりまする。 を対していたがまする。 を対していたがよりまする。 を対していたがよりまする。 を対していたがよりまする。 を対していたがよりまする。 を対していたがよりまする。 を対していたがよりまする。 を対していたがよりまする。 を対していたがよりまする。 を対していたがよりまする。 を対していたがよりまする。 を対していたがよりまする。 を対していたがよりまする。 を対していたがよりまする。 を対していたがまりまする。 を対していたがよりまする。 を対していたがまする。 を対していたがまりまする。 を対していたがまりまする。 を対していたがまりまする。 を対していたがまりまする。 を対していたがまりまする。 を対していたがまりまする。 を対していたがまする。 を対していたがまする。 を対していたがまする。 を対していたがまする。 を対していたがまする。 を対していたがまする。 を対していたがまする。 を対していたがまする。 を対していたがまする。 を対していたがまする。 を対していたがまする。 を対していたがまする。 を対していたがまする。 を対していたがまする。 を対していたがまする。 を対していたがまする。 を対していたがまりまする。 を対していたがまする。 を対していたがまする。 を対していたがまする。 を対していたがまする。 を対していたがまする。 を対していたがまする。 を対していたがまする。 を対していたがまする。 を対していたがまする。 を対していたがまする。 をがまりまする。 をがまりまする。 をはないたがまする。 をはないたがまする。 をはないたがまする。 をはないたがまする。 をはないたがまないたがまなりまする。 をはないたがまなりまする。 をはなないたがまなりまないないななななななななななななななななななななななななななななななな	市職員の福利厚生に係る業務は、地方公務員法第42条に基づき、地方公共団体がこれを実施しなければならないまされており、前職員が当該業務を直接担当自治体もあるを実施しなければならないまままます。 おりまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	検討中	-	32	令和4年2月24日
健康福祉局	企画管理課	75	意見	社会福祉事業団補助金 意見出うの無質の人件費負担 (本補助金の必要 (生) 起輪市は、事業団の収支が黒字であり、満沢な資金 残高があることを踏まえ、補助金の必要性について 再考されたい。	事業団は、基準により、「事業団の主たる事業は、福道府県、市が設置した 塩資の受託経常に限るものとする。」とされている。企画管理県によると、こ のように事業団の事家の強闘が限定されており、経営基盤が撤削であること が、本補助金を必要とする理由とのことである。 しかし、上述のとおり、事業団は直近手度で最低約1200万円以上の資金収 支差額を生み出しているだけでなく(このほか毎年度500万円以上の資金収 成する必要をはないと思われる。 成する必要をはないと思われる。 成者の表現しないと思われる。 成者の表現しないと思われる。 成者の表現しないと思われる。 成者の表現しないと思われる。 成者の表現しないと思われる。 成者の表現しないと思われる。 成者の表現しないと思われる。 な事を多なでも、00職員権傷の必要性についての記載はあるものの、本補助金に 立ってその、10職員権傷の必要性についての記載はあるものの、本補助金に こってその、1件費を負担することの必要性までも認み収るとはできなかっ た。 したかって、事業団の収支が黒字であり、調深な資金残高があることを踏ま え、補助金の必要性について再考されたい。	包括外部監査において、社会福祉事業団については、収支が黒字であり、測訳な資金残高があるとの見繋が示されている。 金残高があるとの見繋が示されている。 しかしながら、たる機能事業団についるものか。各所としているものか。各所としているものか。各所としているものか。各所としているものか。各所としているものか。各所としているをいる。日かは、日本生活支援施置の長期修練や機器の懸念的な修練に個えた資金が必要であるほか、日本生活支援施置の長期修練等を構造があるとは言えない。 このことから興味は、日本に関するというでは、日本によって事業団の経営が見込まれるため、毎子生活支援施置の遺生が表示しているが、日本と話支援施設の遺生が表示しているが、日本と話支援施工の遺生が表示しているが、また、補助率が適切であるか等と合わせて検討していく。	検討中	-	33	令和4年2月24日
健康福祉局	企画管理課	75	意見	社会福祉事業間補助会 「意見が」の極良の人件費負担(補助率) 尼崎市は、事業団の収支が黒字であり、潤沢な資金 残高があることを踏まえ、現在、100%としている補助率について再考されたい。	本補助金は、令和2年12月8日尼崎市給与課長発尼給第8080号通知「令和3年度 に外邦団体等の役員等に設性する本市の示職員の機構等に対する補助金等の参 考数値の上限機につか取りに基本学が、20金額で飲み出せるする際の「上限 期」を定めたらのであって、その金額でなければなるないとしたものではない。 すなわち、個々の補助金女付先団体の財政状況や補助金支出の必要性に応 して、上限数の機関内で必要扱の補助金を大手でもある。 したかって、事実団の財政状況からして補助金の必要性は認めれば、補助 金の必要性を見度すべきである。しかし、仮は動金の必要性と関立すべきである。 であっても、事業団に対して本補助金の確較を必要でする場合であっても、権 助率については補助金支出の必要性と整合性のある動色を真像に検討された。	包括外部監査において、社会福祉事業団については、収支が黒字であり、測沢な資金投高があるとの見解が示されている。 しかしたがら、社会福祉事業団は、養護者人ホームと母子生活支援施設を有しており、養護者人ホームは今後施士することが決定しているものの、老行化している建物で機器が完全的な修繕(備えた資金が必要であるほか、毎子生活支援施設の長期終終度、大阪の事態に備えた産業後金の施保が全方機であると考慮すると、別日の一般の場合によいては制度をは必要であると考えているが、今後、養護を人ホームの廃止によって事業団の経営状況の必要が見込まれるが、毎子生活支援を設めませま等得来的た投資的経費計画等を踏まえる中で、今後、職務付着に見合った階級の職員を選定の建て申え等得来的た投資的経費計画等を踏まえる中で、今後、職務付着に見合った階級の職員を選定できているか、また、補助率が適切であるか等と合わせて検討していく。	検討中	-	34	令和4年2月24日
健康福祉局	福祉課	77	意見	展情再民生児童委員職主等活動情報を (重見35) 補助金額の適定(活動に支稿のない経費 の適定) 補助金額の適定(活動に支稿のない経費 の適定) 展生児童主義調査等活動費補助金については、 定の単価の実費が償費が支給されているが、実際に 要している美費の額との幸離がないが、具体的に調 査をしたうえで実費が償費の額を検討されたい。	足崎市では、民生委員の調査等活動費補助金として年額9万2,220円を交付しているが、その幕定規則明確ではない。実費予賞費の額が実際に要している実費の額をし回る場合もなることながら、これを下回っている場合は、民生委員に必要以上の負担をかけていることとなり、なり手不足を助兵するおそれがあ活動に支援本化しない経費の制について十分円蓋をしたうえで、活動に必要な働と著しい乖離のない額の補助金を交付されたい。	当該補助金の過不足については、令和4年度中に尼崎市民生児童委員協議会連合会の 意見を聞くこと等、調査したうえで今後の対応内容について検討する。	検討中	-	35	令和4年2月24日
健康福祉局	福祉課	79	意見	高齢者操合自動電運貨助成 直撃見削・助成金の効果調定とデータの活用 尼崎市は、本助成金の効果がにつき、交付枚数とともに様々なデータ等を活用しつつ多角的に検証されたい。	足崎市は、本助成金の事業成果について、毎年度3月末時点での乗車払カード 及び定期券の交付枚数を目標指標をして成果の検証を行っている。確かに、交 付款数は本助成金の目的とする高齢者の社会参加の促進を図る指律のつわとは いえる。しかし、交付数数が高に社会参加、才とわち路線の公利用に結び って、また、高齢者の社会参加の促進が実施的に関わりまたとう。、いわば本事業 また、高齢者の社会参加の促進が実施的に関わりまりをころ、いわば本事。 また、高齢者の社会参加の促進が実施的に関わりまりをころ、いわば本事。 の正当性を基礎づける根拠は、高齢者の社会参加がフレイル予防につながること にあると、医麦人としては多える。また、そのような観点が目的ではないと しても、市民に対する限別として、そのような観点が同じてはないと しても、市民に対する限別として、そのような観点が同じな機能と必要であ あったのまた。 また、再日に対する限別として、そのような観点が同じればいるの効果を 表大限が日本土事政後のの効果を多角的な指標を用いて格証したうえて、利用状 だれ限が日本土事政後の成果を多角的な指標を用いて格証したうえて、利用状 だに関するデータを活用し、本助成金の効果を 最大限が日本土事政後の成果を多角的な指標を用いて格証したうえて、利用状 だに関するデータを活用し、本助成金の効果を最大化する取組みを検討されたい。	現在、交付枚数のみを目標指標としているが、乗車払カードの実際の利用者数を調査し、分析していくことで、まずは外出支援の効果測定を関っていく予定である。	検討中	-	36	令和4年2月24日

局名	指摘先	ベージ	区分	<b>上関する事務の執行について</b> 指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公卖分	連番	監査結果 報告日
健康福祉局	重層的支援推 進担当	81	意見	□ 記疇市地域福祉推議事業補助金     ② 記崎市地域福祉等券事業補助金     □ 記崎市地域電社等券事業補助金     □ 五度3寸 立中社参照体を注入     □ 記録・     □ 記録	本事業の目的は、要編上、「地域福祉の推進を図ること」とされているが、 かかる業計市市の実的業務である。本籍助金は、その手段として、市社協か 地域福祉活動門自の配置をすることを補助するものであり、交付対象団体が 市社協に限定されている。 しかし、業務内容からして、これまでの経緯や実績を除けば、市社協のなどれ は行えないという事情はなく、地域福祉に貢献する他の団体でも同様の地域 前組維護活動を行うことは可能である。そのため、市社協のなを受付象とす ることは、他の団体との公平化を欠く、 ついては、市社協以外も本植物金の交付対象団体に加えたうえで、広く募ら れたい。	市社協への季託事業や補助事業については、今和5年度に向けて、各事業の効果検証 や市社協の選呈状況・損害えた上で、適切なパートナーシップ関係の再構築を図って いくとともに本補助金の交付対象団体についても検討していく。	検討中	-	37	令和4年2月24日
健康福祉局	重層的支援推 進担当	83	意見	□ 記疇市地域高祉推議事業補助金     ② 記疇市地域高祉接等事業補助金     「意見忠」補助金銀の要当性     尼崎市は、本補助金について、補助金額の妥当性について十分検討されたい。	本補助金は、交付対象団体が市社協に限定されているうえ、補助非本が限定されていないため、予算の限り、必要経費の全額が補助金として補てんされているのが現状である。足崎市は、当初、必要をなる人件費を修訂したうえで本補助金の額を設定しているが、それ以降は財産と扱っているうえ、文件を登録が活社はに限定されているため、外部の事業者が自主的に行う事業に対する補助金の額として必要性について、十分な検証が入れているが展別したがって、補助非平限度を定めるなどして、市において適切に事業経費の統制、補助金額の受当性の確係を図るべきである。	市社協への委託事業や補助事業については、令和5年度に向けて、各事業の効果検証や市社協の運営状況も踏まえた上で、適切なパートナーシップ関係の再格能を図っていくとともに適切な事業経費の被制、補助金額の妥当性の確保についても検討していく。	検討中	-	38	令和4年2月24日
健康福祉局	福祉課	86	意見	<b>尼崎市ボランティアセンター事業権助金</b>   <u>電見か  目的の設定</u>   足崎市は、本植助金の要綱において適切な目的を設定されたい。	要綱第2条によると、本補助金の目的は、「社会福祉法人足崎市社会福祉協議会が地域福祉の権態に取り組む事業経費を補助することにより、地域福祉の権態を図ること」とされている。しかし、本補助金は、単に市社協の活動を補助することが自分なのではなく、ボランティア活動の促進と発展等のための媒体のルスさ、計れは、かかるボランティア活動の促進と発展等のための媒体のルスさ、世末ぎ、・市社協は、かかるボランティア活動の促進と発展等のための媒体の小スですぎ、・市社協は、かかるボランティア活動の促進と発展等のための媒体の小なですが、中心によるが、本の目的と手段が遊転しており、市社協に補助をすること自体が10時にしているさらいかるも、一般ではあるけ、おいまなが、大きないない。 要綱で定める目的は様かい想念的なものではあるが、場かを外その目的にない。 要綱ではある目的は様かい想念的なものではあるが、場かを外その目的にないるが、機能し込まれば、大きないない。 当に続いている形式を表しているから機能しない。 当に続い付ける影の重要な情報となる重要なものである。 ついては、改めて、本補助金によって何を実現したいのかを明確に定められたい。	ボランティア活動の促進と発展等を目的に市は本補助金を交付しているが、当該補 助金の要綱にはこれまで目的が明確になっていなかったことから、令和4年11月に要綱 改正を行った。	改善済	-	39	令和4年2月24日
健康福祉局	福祉課	87	意見	<b>尼筒市ボランティアセンター事業権助金</b> <u>【意見句】補助金の効素勘定</u> 尼崎市は、本補助金について、適切た成果指標、効果指標を設定したうえで、事業評価をされたい。	尼崎市は、本補助金とついて、事務事業名「社会福祉関係団体補助金」としたうえで、他の補助金と一括して事務事業シートを作成している。そして、目 情指標として、「尾崎市社会福祉協議会、ボランディアセンター」による相談 受付及びコープネート作弊と金融は高級会、ボランディアセンター」による相談 しかし、市社場への補助金と出はあたまで手段であって目前ではない。現在 いたが、アイスを表して、「大きない」では、大きない。 は、「大きない」では、「ない」では、「	ポランティアセンターは、ボランティア活動を希望する人に活動先(縮祉施設や団 は、個人など)を紹介したり、ボランティアを求める人との構裁しをするものである ことから、信答のマッチング数を、これまでの指標でもある新規登録者数及び相談件 数に加えて評価する。	改善済	-	40	令和4年2月24日
健康福祉局	福祉課	87	意見	尼衛市ボランティアセンター事業権助金 「意見41」交付対象団体の拡大 足崎市は、本補助金の交付対象団体について、市社 場に限定セす、広く奪られたい。	本事業の目的は、要編上、「地域福祉の推進を図ること」とされているが、 かかる装飾は市の水来的業務である。本補助金は、その手段として、青井協が 地域福祉活動等門包の設置をすることを補助するものであり、交付等整団体が しかし、業務内等からして、これまての経験を実績を除けば、市社集のみを りれば行えないという事情はなく、地域福祉に貢献する他の関係でも同様の地域す 高社推進活動を行うことは可能からある。そのため、市社協のみを受材が象と ることは、他の団体との公平柱を欠く、 ついては、市社協のみを受材が象とが いいては、市社協の人をの公平柱を欠く、 ついては、市社協の人をでは、本体の	市社協への委託事業や補助事業については、令和5年度に向けて、各事業の効果検証 や市社協の運営状況ら闘まえた上で、適切なパートナーシップ関係の再構築を図って いくとともに本補助金の交付対象団体についても検討していく。	検討中	-	41	令和4年2月24日
健康福祉局	福祉課	87	意見	<b>店崎市ボランティアセンター専業権助金</b>   <u>「重見な」補助金額の要当性</u>   足崎市は、補助金額の要当性について十分検討されたい。	本補助会は、交付資象団体が市社協に限定されているうえ、補助非が限定されていないため、予算の限り、必要経費の全額が補助金として補てんされているのが現状である。足縁市は、当初、必要をなる人件費を修訂したうえて本補の金額を設定しているが、それ以降は規と置めているうえ、文本がお社協に限定されているため、外部の事業者が自主的に行う事業に対する補助金の額としたの思当性について、十分な検証がよれているが展別したがいて、補助率や限度を定めるなどして、市において適切に事業経費の被制、補助金額のと当性の確保を図るべきである。	市社協への参託事業や補助事業については、令和5年度に向けて、各事業の効果検証や市社協の選望状況も踏まえた上で、適切なパートナーシップ関係の再構築を図っていくとともに適切な事業経費の統制、補助金額の妥当性の確保についても検討していく。	検討中	-	42	令和4年2月24日
健康福祉局	福祉課	89	意見	社会福祉協議会マネジメントアドバイザー設置事業 制設金1 補助金の必要性のチェック 足崎市は、本植助金について、アドバイザーを招く 必要性について再考されたい。	いてアドバイザーを必要としたのであれば、それによる課題に対する効果を検 証したうえで、徐々にその必要性が低減していくはずである。恒常的に必要な	当該補助金交付については、市社協の地域福祉計画の策定に向けた助言を外部の専 門家から襲取することなどを目的としており、当該計画は中でに策定済で、一定の目 的を達したことから、令和6年度に向けに廃止する。	改善不可能	-	43	令和4年2月24日

局名	指摘先	ベージ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公表分	連番	監査結果 報告日
健康福祉局	福祉課	89	意見	社会福祉協議会マネジメントアドバイザー設置事業 補助金 」並見41 交付要綱の策定 足崎市は、本補助金について、要綱を定められたい。	本植助金については、要綱が定められておらず、「市長は、市長の指定する 事業を行な社会能を法人(中略)に対し、予算の復間内において、補助金を支出 (中略)できる。」とする危略市社会能社法人の成果保留第2条の程度のみによっ て交付されている。そのため、その手続きはおろか、補助金の目的と補助対象 支書に認慮されているのかである。」 しかし、補助金の透明性を高め、統制をするためにも、事業目的を明記した うえて、要綱を定められたい、おいある中で市社協のみに対して専門家と起酬する うえて、要綱を定められたい、おいある中で市社協のみに対して専門家と起酬する のでは、市社協以外も利用可能な制度とすべきである。また、日間のに対して 定の上、市社協以外も利用可能な制度とすべきである。また、目的に対して 定の上、市社協以外も利用可能な制度とすべきである。また、日間のに対して 定の企業が得る。課題が解決するはすであることを考えると、一定の補助対象 象別間を定めるべきである。	当該補助金交付については、市社協の地域福祉計画の策定に向けた助言を外部の専門家から襲視することなどを目的としており、当該計画はすでに策定済で、一定の目的を達したことから、令和5年度に向けに廃止する。	改善不可能	-	44	令和4年2月24日
健康福祉局	福祉課	90	意見	社会福祉修鵬会マネジメントアドバイザー設置事業 通野金451 補助金の効果測定 日産見451 補助金の効果測定 記締市は、未補助金について、必要性があると判断 される場合は、目的に即して効果を検証されたい。	監査人としては本補助金についてそもそもその必要性について疑問をもって いるところである。そのうえで、なお本補助金を必要と判断するのであれば、 目的に即した効条検証をされたい。	当該補助金交付については、市社協の地域福祉計画の策定に向けた助言を外部の専 門家から襲使することなどを目的としており、当該計画はすでに策定済で、一定の目 的を達したことから、令和5年度に向けに廃止する。	改善不可能	_	45	令和4年2月24日
健康福祉局	福祉課	91	意見	風崎市地区民生委員児童委員 協議会関係業務補助金 「意見40」補助金額の相当性のチェック 尼崎市は、本補助金について、金額の妥当性が確保 されるように検討されたい。	実際の業務内容の複雑さや量などに応じて、補助率や限度を定めるなどして、市において適切に事業経費の裁制、金額の妥当性の機能を図るべきである。	市社協への委託事業や補助事業については、令和5年度に向けて、各事業の効果検証 や市社協の選賞状況も厳まえた上で、適切なパートナーシップ関係の再解集を図って いくとともに適切な事業経費の被制、補助金額の妥当性の確保についても検討してい く。	検討中	-	46	令和4年2月24日
健康福祉局	福祉課	96	意見	尼崎市地域高齢者福祉活動推進事業補助金 「変見れ") 于算組成及び交付対象 尼崎市は、本補助金の身便団体が、事実上、市社協 組織内の団能に変されているため、補助金のあり 方を再考されたい。	本補助金が目的としているところは、尼崎市地域福祉計画の基本理念の実現のため高齢者の出きがいを促進し、前長が高齢者福祉に関心ともって理解を深め、自主的に活動する地域福祉コミュニティの形成を推進すると地域福祉の推進自主的に活動する地域福祉コミュニティの形成を推進するとかには、特別の自主がに保険する。参考を操作用や同様かられて状での構造することが必要であり、発展していてと、行政がから活動を促進することが必要であり、発展していて、と、行政がある活動を促進することが必要であり、大学内域としていて、上で行いて、大権助金が発施的に関係することが必要であり、大学内域というと、大学和協会が発展的に関係することが必要であり、大学の表して、大学権域なら含めて、通切な補助金のあり方を検討されたい。	地域福祉の推進を図る目的の担い手として市社協の関連団体以外へ補助金が交付できるよう要編の改正は済んでおり、かつそれに沿った適切な運営を行う。	改善済	-	47	令和4年2月24日
健康福祉局	福祉課	96	意見	尼衛市地域高齢者福祉活動推進事業権助金 「意見名」南井原に対する補助金の機断的視点から、 可能し、 起輸市は、村井原に対する補助金について、その目 的や事業的は、補助的金銭を貯立重していると思わ れるため、模断的に見渡されたい。	市社協に対する補助金は極めて多岐、かつ多額に上っている。細かな文音の 相適を告象すれば、その多くは「社会福祉法人原崎市社会部品協議会に補助す ることにより接続路位相能を包含こと」であり、自的を未適にしているもの も多い。また、内容としてら各事業に関する事務局機能やコーディネートを行 うための人件費は割、獲金費を制制するものである。すなわら、市から市社 協に対しては、規模部の労働という名の予において定められる様々な事業を これらに求め、日本の大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	市社協への委託事業や補助事業については、令和5年度に向けて、各事業の効果検証 や市社協の選累状況も描まえた上で、適切なペートナーシップ関係の再構築を図って いくとともに、補助金額の妥当性の確保についても検討していく。	検討中	-	48	令和4年2月24日
健康福祉局	高齢介護課	99	意見	<b>住宅改造業助成金</b> <u>【意見40】申請書類の簡素化</u> 足崎市は、マイナンバー制度などを有効活用し、申 請書類の簡素化を検討されたい。	マイナンバー制度の導入によって様々な情報が扱づけられているうえ、申請者 の同意を得れば方件で確認することも可能であるから、部付資料を必要最小限 としたうえで手載を簡素化されたい。	本事業については、尼崎市社会福祉協議会(以下「市社協」)に相談受付、訪問開意、改造内容の提案及び申請書類の進建等、一連の業務を表定している。現行では市社協としても申請者の信頼状況、所得状況を構認した上で、市に申請書類を追達してきたという経済がある。こうとなび及を結まえ、マイナンバー制度なども含め、申請書類の情報化に向けて検討を行う。	検討中	-	49	令和4年2月24日
健康福祉局	高齢介護課	102	意見	老人クラブ新藤等社会新藤保護事業運営助成金 【重見の】団体製及び加入車場側に回じた取り組み 尼崎市は、老人クラブ敷及び加入車を増加させる取り組みを推進されたい。	団体数及び加入率が減少傾向にある要因について虚心地壊に多角的な視点で検証し、制度の修正も含めて取組を推進されたい。	全国的に老人クラブの団体数及び加入率が減少傾向にある中、兵庫県において、コロナ禍により、地域のつたがりの高帯化、外出機会の減少によるアレイルの進行、地域活動の保険など、新たな地域理の場配化した。これらを踏まえ、コロナ禍における地域課題に支付かずる最高から、3年を日途に支援対象を拡充し、所たな枠組み、による助成を行う方向性が示された。中心としても、県の拡充内容に合わせて、引き続き、老人クラブの支援等の取組を進めていく。	検討中	_	50	令和4年2月24日

局名	指摘先	ベージ	区分	関する争務の教行について 指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公卖分	連番	監査結果 報告日
健康福祉局	高齢介護課	102	意見	老人クラブ新新等社会活動促進事業運営助成金 「意見の」活動の健康 民騎市は、老人クラブを通じてより多くの会員が活動するよう指導を継続されたい。	老人クラブは、1団体おおむね30人以上という要件が定められている。これの 全図するところは、一定数の高齢者を集めて交減を促進し、より多くの高齢者 に活動してもうという機能と思われる。 しかし、相当数の会員が軽軽されているものの、各活動への参加率が低い団 体もある。 ついては、各団体の参加率を向上させるよう、指導を継続されたい。	従前から老人クラブの加入促進等に向け、市報あまがさきに際集配率を掲載するな ど広報活動や、敬老の日には老人福祉大会を開催し、老人クラブ指導育功労者や優良 老人クラブ等に対する市長表彰を行っている。これら取り組みを通じて、老人クラブ へのさらなる支援、指導を図っていく	改善済	-	51	令和4年2月24日
健康福祉局	高齢介護課	103	意見	<b>憲体等代替職員受補助金</b> 【重見記】補助金の必要性のチェック  【重見記】補助金の必要性のチェック  と始れた、本部助金の利用がされない原因を調査したうえて、利用されやすいように要性の変更を行う、あるいは必要性がないのであれば創度の撤廃を検討されたい。	本補助金は、制度としては存在するものの、制度関係以降、一度も利用され た実績がない。10年以上にもかたって一度も利用がないということは締めて例 外的であり、利用のための要性が厳しい、あえて利用するまでのメリットがな い、そともも周知がされていないなどの、制度と改善すべき理由がある可能性 がある。または、そもそも果って、ニーズがない動性も考えられる。した がって、この点を検証したうえで、対応を検討されたい。	当該補助金の補助対象施設は、市内5か折の軽費老人ホームのみである。本補助金の 利用がされない原因を調査したうえで、事業の必要性等の検討を行う。	検討中	-	52	令和4年2月24日
健康福祉局	障害福祉效策 担当	107	意見	<b>産産心育経等す漫画事業体制能持権助金</b> 【型見記】 補助対象事業者の見直し 民崎市は、旧障客別連順事業を実施していた氏庫県 内の生活が護事業者を補助対象事業者の条件として いる点について、見直されたい。	要綱第2条で、補助の対象となる事業者として、旧層書児通問事業を実施していたことが条件とされているため、新聞に交付先となる法人が生じる可能性は、総めて低く、抽動物象事業者は、事実上、現在安化を受けているは先人に限たされることになる。国の事業の廃止により、国の事業を利用していた重能の分層を含むが急激なってきなくなることにより、当該事業所を利用していた重能の分層を含か急激ないませな。 (金銭の大きな) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	当該制度は、国の補助事業(重症心身障害児(者)通関事業)を実施していた施設 が、平成24年度の法制度の改正によって当時の青澤師配置に相応する傾倒算定が受け られなくなり、18歳以上の重症心身障害者に対する通所サービスの機能(着護師配置を の地構力)が構造となったため、当該施蔵の利用がかいる質像の目的体により制度に においては全国的に障害者の重度化・系命化が進ま中、平成24年の制度立立以降も通 ボナービス(生活介養)に係る機構整定において、看護師の配類が事や芸を受知が に行うなど、重症心身障害者の可度化・系命化が進ま中、平成24年の制度立立以降も通 ボナービス(生活介養)に係る機構整定において、看護師の配類が事を発を見知する必要を に行うなど、重症心身障害者の日中圧動の場の確保に取り組んでいるところである。 のような治りもあら中、直が異位の補助が参率業者に対しているところである。 止)ことは現実的ではないため、市内(本市の利用者が通用可能な保険市を含む、引き の生活方律業所における看護の配置、(加度の取得) 次代令も簡素しなから、引き 健き、当該補助制度の見感しについて慎重に検討を進めていく。	検討中	-	53	令和4年2月24日
健康福祉局	摩害福祉課	109	意見	グループホーム等新規開設サポート事業補助金 【恵見台】補助金の近差性のチェック 記録市は、新規開設後のグループホーム等の運用状 仮についても加味して、継続の必要性を検討されたい。	本補助金を括用して、グループホーム等が新展に開設されたとしても、仮に 短期間で閉鎖されてしまえば、市内や総定員数は増加セす、障害者の地域にお ける自立生活の後途が期待できないだけでなく、補助した費用に対する効用 あ、十分ではか、そればかり水、本制助金を用して、購入される臨品は、 関人や関係で、減用することができる6のも多く、仮にそうした事態が生じれ、 個人を開催で、減用することができる6のも多く、仮にそうした事態が生じれ、 の大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	グループホーム開設後、短期間で開鎖または定員数が減少するなどして、グループホーム等の開設促進に等もしなかったとみなされる場合には、補助金の返遅を求めることができるよう、交付技定の販消し等の要件を追加した。また、グループホームの整備を進いまたり、自内の利用状皮や今後の利用ニーズを把握するととに、その情報をこれからグループホームの変し関政や規序を検討している事業者と共有することによりグループホームの定し数で増加につなげてため、ブループホーム等の開設後は、市内の指定事業所が参加する「グループホーム・短別人所ネットワーク会議」へ機種的に参加することを求める交付要件を追加した。	改善済	-	54	令和4年2月24日
健康福祉局	障害福祉課	111	意見	<b>障害者小規族作業所運営者等補助金</b> <u>【重見53】補助金の必要性のチェック</u> 尼崎市は、地域活動支援センター事業補助金と目的 が重接しているため、補助継続の必要性について検 対されたい。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(いわゆる、障害者給含支援力)第5条第27項に規定される地域活動支援センターに対して、、「原稿市地域活動支援センター事業補助要側、圧基でき組制の全分付がなられてあり、尾崎市地域活動支援センター事業補助要側、圧基でも機力を含む、大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大	兵艦県の県政改革方針令和4年度実施計画において、令和4年度から3年間の基連措置 期間(投降的に集制的版を1/4寸つ減額)を経て、令和7年度に小規模作業所への補助 金が廃止されることとなった。 本市においても県の原成しにあわせ、令和7年度に補助金を廃止することとする 、経過措度期間中は段階的に破離とれる県地向負担分を市が補填する支援策を行う ことで、法内施設への円清な移行等を促進していく。	検討中	-	55	令和4年2月24日

局名	指摘先	ベージ	区分	上関する事務の執行について 指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公妻分	連番	監査結果 報告日
保健担当局	保健企画課	113	意見	<b>尼崎口腔衛生センター事業補助金</b> 【重見の】補助金叉付立好象となる費用等の明確化 尼崎市は、減低低期費の内容や支出運用について、 明確にすべきである。	要綱によると、補助金交付対象経費として、減価能理費(口腔療生センター 増物)を支払うこととし、当該減価債重費は、今和30年度まで支出されること が規定されている。また、無足説明記載のとおり、尾崎市海科医師会と前記と 延期できれている。また、無足説明記載のとおり、尾崎市海科医師会と前記と 延期では、一般村田法人尾崎市海科医師会と立盆財団法人尾崎市路 法減価情報費を、補助金として今和30年度まで支出するとともに、この補助る は、特殊、口経動をセンター場動の全量で禁るとの動の負別としての補助る全量である。当会は、 が記載される「原金修理力量」とは、番科医師会が区分所有する口腔療化センターの建設でより、原金修理力量とす。 が記載される「原金修理力量」とは、番科医師会が区分所有する口腔療化センターの建設では、 クーの建物に対する質料、使用をといるのではなく、将来、口腔療化センターの連続をは ターの建物に対する質料、使用をといるのではなく、将来、口腔療化センターの連続を対しているものであり、仮に、口腔をセセンターの連続を対しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま	令和5年度分の補助金交付から適用できるよう、減価能対象の項目について、経費内 客を補足すると共に、建物が建告えられなかった場合の積立金の返還について要綱に 記載するよう調整中である。	検討中	-	56	令和4年2月24日
保健担当局	保健企画課	114	意見	尼崎口腔衛生センター事業補助金 【意見の7 補助金の適正使用(支出根拠資料の確 証) 足崎市は、物件費の支出実績の確認方法について、 保計すべきである。	現在、末端助金においては、歯科医師会からの端助金女付申請を受けて、補助金文付本迄を行い、5月、7月、10月、及び翌年月の中4回に均等額を分割して文付したのち(実施部分)、年度が終了しためと、歯科医師会から提出さる大震機能を参照があった場合は、表観の返還を求める運用がなされている(要解制2条)。 実績報告の事力注としては、毎年経済を機関が加速があった場合は、表観の返還を求める運用がなされている(要解制2条)。 実績報告の事力注としては、毎年経済へ機関が直接接き、報告書の裏付け資料の機示を受けて、確認されているとのことであるが、資料そのものが提出されているわけではない。	実績報告の際、根拠資料の確認については、提出を求めることを前提に、根拠資料 の調整を口腔衛生センターへ求めていく。	検討中	_	57	令和4年2月24日
保健担当局	保健企画課	116	意見	第2次数金医療補助金 「重見38」補助金の機当・目的の明確化 起輪市は、民間病院も第2次数金医療を担当しやすぐ するために、民間病院に補助を行うことを目的とす ることを、要綱上明確にすべきである。	要綱第5条で「四半期ごとで市が定める体制の6割を、医師会に加入する実施 施設相互間で確保されることを要件として行うものとする」とされ、要綱第5条 で、「6部解料目の日度X7倍度の合計回数に100分の600を見て得予数に、補 助金基準単係を使して得た到、全部動き単値としているのは、民間院で6割を 負担する整旨とのことであるが、そもそも、公的病院と民間内院の反別がどの よりになされているのか、走がではないことを修成で、この趣管が要綱上、 不明酸となっているのか、走がではないことを修成で、この趣等が要綱上、 不明酸となっている。 をしては、大きない。 をしては、大きない。 では、大きないない。 では、大きないない。 では、大きないない。 での他である。 では、ないないないない。 での他である。 では、ないないないない。 での他である。 では、ないないないない。 での場合は様実的に正常動する での他である。 そで、要綱を改正したり、細則を定めるなどして、この趣管 を明らないているとは、 を明らないないない。	民間病院に補助を行うことを目的とすることを、要綱上明確にするため、要綱第5条 補助要件にその旨を明記した。	改善済	-	58	令和4年2月24日
こども青少年	こども福祉課	118	意見	現幼児一時限かり事業権助金 「意見回」建助金額の担当性のチェック 民商力は、引きを額の一時間かり事業の補助金額の基準 である利用児監数について、事業所からの報告だけ でなく、その正確性を担保するための手段を検討す べきである。	乳効児一時預かり事業の利用児童数は専ら事業所からの報告により確認されており、その正確性の相保は必ずしも十分とはいえない。 今後は、保養からの一時所の申出と夢や職員の業務日証など、一時預かりの実態が確認できる資料との照合により、利用児童数を確認するとのことであるが、確実に用来を確認していまながら、さらに、利用児童数を偽る等の不正を防止する手段を検討すべきである。	経前から全ての交付先施設に対し、毎月報告書形式で利用者の確認を行っており、 保護者作成の一時預かり申込書や職員の業務日誌など、さらに、一時預かりの実態が 確認できる教育の提供を水がいるととろであり、今後精査といいく。 指摘を踏まえ、今年度に無作為により抽出した交付先施設を対象に市職員が訪問 し、一時預かの実態が確認さる資料を検証することで報告書内容に相違ないこと を確認する抜き打ち検査を実施する。	検討中	-	59	令和4年2月24日
こども青少年	こども入所支 援担当	121	意見	一時預かり李集権助金 【意見の】補助金の適正使用(利用児童数の正確な 型限) 足崎市は、一時預かり事業の補助金額の基準である 利用児童数について、事業所からの報告だけでな く、その正確性を担保するための実効性のある手段 を継続的に検討すべきである。	各基準額の根拠となる人数の幅が大きいことで、利用児童数の水増しによる 領別は、2代代売組設の自主等を対象であるとはいえ、これまでは、実際の利用児童数の形 限は、2代代売組設の自主等を対象を対象と関係である。 度から、市の相当者が支付先組設を封れた際に、接き打ち調査として、保護者 様式の一時行かり申込基や機関の業務目並など、一時預かりの実態がから 利を確認する運用がなされている。 さらに、合和44月から、全ての交付先組設と対し、時預かりの実態が確 認定さる資料の機能を求めているとのことであるが、本室を報告書の作成時点 は、前は当該費材を優勝するでに至っていない。 以上により、民趣市において、合和2年度以降、利用児童数の正確性を担保する を確認的に実施し、要補第12条が定める調査の実効性を確除する方策を検討していくことが望ましい。	令和2年度から、市の担当者が交付先施設を訪れた際に、抜き打ち調査として、保護者作成の一時預かり申込書や職員の業務日誌など、一時預かりの実態がもかる資料を確認するようにし、さらに、令和4年1月に全ての交付先施設に対し、保護者作成の一時預か申し金予職員の業務日誌など、一時預かりの実態が譲渡できる資料の提供を収め、全ての交付先施設から回答があり、現在精査中である。今後も同手段でその内容を確認し、利用児童数の正確性を担保するよう取り組みを行う。	改善済	_	60	令和4年2月24日

局名	指摘先	ベージ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公表分	連番	監査結果 報告日
こども青少年局	こども入所支 接担当	123	意見	接長保育事業補助金 (法人保育園・認定こども園・ 地域理保育事業別) [登見6] 補助金の適正使用 (利用実態の正確な世 型) 尼崎市は、補助金額の基準である延長時間の実施把 屋について、事業所からの報告だけではなく、その 正確性を担保するための手段を検討すべきである。	令和2年度から、市の担当者が交付先施設を訪れた際に、抜き打ち調査として 保護者作成の延長後背申込書や職員の業務日誌たどの延長後背の実態がわかる 資料を鑑定する連用となり、さらに、前は、令和4年1月から、すべての交付を 類似により、金板供育の実態が確認とさる資料を開発を表かているが、本監査 以上により、令和2年以降、延長保育時間の正確性を担保するための手段が 以上により、令和2年以降、延長保育時間の正確性を担保するための手段が 議じられてきているところであるが、今後も、即年段の会響等を機能的に実施 し、要開第13条が定める調査の実効性を機保する方策を検討していくことが望 よしい。	令和2年度から、市の担当者が交付先施設を訪れた際に、抜き打ち調査として保護者 作成の延長終育申込書を職員の業務日誌など、延長保育の実態がわから資料を確認す あようにし、さらに、令和4年11にすべての交付先施設に対し、保護者性の必要 資申込書や職員の業務日誌など、延長保育の実態が確認できる資料の提供を求め、全 ての交付先遊から回窓があり、現を情報中である。今後、同手段でその内容を確認 し、延長保育時間の正確性を担保するよう取り組みを行う。	改善済	-	61	令和4年2月24日
こども青少年局	保育管理課	124	意見	民間社会福祉館野運営支援を集補助金 意見62 補助金の適正使用 (裏付け資料の提出) 尼崎市は、補助金申請時の話付書報として、職員の 実在や動助状況を裏付ける資料の提出を求めるべき である。	短時間勤務の職員については、市において必ずしもその実在や勤務状况等に つき変換付を得ておらず、いわば保育館の自己申告に表ねていることとなる。 そして、本権助金の申請にあっては、配置が確認さを指定して申請を 行うものであるため、結果がには、所において変付けを特でいない、保育園の 日日中日に基づいた職員の配置を研髪に、補助とおいて変付けを特でいない、保育園の 日日中日に基づい、職員の配置を研髪に、補助とおいて変化があること となって、市は、職員の実在や勤務状況を正確に把握するために、その裏付け となる原用契約者といしは常格証等の資料の提出を求め、その実在や勤務状况 等を正確に把握するべきである。	令和4年度から勤務形態関係なく全職員の雇用契約審資格証の提出を求め、実在や勤 務状況等を正確に把握することとした。	改善済	-	62	令和4年2月24日
こども青少年	保育管理課	126	意見	<b>個品及び施設改修費等権助本業費</b> <b>」</b> 査量応引 補助金額の相当性のチェック 足崎市は、個品の補助については、増員分のみを対象とすることを基本とし、過度な支出を回避するための措置を講じるべきである。	本補助金が保育の質を確保するため、小型遊具や備品、保育士等の研修費用の一部を制助することを聴覚さするものである以上、少なくとも備品については、増見分についての補助を基本とすると考えらい。 備品については、増見分と在補関児分をある信度可辨に区別できると考えられるため、税金保管とする以上、遺産な気料を回避すべき必要がある。 そのため、定場得賃分を分輪に指える備品等の購入については、その必要は金銭をおいました。 を確認する場合によっていました。 を確認する場合によっていました。 のか、単純したいでありた。 などして、通信ないました。 などのは、またり、これでは、またり、またり、またり、またり、またり、またり、またり、またり、またり、またり	監査の指摘を踏まえ、令和3年度から定員増員分を大幅に超える億品等の購入については、煙由者の提出を求め、当該申請が補助事業の趣旨に沿ったものであるか確認を行った。	改善済	_	63	令和4年2月24日
こども青少年局	保育管理課	128	意見	第卒保育土職保等無費 「重現の1」人材確保のための方策の拡充等 足崎市は、新卒1年目のみならず、継続的な処遇改善 策を飲るとともに、数労権においても、多面的な人 材権保険を講じるべきである。	他の自治体では、1年目のみならず、その核も継続的な勤務がなされた場合 に、さらに支援を行う場合もあるなど、保育士強保のための処遇改善策計自信 体によって様々であり、近路自治体との保育士の取り合いという状化も事実し 見られるところであるので、危略而においても、住民の保育環境の機能のた あ、緩慢的な保存社の処理治治療策をとることが必要と考えられる。 離職者と また、保育工程については、いかにより手を増やしたところで、離職者と されるというというというというというというというというというという は他に対した。 は他に対したないでは、いかにより手を持つしたところで、離職者と とれるというというというというというというというという。 の事後で防止するというというというというというというという るインセンティブの付与のみならず、離職理由等の分析を進め、多面的な人材 確保策を課じる必要があると考える。	保育土施保事業について、これまで実施してきた補助事業を拡充し、継続するとともに、保育土の階級の要因等を把握するため、保育施設の協力を得ながら、保育現場で働く保育土への実施調査等を実施し、有効な施策を検討する。	検討中	-	64	令和4年2月24日
こども青少年局	保育管理課	130	意見	及博市班人祭育園施設施備容楽補助金 【意見信】 選考過程の公開 起崎市は、法人保育関節変整備事業過考会議におけ 危端方の基色ついて、支限のない範囲で広く市民 に公開することが望ましい。	本補助金は、建物の増改築や大規模改修を伴うものであることから、金額も 多額によるとこう、いかなら適考基準で、いかなるプロセスに基づき整備事業 が決定されたのかは、納税者である市民に広く公開されるべきである。	本事業の概要、遵考の基本となる要件(老朽度や建築年数、定員増数等による優先 期位の設定)、事業実績や要綱・要側など、遵考や法人選案に当たって支障がない間 示が可能な情報について、市ホームページにて令和4年度中に公開する。	検討中	_	65	令和4年2月24日
経済環境局	経済活性課	131	意見	創業支援 (創業組長團書支援) 英業補助金 「登長郎」 交付申請書の内容審査 出意見郎」 交付申請書の内容審査 は場前は、本籍制金の交付決定にあたり、交付申請 書の終付書類 (事業計画書等) について、より完実 した内容のものを求めるべきである。	容審査が適切に行われたとは認められない。	合和4年度から、新たに全国で創業支援施設の運営実績のあるインキュペーションマネージャーに変更し、配業等プラザウトうご配刷」及び「創業支援イススアビースフービスの運営・運程及び創業者を受けっている。事業の実施に関する事業を行っている。事業の実施にあたり、インキュペーションマネージャーから管理運営体制、目標値(KGI)、事業ごとの概要及びスケジュール等の事業計画書を提出させ、内容が適切か書査を行う。	検討中	_	66	令和4年2月24日

				関する事務の執行について		◆和5年1月6日時代の標準内容証行				欧米绘图
局名	指摘先	ベージ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公表分	連番	監査結果 報告日
経済環境局	経済活性課	131	意見	創業支援(創業拠点運営支援) 李泉補助金 「重見の」補助金の進正使用(李素を工程官書の内 妥審定) 民崎市は、交付額の確定にあたり、事業完了報告書 の添付書類(事業実績報告書等)について、より完 実した内容のものを求めるべきである。	事業完了報告書に指付された事業実績報告書の内容が薄い、特に本事業の中 核をなすインキュペーションマネージャー業務について、インキュペーション マネージャーさないい3名の出勤実績に抜けされているものの、出動自の具体 が反抗動所等がから資料に結び含れている。のため、交付動の能定にあ が反抗動所等がから資料に結び含れていない。このため、交付動の能定にあ さない。事業元子報告書にある。そのでは一般である。 なお、事業元子報告書にある。 のの直接的な提出れないものの、経済活性温の職員が活性に機構に出向き、現 地で書並しているとのことであるが、現地書並ぞれを享を受ける一等を支払する を確認しらる文書等は作成されておらず、いずれにせよ審査手法として適切と はいえない。	新たなインキュベーションマネージャーから、出駒実績だけでなく、個別相談記録等の月次報告事を提出させ、各月ごとにインキュペーションマネージャー業務が適切に実施されているかを確認している。	改善済	-	67	令和4年2月24日
経済環境局	観光振興課	133	意見	足隣版観光地域づくり推進本業権助金 【意見念】交付申請事の内容審査 尼崎市は、交付決定にあたり、補助金交付申請書に 応付される事業施展製について、より充実した内 容のものを求めるべきである。	補助企会付申請書に添付された事業実施概要の内容が薄く、収支予事事の事業費の順難終拠も明確になっていない、このため、交付決定にあたり、要編第条 名に基づき補助金を付申請書の内容蓄板が適切に行われたとは認められない。なお、申請内の診理が開始を地下う資料等について、足崎市への直接的な提出はないものの、観光振興課の職員がありまざき観光節に出向き、現地で審査しているとしことであるが、現地で事業して必要を重要しているというという。 認しこう文書等は作成されておらず、いずれにせよ審査手法として適切とはいえない。	令和4年度の補助金については、事業ごとの予算額が入った事業計画が提出されており、4月25日にあまがさき観光励にヒアリングを行い、各事業についての詳細を構認している。 また、今和4年度から補助金の交付については必要な時期に必要な金額を支出することとし、上半期と下半期に分けて交付することとした。	改善済	I.	68	令和4年2月24日
経済環境局	観光振興課	133	意見	足崎族観光地域づくり推進を実植助金 「重見の」補助金額の相当性のチェック(自主事業 の損益状況の確認) 尼崎市は、交付決定にあたり、補助事業以外の自主 事業(自信転車場事業等)の損益状況についても 適切に番素し、これを考慮したうえで、補助金の額 (補助率) を決定すべきである。	あまがさき観光局が行う補助事業以外の自主事業(自転き駐車場事業等)により収益が上がれば、これを選挙費等に完てることにより動助金の類(補助率)を収えることが可能になるため、補助事業以外の自主事業の模な状況についても適関に蓄を上、補助金の砂皮状にあたりまきは、やないを対しても対しませる。補助金数とは大きなものでは、一点のないません。 交付申請金の添付者類である事業実施需要及び収支予算書からは自主事業の類な状況を正確に発酵することはできない。 この点、あまがさき観光周は、設立されてから開もない比えであり、のでいるのであるができ観光周は、設立されてから開もない比えであり、のでいるの影響も指便ですけ解係時かた変立と状況によった場合に、直与に収益分についてあった。自主事業により収益が上がった場合に、直与に収益分について正確に把握したうえで、これを補助金の額の決定にあたり考慮要素の一とすべきである。	収支予算書内訳が提出されており、自主事業収入の事業費への配分は把握できている。  財務状況を考慮した上で、補助金額の決定を行うことを認識しており、今後、自主業を収及法が安定して増加した場合には、補助金の2額について再考するが、現時点では、自主事業収入での収益の増加は見られず、COVID-19の影響も相俟って財務体制が不安定な状況を維持する。とから直ちに補助金額の削減等は考えられず、当面の間、現在の補助金額を補続する。とから直ちに補助金額の削減等は考えられず、当面の間、現在の補助金額を補続する。 自主事業収入 8,087,554 第18世末、 3,702,567 会計年度職員給料等 2,608,987 駐輪揚用租賃借料 1,445,610 その他 1,020,699 納税額 227,300	改善済		69	令和4年2月24日
経済環境局	観光振興課	134	意見	尼崎振復光地域づくり推議事業機動金 【重要の】補助金の適当使用(事業主機報告書の内 至重査】 足崎市は、補助金の額を確定するにあたり、事業だ 了報告書の影片書類である事業共報告書につい て、より充実した内容のものを求めるべきである。	事業先了報告書に指付された事業実績報告書の内容が薄い、交付額の確定に あたり、要網第5条に基づき完了報告書の内容審査が適切に行われたとは認めら れない なお、報告書の詳細な情報を補完する資料等について、尼崎市への直接的な 提出はないものの、観光振興電の職員があまがまき観光期に出向き、現地で審 養護じているとのことであるが、現他審査を行った事実及びでの最近 構造しるう文書等12件成されておらず、いずれにせよ審査手法として適切とは いえない。	監査の指摘を受け、令和4年度から事業実績報告書については、実施した内容について数回とアリングを行い、また、提出された決集報告書についても、正年財産増減計算書内試表の提出を求めるなど、収支について内容の確認を行った。今後も継続して正味財産増減計算書内訴表の提出を求めるなど、収支について内容の確認を行う。	改善済	_	70	令和4年2月24日
経済環境局	観光振興課	134	意見	尼崎阪観光地域づくり推進本集権助金 「意見力」利益相反のおされ、信雨をと理事長の差 悪体のように市長が補助さの代表者を禁止ている 本件のように市長が補助さの代表者を禁止している 場合には、住民がいわめる「お手輩」の軽念を抱 おされもあることから、尾崎市は、補助金交付の 必要性及び間当性について、より一層銀格な姿勢で 審定にあたるべきである。	市長があまがさき観光局の理事長と兼職しているため、本補助金の交付は、 民法第108条が増出する双方代理に該当するおそれがあることから、あまがさき 成光尚は、本権制金の申請板で発信になり、乗台襲車を代理人に選任し、民 法第108条への抵験を回避している。 もっとも、尾動門とあまがるき観光局との間に内在する利益相反性に起因するお手を関している。 いま作のように、あまがる戦力局の行理人に選任された者が毛間ではな のまたり、あまがる戦力の行理人に選任された者が毛間での領域 でいまれ、本体のように由長が補助歩の代表者を集職している場合には、住 に対かま年後の事務をを被しませんもあることを予定に認識にようえて、本補助 金の交付の必要性及が相当性についてはより一般要格な姿勢で審定にあたるべ きであるが、上述のとおり、補助金分付申請書を来来減額告書の内容は薄 く、審査が厳格かつ適切に行われているとは認められない。	監査の指摘を受け、令和4年度から事業実績報告書については、実施した内容のヒア リングや決策報告書の選出に当たり、正味財産関級計算書所変表の提出を求めるな ど、収支についての内容の確認を行っている。 また、合称は世界の事業等・必配金がについては、収支予算書内訳で把握できている。 また、合称は世界の事業等・必配金がについては、収支予算書内訳で把握できている。 し、各事業計画を受領 し、人名事業計画を受領 これらの報題を過じて、いわゆるお手盛りと言われる状況にはならず、適正な審査が 行われていると考えている。	改善済	-	71	令和4年2月24日
経済環境局	地坡産業課	136	意見	(一財) 近畿高エネルギー加工技術研究所補助金 (土地資産料構助金) 三章 見ご 億 務負担行為の状この以下、 長崎市は、未維助会の交付にの以下、 子葉で債務負担行為を求めるか、土地を借契約書前本に規定する 組行為を求めるか、土地を借契約書前本に規定する 補助金支付機等の内容を干害の機関にはいて会議 する機当に変更し、昆崎市が財政支出機務までは負担しないことを明確にすべきである。	本補助金の交付については、予算で債務負担行為を定めるか、土地貨貨借契 約書第7条の補助金交付最務の内容を起酵市が毎年度の歳出予算の範囲内におい て交付すべきものに変更し、足崎市が毎年度の財政支出義務までは負担しない ことを明確にすべきである。	令和4年4月1日付け土地賃貸借契約の一部変更契約において、同契約第7条に「予算 の範囲内において」の一文を追加し、毎年度の財政支出義務までは負担しないことを 明確にした。	改善済	-	72	令和4年2月24日

局名	指摘先	ベージ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公表分	連番	監査結果 報告日
経済環境局	地域産業課	138	意見	ものづくり技術支援事業補助金 (事業費) 五意見引 交付申請書の作響書を 思輸市は、交付決定にあたり、交付申請書の部付書 思動にもつくり支援事業申請額吸収、事業計画書 等)について、より完美した内容のものを求めるべき さである。	交付申請書の活付書類(ものづくり支援事業申請額概要、事業計画書)の内容が薄い。事業申請額概要には各補助対象事業への人員配置の員数が記載されており、事業計画書には迎けの大まかな活動力計が記載されているが、これだけこれを指導を事業の気息的な事業前間の内容をかからず、実網寄年末に基づさ欠行申請書の内容を書金が選切に行われたとは認められない。	事業計画家について、これまでは補助対象事業の具体内容と一致する全体運営方針及び各項目別活動内容を記載し提出させていたが、監査の指揮を受け、事業の具体内容及び対象職員の担当業務を参考とするため、令和3年度業務報告・活動報告を提出させている。	改善済	-	73	令和4年2月24日
経済環境局	地域産業課	138	意見	ものづくり技術支援事業補助金 (事業券) 1変見741 補助金の適益使用(実践報告書の内容書 記見741 補助金の適益使用(実践報告書の内容書 実践報告書:ついて、より充実した内容のものを求 めるべきである。	事業完了報告書に指付された事業実績報告書の内容が薄く、補助事業として 実施された技術情能、技術支援及びモミナー等の具体的内容がおからない。ま 、事業元 智信書に添けされた影像報告書についても実徒件、議施を等の内 家も部行されておらず、これが適正女支出であったのかを審査するのは国難で あっため、女性板の確定にあたり、事業完了報告書の内容審査が適切に行わ れたとは認められない。	補助事業として実施された技術相談、技術支援及びセミナー等については、具体的な実施日を記載し、実施された内容と担当者が記載された実務報告・活動報告を提出させていたが、監査の指摘を受け、経費報告書については、補助金実績額の内配として明確な各経費区分毎の実績額を記載した資料を提出させている。	改善済	-	74	令和4年2月24日
経済環境局	地域産業課	140	意見	(一財)近畿高エネルギー加工技術研究所人件費補 助金 1至見751 交付申請書の内容書査 記録市は、交付決定にあたり、交付申請書の訴付書 報志してお客報員の出生業部を活動半額について記 載した古書面の提出を求めるべきである。	交付申請書の添付書類として、対象職員の人件費の内容とAMF1の令和2年度の 事業計画書及び令和元年度の業務報告・活動報告が提出されているが、対象職 員の補助対象の別報金の担当を使う。如担当集務や活動実績以不明である。 を を を を を を を の を の を の を の を の を の を	令和4年度の交付申請にあたり、新たに補助対象職員の担当業務を明らかにする資料 のほか、活動実績を高機した合配3年度表所報告・活動報告の提出を求める。 また、実績報告時には、具体的な活動実績の報告を求めることとしている。	検討中	-	75	令和4年2月24日
経済環境局	地域產業課	141	意見	尼席地域高泉花性化機構物助金 (尼崎地域高泉花性化機構/作業機助金・商泉等門家就造等等業権助工 意見店) 人件費機助金・商泉等門家就造等等業権助工 意見店) 人件費補助の必要性・相当性のチェック・ハートブル事業に従事する職員者は「以下「本件職力金額の相当性性」でいて検討を加え、必要に応じて原金額の相当性性でいて検討を加え、必要に応じて原金額の相当性性では、「はずいかない。」というに、よりを対した。というに、よりでは、「は、「は、「は、「は、「は、」は、「は、「は、」は、「は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、「は、」は、「は、「は、」は、「は、」は、「は、「は、」は、「は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、「は、」は、「は、「は、」は、「は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、」は、「は、「は、」は、「は、「は、」は、は、は、は、	合わけ来の大量別多の外表と書かた報によると、本件機関の人件事機的は、勢力者解 が協力の機能に作うてコハー機能の順用報節となどが関いて実施をおなるといるといるのと、 が成力、活的には原植では本件機能に対して関連性をあり、20世となく、本件機の人の側面 構図は、機動金の必要性を複数に基礎付ける事物とはならない。 また、平空は甲皮殻を含ませて、大手機を対するまたなでは、 また、平空は甲皮殻を放大されて、 は無熱が用る者を変型した場別は、これを用きまでは、 に機能が用る者を変型した場別は、これを用きまでは、 に機能が用る者を変型した場別は、これを用きまでは、 に対して、 に関係が用る者を変型した場別は、これを用きまでは、 に対して、 に対して、 に対して、 のまた、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	人件警補助の対象職員の担当業務や活動内容を把握するため、直ちに報告書の提出 を求め、人件費補助の必要性について検討を行う。	検討中		76	令和4年2月24日
経済環境局	地域産業課	145	意見	尼崎地域産業活性化機構補助金 (尼崎南工会園所事 票補助金) 1 変現71 文付申請書の内容審査 文付決まにあたり、交付申請書の添付書類 (事業計 書書等) について、より充実した内容のものを求め るべきである	提出されている事業計画書等の内容が薄く、これだけでは、要綱第6条に基づ さ文付決定を行うことが適当であるかの事業を行うことは隔離である。 まなくとも、更要綱によって動物を含文付している協同組合地刺工業会と 同程度の内容の事業計画書の提出を求めるべきである。	事業計画書については、事業ごとに概要を記載し年間スケジュールの提示及び、昨年度実績を添付するよう改め、ホームページによる情報発信事業は、インターネットホームページ製作業務を委託している業者との契約書を添付するようにした。	改善済	-	77	令和4年2月24日
経済環境局	しごと支援課	146	意見	実施型インターンシップ輸送事業補助金 【意見78】政策目的の明記 記略市は、要網に本補助金の政策目的を明記すべき である。	要解答は条(概旨)では、本補助金の目的として実践型インターンシップを実施、事及させることが掲げられているが、これは手段に過ぎず、これをもって 実現すべき改電目的が明記されていない。 政策目的が明確でないと十分な効果 検証も困難となる。	要綱の第1条を改正し、「地域経済を支える市内企業の魅力を将来の産業界を担う者 者に体感できる場を提供することで、学生の社会人基礎力の実成や市内企業の課題解 決・魅力向上を図る」という本来の政策目的を明記した。	改善済	-	78	令和4年2月24日

局名	指摘先	ベージ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公表分	連番	監査結果 報告日
経済環境局	しごと支援課	146	意見	実際型インターンシップ特流事業補助金 【意見?D】事業の適話性のチェック 尼崎市は、長期実践型インターンシップが適法に実 施されているかについて確認すべきである。	長期実験型インターンシップに参加する大学生等は受入事業者で3か月から 6か月度度の期間にかり、新援事業の企画立案・実施などの実践的なプロシェクトに発する活動を行うにおいるとうが、労盗法等の関係され シェクトに発する活動を行うではためる事業を実施できる者であることが補助対 を対していることから、上記参加大学等の労働性の保護した。 を名の要件とされていることから、上記参加大学等の労働性の保護した。 れが認められる場合の労猛法等の労働法令の適等状況を確認すべきである。	要綱第7条(労働関係法令の適守状況の報告等)を追記し、実践型インターンシップ コーディネート事業者に対し、長期インターンシップ受入事業者における労働関係法 合通守状況報告書を折っ取りまとめて提出することを求めることとした。今後はその 報告書をもった。研ィンターンシップにおける労働者性の有無及び労働法令の遵守 状況の機能を行っていく。	改善済	-	79	令和4年2月24日
経済環境局	しごと支援課	147	意見	シルバー人材センター補助金 (人的支援分) 【意見の】補助金の必要性のチェック 足崎市は、本補助金を交付する必要性を検証し、必要に応じて見直すべきである。	センターの令和2年度の収支は黒字であることからしても、センターの要請に 広じて100職員を推薦すると自体はともかく、同人の人件弊について補助金を 交付する必要性が認められるのが機関がある。 なお、資産税が高が扱うにあるのが機関がある。 ない、資産税が高が最大の特別が表がませる。 は、センターは、今日11(総裁事の一世間外のもと、足離析の改集を推進して いく団体)に該当するとされ、人件費相助の必要性を優別具体的に接替すること なく、補助金の交付を義務付けるものではないと解される。上記通知は、監査 対象である令和年度の補助金に関連するものではないが、上記通知は、監査 対象である令和年度の補助金に関連されるものではないが、上記通知は、監査 対象である令和年度の補助金に関連されるものではないが、上記通知は発出された令部3年度以降も本補助金を交付する必要性について個別具体的に審査した うえて、交付決定すべきことに変わりはない。	令和2年度の収支は一見して黒字であるものの、シルバー人材センター本部及び支部 理動の修繕費の積み立て不足の課題などを抱えている。 また。関係の安定的から自立経営の確定に向けての取組を推進しており、職員派遣 及び職員のを整定することできた。取組の更なを撤生の図ろか、現時なでは、対き 総き、人件零補助金の必要性があると考えているが、今後、職務内容に見合った路級 の職員を選定できているか、また、補助率が適切であるか等と合わせて検討してい く。	検討中	_	80	令和4年2月24日
経済環境局	しごと支援課	148	意見	シルバー人材センター補助金 (人的支援分) 【意見日】補助金額の相当性のテェンク 尼崎市は、補助金額の相当性を検証すべきである。	補助金額の相当性については、当該常務理事の担当業務を踏まえて判断される必要がある。 と要がある。 センターでの担当業務に関係なく決定された人件費の金額について補助金を 支給することに合理性は認めがたい。	常務理事の業務としては、シルバー人材センターの中期的な事業活性化計画に基づき、 を毎年の事業計画を推定し、推進することであり、補助金の交付決定を受けた補助 まる。 を発展している。 を発展していたが、今後、職務内容に見合った機能の職員を 選定できているか、また、補助率が適切であるか等と合わせて検討していく。	検討中	-	81	令和4年2月24日
経済環境局	しごと支援課	148	意見	シルバー人材センター補助金 (人的支援分) 【恵見心】補助金の効果悪正 昆崎市は、センターに当該常務理事の具体的な活動 実績を報告させ、本補助金の効果を検証すべきあ る。	当該常務理事の活動実績としては、出途動時刻が記載された出動管理簿と人 丹費の内部書が提出されているのみであり、回人の具体的な活動実績は報告さ れていない、出動管理簿のみでは、本補助金の変質目的(センターの安定的か の自立した程言の確立への取り組みを推進する)の効果検証を十分に行うこと はできない。	当該常務理事の活動実勢としては、出进物時刻が記載された出勤管理簿と人件費の 内訳書が提出されていたが、令和3年度からそれら以外に、事業実績報告書の提出を受 けるよう弦がでおり、当該事業実績報告書により補助金の政策目的の効果検証を行う ようにした。今和4年度以降についても引き続き事業実績報告書を発出させ、補助金の 政策目的の効果検証を行っていて。	改善済	_	82	令和4年2月24日
経済環境局	資源循環課	153	意見	<b>尼崎譲渡財団補助金</b> 【意見② 1 08職員の人件費負担 【意見② 1 08職員の人件費負担 民崎市は、計画の収支状況及び将来的な環境財団の 另向性企動主え、補助金の減額・廃止を含めた見成 しを検討されたい。		財団の長期的な方向性として、将来的には解散を視野に入れた方向性を示している ものの、当面は市と一体的に政策を推進する役割を担かつつ、民間事業者を段階的に 業業を移行しなら経営上のいく姿勢ある。 高場・温間管理運営事業における指定管理者の公募選定に向けた検討や980方式によ る者が、温度型型型管線計を踏まえつつ、新たな経営計画の策定に取り組むととも に、財団の経営状況や市民サービスへの影響等を勘索しなおら市と協議していく必要 が可能な限られた人材の人的支援については今後も必要な状況にある。 事業を表している場合では、企業を表している。 東また、退金金の積立て足がいまだ解消されていないことに加え、今後の香場・墓間 管理運営事業に係る動向及び表別については今後がを踏ました。 管理運営事業に係る動向とび表別のとかしている。 の業に向いたが、というに関していているという。 で割られたいるというでは、 の業に入れている。 の業に入れている。 の業に入れている。 は、他のでは、 の事とのでは、 の事とのでは、 の事とのでは、 の事とのでは、 の事とのでは、 の事とのでは、 の事とのでは、 の事とのでは、 の事とのである。 というには、 の事とのである。 の事とのである。 の事とのである。 の事とのである。 の事とのである。 の事とのである。 というに、 の事とのである。 というに、 の事とのである。 というに、 の事とのである。 というに、 の事とのである。 というに、 の事とのである。 というに、 の事とのである。 というに、 の事とのである。 というに、 の事とのである。 というに、 の事とのである。 というに、 の事とのである。 というに、 の事とのである。 というに、 の事とのである。 というに、 の事とのである。 というに、 の事とのである。 というに、 の事とのである。 というに、 の事とのである。 のである。 のでな。 のでな。 のでな。 のでな。 のでな。 のでな。 のでな。 のでな	検討中	_	83	令和4年2月24日
経済環境局	資源循環課	155	意見	資源集団回収温齢契約金 【意見の】 疑問金の変の性確係 国政された資源が適切に有効活用されるように、尼 域市は、市民団体から資源を回収する業者の登録制 度の導入を検討されたい。	本奨励金がごろの減量化及び資源の有効活用を目的としていることからすれ は、実際に当該資源が有効活用されて初かてその目的を達することからすれ は、実際に当該資源が有効活用されて初かてその目的を達することができる。 ないましたができる業者を整理制にしたうえで、登録の際に有効信用してい ることの資料提出さきせる等によって、開接的にではあるが、資源として有効 信用されることを確保することができる等にあって、 ついては、本奨励金が実際の効果に載むでつくような仕組みの導入を検討さ れ、他の事業においても実効的な取り組みを推進されたい。	集団回収の回収品目が有価物として扱われており、業者奨励金を出す基準まで古紙 価格が低速していない現段階においては、直ちに業者登録制度を導入する必要はない 今後、新たな回収品目の追加や、古紙相場の変化による業者登録制等人の分付から 関の適正公理を担保する必要性が生したがでしては、業者登録制等人の付から 表し、 第二次回収品目の追加や、「一般のでは、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	見解の相違	_	84	令和4年2月24日

局名	指摘先	ベージ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公卖分	連番	監査結果 報告日
都市整備局	住宅政策課	157	意見	<b>岩朽佐族位変等除知要権助金</b> 【意見が】補助要件の整備 尼崎市は、補助金交付の実体に合った交付要件を要 副で規定すべきである。	本来、法令に基づく助資や指導を受けた所有者等が自費で空家等の除却等を すべきとの考え方から、本植助制度は、市の植物事業の一変度にも観念される おらず、市民への指の対象とされいない、政策的に植物金のあり方として このような考えわを提用することはあり得るところであるが、植物を欠付要編 すなわい、植物を付金運輸送報明は、植物の参名でこの音でが、植物を欠付要編 すなわい、植物を全付要編等が基明は、技術の参名でこの音で表しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま	包括外部監査での指摘を受け、補助要綱第1条の目的規定において、本件補助要綱は、法第14条第1項又は条例第8条第1項の規定に基づを不良住宅の所有者に対して必要な措施を譲することを決め、その中で、任宅の除料を進めるべく補助金の交付を含むしないと、行場等する。のかるとの過度を参加されたした。 (本の本) (本の本	改善済	-	85	令和4年2月24日
都市整備局	公園計画・21 世紀の森担当	158	意見	<b>尼崎県化公園協会補助金(団体職員人件業補助金)</b> 「意見が <sup>1</sup> 」 立思点の人件責負担(補助金額等の見度 し 足 足 に に は は は は は は に は に は に は に は に は に に は に に に に に に に に に に に に に	令和3年4月1日付け「外郷団体等への職員談査及び職員00幹接等の考え方について」によると、民総市路径の開発会(以下、「協会」という。)は、分類 1 におと 体的あいいは市に代わって中の政策を発していて関係して送出するとされ、人件費補助が可能と外郷団体等として位置づけられており、今和年12 とされ、人件費補助が可能と外郷団体等として位置づけられており、今和年12 とされ、人件費無数を可能とかが開始するとして位置づけられており、今和年12 にしたが、当該00職間がは対する活動か金等の参考数値の上限限について、にしたが、当該00職間が対するという。は、当該00職が可能なでいる。具体の職務が手を中でが、前側とした。これ、当該00職が少益目的を確定するため、一般の機が手を中でが、前側とした。これ、当該00職が公益目的を確定するため、「他の職務が手を中でが、前側とした」と、一般の機が手が行れないままが、全国的を確定するため、これがより、上記の検証が行われないままが、全国機を関係されているところであり、当該00職員を勤務させることの具体的必要性や制助する、付費の額の合理性を十分に踏まえた上で、補助金全付の金額等の見返しを検討すべきである。	当該常務理事の業務としては、業務執行方針及び実施計画を立案し、理事会に対し その執行状況の報告等を行っており、「外和団体等に対する派遣・職員の目幹証要請 調書」に基づき派遣をしていたが、今後、職務行客に見合った階級の職員を進定でき でいるか、また、補助率が適切であるか等と合わせて検討していく。	検討中	-	86	令和4年2月24日
消防局	企画管理課	164	意見	足病市消防困選賞交付金 上重度の1 補助金の調査使用 (能付書類の妥当性 上での3) ご他医の全分間の領収書において、宛名以外の記載事項 (領収者、所申と、 100年で、 10	令和2年度のま交付金の交付手続において、C地区の全分団が提出した収支内家 書部付の制収書を閲覧したところ、すべての領収書が同じま機となっており、 それぞれの分団ごとの個別の事情を反映した支出であるとは到底考えにくいの で、尼崎市において、各額収書の作成総縁を調査する必要がある。	地区でそろえたものを購入する際に各分団に均等負担し購入したものであり、同額 の領収書が各分団で活付されている状態であった。業者に対する発注は1であり金額の 接分についてわかる明細書をつけて経理するようにした。	改善済	-	87	令和4年2月24日
消防局	企画管理課	164	意見	尼崎市開防団運奮交付金 「重見級」修正収支報告書の再提出 尼崎市は、本交付金の収支報告書に終りが発見され た場合は、文学付金の収支報告書に終りが発見され た場合は、交替に修正収支報告書の再提出を求め ることが望ましい。	E地区の1分団の収支報告書を閲覧したところ、同報告書に赤字で訂正がなされているものの、市に修正報告をすることなくそのままの形で保管されてい (収支報告書に誤りが発見された場合は、公正決定の観点から、修正した収支報 告書を再提出させるべきである。	集計上の軽易なミスがあったもので、差戻できていなかった。報告書の修正を依頼 し、再提出済みである。	改善済	-	88	令和4年2月24日
消防局	企画管理課	165	意見	尾崎市滑防団運営交付金     「重見別」支出対象費目のルール     尼崎市は、清防団運営を付金でどのような支出ができるかが明確になる、より具体的な指針を作成すべきである。	交付手続の適正の観点からは、交付申請者にとって、当該経費の交付対象と しての適品が可能と限り明らかになっていることが望ましいので、客観的な ルール作りが必要である。	運営交付金交付要綱の内容を補完をするため運営交付金取扱要領を資定し事務処理 や使途について厳正な取り扱いをするよう周知徹底を図った。	改善済	-	89	令和4年2月24日

局名	指摘先	ベージ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和4年3月31日公卖分	連番	監査結果 報告日
教育委員会事 務局	スポーツ推進 課	167	意見	学校プール開放支援事業補助金 I変見切 フール貸上出し後の現状後目の確認の做 選 起 起解市は、プール開放終了後の現状後目の確認を適 切に実施し、利用後のブールの状態に問題がなかっ た旨の記録を文書で我すべきである。	要綱第3条第3項においては、「利用後の原状後目については、責任を持って行う」と影響されているが、現在の選用では特に原状後目の確認の記録を残していないとのことである。しかしながら、本事業は、夏休み中に、市の教育施設を外部の者に貸し出すらのである以上、現状傾回の確認を適回に実施し、水	令和4年度以降の学校ブール開放実施時から、施思書等の文書を提出させることとするよう独計している。(今和2年度から4年度はOUTD-19の影響等により事業中止)なお、今後の事業支援については現在の実施内容等の検討を進めている。	検討中	-	90	令和4年2月24日
教育委員会事務局	スポーツ推進 課	168	意見	尼崎市体育協会権助金 「意思の」利益相反のおそれ(事務局体制) 尼崎市は、補助金交付申請を行う体育協会の事務局 職員と、実質的な補助金交付決定者が同一人となっ でいることで、本補助金にかって実質的に審査が が動かな場合となって、るため、ほぼ市のスポー が動かな場合となって、るため、ほぼ市のスポー の場合となって、またが、 の場合となって、またが、 の場合となって、またが、 の場合となって、またが、 の場合となって、またが、 の場合となって、またが、 の場合となって、またが、 の場合となって、またが、 の場合となって、またが、 の場合となって、またが、 の場合となって、またが、 の場合となって、またが、 の場合となって、またが、 の場合となって、またが、 の場合となって、またが、 の場合となって、またが、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは	本補助金の交付手続の窓口は市のスポーツ推進展が担当しており、体育協会の事務励3名の事務局のうち、4名を前の職員が担い、そのうち3名がスポーツ推進課の所属、5)3名で警務の部長という支欠にある。このような状況では、補助金交付申請手続を実際に行う事務の職員と市の構造を対けませる。このような状況では、補助金交付申請手続を実際に行う事務の職員と市の構造を対していて実質的に審査機能が働かない、いわゆう「お手盛り」の防止が困難な大況となっている。よって、体育協会の事務局体制を市の外部者に変更し、補助金の安け事務において適定之子よって今報告を働かせる必要がある。ように、体育協会の事務の法、地方公会質の職務ではないため、市の職員が作業が発発し、地方公会質の職務ではないため、市の職員が作業が発発していて、企業と、体育協会の事務に、地方公会質の職務ではないため、市の職員が作業が発発していて、体育協会の事務の設置場所は、数百多要を書務所内にあるが、目的外使用許可能は行っていないとのことであるので、使用実態を再度検証したうえている。とのより、日前外使用許可的単估行っていないとのことであるので、使用実態を再度検証したうえて、日前外使用許可の申請について検討する必要もある。	本市のスポーツ振興は、尼崎市体育協会と市が協働して事業を実施するなど、連携 して取り組んでいる。 そのため、当該団体の事務局業務は公共性・公益性が高く、また、団体の業務と市 の業務との区別を明確にすることは国際であることから、パートナーシップに基づく 役別分担として本力等等局景を担っている。 しかしたから、現在の事務のあっ方に係る検証の必要性は認識しており、今後、関 保各所とも協議しながら対応について検討を進めていく。	検討中	_	91	令和4年2月24日
教育委員会事務局	スポーツ推進 課	169	意見	②差財団法人思館市スポーツ乗興事業団補助金 上並及②」の職員の人件責負担 尼崎市は、本補助金において、のB職員の人件費について補助の必要を策している現状につき、見直しを検討すべきである。	本補助金において、令和2年12月8日尼崎市給与課長発尾給第8080号通知「令和3 年度に外部団体等の役員等に就任する本市の元職員の利職研等におする補助金等 の参考数値の上接側につかて、にしたかって、上版制10%が次付されている現 状については、①公益目的に限らし、当該元役職の60が勤務する必要性が真に 認められるか、受別に必要性が認らもれるとし、事業団における具体的次 務内容に成じて、上版機の100%を補助金として交付することが妥当であるかを 十分に検証したうえで、見返しを検討すべきである。	当該団体と市が一体とかってスポーツ施策を推進する上で、市の施策を行政運営等に構造するとともに、高い政策形成能力を要することから、元用是転引動的にておっていている。 のVID-19は、D9 大大忠響を受けながらもフレイル・打ち等の新たな政報を行っていることや、施策評価へも参画するなど、市とのバートナーシップ構築にも参与していることや、施策評価へも参画するなど、市とのバートナーシップ構築にも参与していることやの、上級制に見合うだけながら、フレーいるのとも多くているが、今後の将に見合った階級の職員を選定できているか、また、補助率が適切であるか等と合わせて検討していく。	検討中	-	92	令和4年2月24日
教育委員会事務局	学校教育課	170	意見	実際検定料益助金 「重見の 補助金の効果制定 民時市は、本部的金の効果を適切に評価できる指標 を設定し、定期的にその効果を検証したうえて、当 域補助金に低る事業を起続する必要性及び補助金額 の相当性について検討されたい。	補助かの評価指揮は、受験者数によっているところ、実験受験者数は今和2年度の0001D-19の影響を除けば、年々物加銀向にあるものの、「実験力の向上むを高め、自ら学習する整を高める」あるいは「実験を使ったっミュニケーションの実生を図り、尾崎市の生徒の美元の自己を推進する」ことを目的とする本補助金の評価指揮として、受験者数の増減のみでは必ずしも十分でない。  「例えば、補助対象となった生徒の合格率を加味するなど、目的に応じた指標の再設定が必要であると考える。	英語検定は年間3回来施されているが、本事業では10月来施の第2回のみ補助を実施 している。そのため格件を検定級において受験する生徒や人数などの母数が変動し、 補助対象をたるた同一生徒を追うことが出来ない、本事業は生物が進んで受験し 自らの英語力を確認するための補助でめると考えており、現行の指標としては受験者数 を設定しているところであるが、今後は合格率を含めた指標についても検討してい く。	検討中	-	93	令和4年2月24日
教育委員会事 務局	学校教育課	173	意見	定別演奏会支援事業権助金  「意見別」補助金の効果測定  尼崎市は、本演奏会の来場者に対するアンケートを 実施するなどして、本制助金が、上型公益目的連成 の手段として有効に機能しているから検証しまた 核証結果を踏まえて、補助の必要性、金額の相当性 について検討することが望ましい。	イベントへの参加意欲等を設定したり、尼崎市における他の音楽イベントへの	本補助金の効果を検証するにあたって、来場者に対するアンケートを実施し、本補助金の目的に応じた効果がもたらされているかの検討を行う。質問事項として、①未場の動機・きっかけ、②歯玉に来場した回数、③服素会を終えた感想、④な年度以降も定期演奏会に来場したいか否か、⑤他の音楽イベントへの参加意欲等を設定する。	改善済	-	94	令和4年2月24日
こども青少年局	保育管理課	175	意見	幼稚園型一時預かり事業補助金 1至見め1 補助金の適正作用(実地園者の検討) 足崎市は、幼稚園型一時預かり事業を実施する私立 幼稚園及び邸定こども間に対して、実績報告書の信 数性を機能するともに、不更が を高める観点から、実地調査を実施することが望ま しい。	現状において、実績報告時に提出を求めている。「一時預かり実施状況報告 書」等の書類は、事実上は幼稚園等の自己申告であり、その信意性が十分担保 されているとは認められないことから、不正受給に対する抑止力を高めるとい う観点からも、実地調査を実施することが望ましい。	執行体制の課題などにより、現時点においては実施できていない状況であるが、今 後、保育児童部や他の関連部署と連携しながら実施に向けて事務を進めていく。	検討中	-	95	令和4年2月24日

局名	指摘先	ベージ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
資産統括局	公有財産課	44	意見	公有財産台蟆と固定資産台峡の一体化を目指すことが望まれる。	公有財産台級と固定資産分級の記載対象施設及び財産が概ね同一であるにも かかわらず、公有財産台級と固定資産金額を別園に作成、管理する形としたた 、非効率であることから、持来のに立た対策を連移と固定資産省等の一元化 を目指すことが望ましい、残る制約事項としてはシステムの統一化の問題が主 と考えるため、身条分級管理シアムを更新する際に、公有財産台級と固定資 産台級の一体化を目指すことが望ましい。	令和4年度中に公有財産管理システムを更新するため、9月から年度末に向けて、固 定資産分類機能の追加(公布財産台域と固定資産台郷の一元化)に向けた股組みを行 1、令和5年度より、一元化を行う。	改善済	将来、公有財産台帳管理システムを更新するときに、公有財産台帳と固定資産台帳 の一元化の是非を判断できるよう、今後、その方法及び費用対効果等について調査・ 研究を行う。	1	令和3年2月22日
都市整備局	道路整備担当	107	意見	【道路事業先行取得地】 長期にわたり供用されていない先行取得用地の状 反関にわたり供用されていない先行取得用地の状 気について、市民に説明することが望ましい。ま た、都市計画道路の見意しについては、これまでの 連捗等も考慮し、実現可能性の観点からも判断する 必要がある。	道路用地として取得された土地(年行取得用地)が、長期にわたり供用されておらず、時候が下落しているものもある。 市民に認明責任を果たすとめ、長期にかたり供用されていない先行取得用地 を保有しており、活用されているが財産を保有していること。また、その時 が下落していることを明らかにすることが望ましい。また、都一時加速路については、全歴代の観点のみならず、これまでの都市計画選邦の要備に要した期間、連抄車、支援物件及び今後の投資額等を勘案した道路事業の天規可能性の観点からも、見直しすることを検討されたい。	等行散得用能の内、未利用となっている土地の一部において、金和4年5月から必要 発育地域を利用し、提供・のいては、保存は32年1月度均差用を原え、これできたが、何 支は、土地(をはし、定のはるがあるもの全面の重要が利益が取り、でありませたが、何 支は、土地(をはし、定のはるがあるもの全面の重要が利益が取り、 でありませたが、 なら、土地の利用が難しい等の理由により、現前に至っていない土地については、全 を自認能して必要貸付等にとも有効信用を図ることが取りを必要が、保存していては、 生地及びその価格の下部については、監査報告書に資料を掲載していることや国より 太子儀格が入れていることから改かに公共する必要は無いを考えている。 また、現在計画が現っている都市計画道路は、欠速状態の接続や安全・安心な道路 空間の確保、また、防災機能の出きの理由により整備が必要な路線であることか ら、計画を継続する必要があるため、見返しは実施しない。	検討中	先行政格用地で未利用となっている土地の有効採用を図るため、土地の形状や面積等から貸付が可能と考えられる場合は公募貸付物間を利用することとし、平純を進めているが、保有している土地及びその価格の下窓については、監査報告書に資料を掲むしていることやら及めて必要する必要はありと考えている。また、現在計画が残っている都計計画道路は、交通渋滞の緩和や安全・安心な道路空間の確保、また、別及機能の向し等の理由により整備が必要な路線であることから、計画を継続する必要があるため、見直しは実施しない。	17	令和3年2月22日
都市整備局	道路整備担当	110	意見	【未利用代替地】 長期にたちり供用されていない代替地の状況につ いて、前民に説明することが望ましい。また、厳し い対数状況を踏まえ、早期に活用または光均するべ さである。	難な代替地を保有していること、また、その時価が下落していることを明らか	<u> </u>	検討中	未利用代替地の有効活用を図るため市民提案制度及び公募等付制度の手続を進めて いるが、保有していると地及びその解格が下落していることについては、監査報告書 に資料を掲載していることや国より公示偏格が示されていることから公表の必要は無 いと考えている。	18	令和3年2月22日
経済環境局	観光振興課	192	意見	【旧尼崎警察署】 旧尼崎警察署は、尼崎城周辺地域の文化的価値の ある旧蔵電であることから、地域住民の要望を考慮 レつつ、さらなる地域活性化のための活用を検討さ れたい。	足崎減及び周辺整備に際して、文化的価値のある旧足崎警察署が活用される べきであったと考えられるが、耐震基準を満たしておらず、また、設備整備も 必要となり参加の上部必要となることから、現在目前数されままの状況と なっている。 上崎域及び歴史博物館から近く、文化振興の概点としてはかさわしい施設と 考える。域内地区くしての修計再生整備計画の要折時において、市民の要望を 考慮しつつ活用(利用や炸場)について改めて検討されたい。	観光の重点取組地域である阪神尼崎駅周辺地域において、現在、観光地域づくりに 取り組んでいるところであり、観光面での活用も含めて引き続き、検討していく。	検討中	観光の重点取組地域である阪神凡崎駅周辺地域において、現在、観光地域づくりに 取り組んでいるところであり、観光面での活用も含めて引き続き、検討していく。	41	令和3年2月22日
総合政策局	ダイバーシ ティ推進課	95	意見	【女性・勤労婦人センター】 自動販労機の設置に関し、公有財産の有効活用・ 自主財額の確保の観点から公募を行うことが望ましい。	女性・勤労婦人センターでは、自動販売機の設置について、指定管理者からの提案に基づき、公募を行うことなく、指定管理をは対して使用許可を行っている。 いっかい 対しい財政状況を継み、財産の有効活用の難点及び自主財源の確保の観えから、次回の前定管理者の選定までには、自動販売機について前監督で管理 した場合のメリント・ディリット等を少折したよび、市による公募について検討するなど、成入機様に同けて検討する必要がある。	指定管理者の自主事業として運営していたカフェ・トレビエの廃止に伴い、自動版 型機は公募を行った。(令和4年度4月より設置)	改善済	現在、指定管理者が自主事業として運営するカフェ・トレビエに隣接した場所に、 指定管理者が自動販売機を設置しており、自動販売機の公路はカフェ・トレビエの常 業妨害の可能性があると考え公路していなかった。しかしながら、令和2年度に監査委 気からの指摘を受け、現在、東ネーナーのあり力を検討しており、それにあわせ て、自動販売機の公券を検討していく。	15	令和3年2月22日
都市整備局	放置自転車対 策担当	124	意見	【駅前駐輪場】 施設の有効活用のため、自動販売機等を設置する ことを検討されたい。	市有財産の有効活用を図るため、稼働率が恒常的に低く、自動販売機等を設 置したとしても、転機状況に支添を含ささないと考えられる駐輪場について は、公募等により、自動販売機等の設置事業者の募集を検討することが望ましい。	指定管理者の企画提案による災害時自動販売機については、令和4年8月29日設置及 び採動開始している。各自転車駐車部については、設置可能なスペースを指定管理を 上調整し、自動販売機設置の一括公部について検討する。	検討中	指定管理者の企画提案による災害用自動販売機については、設置の許可に向けて検 計する。自転車駐車場の空きスペースを活用して自動販売機を設置することについて は、施設の特性上、利用者の滞在時間が遅いことや、空きスペースがある箇所につい では、火の減むかないと考えれることから、自動販売機能の有効性は減定的 あると考えているが、今後の設置については市場性の調査などを行い検討する。	24	令和3年2月22日

局名	指摘先	ページ	区分	接の執行状況について 指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
都市整備局	公園維持課	134	意見	【フィールド公園等】 自動販機機の設置に関し、公有財産の有効活用・ 自主財源の確保の観点から公募を行うことが望ましい。	フィールド公園では、公開条例によって設置単価の上限が決まっていることなどから、公募とたとしても使用料に回顧となるので、自動販売機の設置について、公募を行うことなく、特定の省に対して行政財産の目的外使用許可を「同事では立ち、公募により自動策を設置した他の事例とは乾してみると、使用料に到りかに低い金額となっているが有効用の類点及び自主財源の確保の製出、企業の大阪企業のでは、公募により自動販売機の製出、条例の改正が可能であるのならば、公募により自動販売機設置事業者を遵定することが望ましい。	都市公園の性質上、発利目的で設置される施設をある程度抑制すべきことと、現地にて利用者対応や自動販売機能産業者に対して指導等ができる者が必要であると考えている。 10分。 1	検討中	都市公園の性質上、営利目的で設置される施設をある程度抑制すべきことと、現地 にて利用者対応や自動販光機設置業者に対して指導等ができる者が必要であると考え でいる。 そのため条例の改正については市内全公園での利用実態や改正による効果を勘索す る必要がある。	27	令和3年2月22日
都市整備局	公蘭維持課	146	意見	【記念公園、有料公園、魚釣施設】 自動販売機の設置に関し、公有財産の有効活用・ 自主財源の確保の観点から公募を行うことが望ましい。	配金公園等では、公園条例によって設置単価の上開が決まっていることなど から、企覧したとしても使用料は回報となることや、指定で聞者からの概念に 思づきな夢を行うことなく、自動変型物を設置している経練があり、指定管理 者の自主事業実施のために使用計可を行っている。 市の厳しい財政化反を確み、財産の有効活用の観点及び自主財源の確保の観 点から、次回の指定管理者憲定までに、本施設における自動販売機の設置につ いては、条例なたらか、保持は、条例の改正が高であるのならば、公募に より自動販光機設置事業者を適定することが望ましい。	自動販売機の設置については、事業団が指定管理による施設の管理運営及び各種事業を実施するための財産とする目的で目標では自主事業として実施しており、現場点では公路を実施しているが、令和元年の出資団体を重要の指揮は否定、社会体育の指定を実施している。社会体育の主要での出資団体を重要が指揮する。社会体育の出資性を管理するとうとしていることから、今後、それもと合わせて検討を進めていく。	検討中	配念公園等における自動販売機の設置については、事業団が指定管理による施設の 管理運搬及が各種事業を実施する自約で自主事業として実施しており、現時点では公 家を実施していか。今和六庫の出資前が極端室の前衛に対する、社会体育の の指定理事業と自主事業の選挙を 記るが、それらと合わせて候封を進わていく。 ことから、今後、それらと合わせて候封を進わていく。	33	令和3年2月22日
経済環境局	地方卸売市場	174	意見	【地方卸光市場】 自動販機の設置に関し、公有財産の有効活用・ 自主財態の確保の観点から公募を行うことが望ましい。	地方割売市場では、自動販売機の設置について、公募を行うことなく、特定 の者に対して行政財産の自勢外使用許可を行っている。 市の厳しい財産の有効活用の観点及び自主財産の確保の観 点から、店舗や事務所等、実務上、使用許可している敷地に設置されている 自動販収穫を売り、事務と、使用許可している敷地に設置されている 自動販収穫を売り、自動販収穫を設置することのを目的に使用すっている 箇所について、公募により自動販売機設置事業者を選定することが望ましい。	令和4年度から自動販売機設置の公募を実施しており、公募により決定した業者が自 動販売機の設置を行っている。	改善済	令和4年度から自動販売機設置の公募に向けて、自動販売機設置事業者適定の事務を 進めていく。	38	令和3年2月22日
都市整備局	河港課	128	意見	【水路】 不法占拠の解消を推進されたい。	不法占拠への対応として、占拠物件の老朽化による建替え時に対応するよう 在消極的な対応しかできない状況となっている。 住他の前長となるを図るととは、信望の支持を受費を図るため、不由占拠の解 消を推進する必要があると考える。不出占拠の解消を進めるために、維続的な 水法占裁解消の注取組みとともに、今後の不法占拠の増加防止に向けた取 組みを被けられたい。	地様者との協議については、令和3年度に2回蔵高連絡をし、接触を試みるが、現在まで協議の場をもつことができていない。引き続き、土地水面使用料の徴収等について設定協議を進める。	検討中	他の市民との公平性かつ適切な財産管理を図るため、早急に地権者と接触を行い、 場替えによるセットバックや不法占拠部に係る土地水面使用料の徴収等について鋭差 協議を進める。	26	令和3年2月22日
都市整備局	公園維持課	148	意見	【武庫川河川敷、稲川河川敷、萬川河川敷、斉原公園、稲川公園、上食満公園、北離被公園、千歳公園】 不法占拠の解消を推進されたい。	不法占拠への対応として、撤去指導という消極的な対応しかできない状況と なっている。 他の前長との公平を図るとともに適切な財産管理を図るため、不由占拠の解 消を推進する必要があると考える。不出占拠の解消を進めるために、維統的な 不送占額解消のけた股祖みとともに、今後の不法占拠の増加防止に向けた取 組みを被けられたい。	条例等の規定に基づく監管処分として強制執行はあるものの、あくまで財産処分の一つであり、まずは他の手段によって履行を確保することが前機条件であるため、引き被き換減機、行政指揮を行い、不法占拠に対する解消及に防止を図っていく。なお、不法免費が不明な物件については、一定期間告知の上、不法投棄物として撤去を行っている。	検討中	条例等の規定に基づく監督処分として強制執行はあるものの、あくまで財産処分の一つであり、まずは他の手段によって履行を確保することが前提条件であるため、引き就き成気強く行政指揮を行い、不法占拠に対する解消及び防止を図っていく。 なお、不法に繋がぶ不明な物件については、一定期間告知の上、不法投棄物として 数去を行っている。	34	令和3年2月22日
総合政策局	小田地城諜	85	意見	【小田南生福学習ブラザ】 広く民間事業者のノウハウを活用するため、指定 管理者産産の応募において、多くの事業者を募れる よう業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ま しい。	指定管理者制度は、広く民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上や施設 管理コメトの削減を図ることを目的として採用されるものであるが、指定管理 高の公路における影響が少なが民になっている。 広、民間事業者からの緊急と図るため、素務範囲を見重すことや、指定管理 あの勢がによりなが増加し、その展表が指定等者に適こされら仕組みを 割する等により、指定管理者にとって魅力的なものとなるよう、素務や制度の 見返しと継続的に行うことが望ましい。	現在の指定管理期間が今和5年度までであるため、次回の遷定に向けて、現在の制度 での課題点について、業務範囲のあり方等の研究を行う。	検討中	現在の指定管理期間が令和5年度までであるため、次回の遷定に向けて、現在の制度 での課題点について、業務範囲のあり方等の研究を行う。	12	令和3年2月22日
総合政策局	立花地城課	89	意見	【立花南生涯学習ブラザ】 広く民間事業者のノウハウを活用するため、指定 管理者優定の応募において、多くの事業者を募れる よう業務や制度の見直しを離続的に行うことが望ま しい。	指定管理者制度は、広く民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上や施設 管理コストの開放を図ることを目的として採用されるものであるが、指定管理 窓の公案における影響がから状況になっている。 広く民間事業者からの募集を図るため、業務範囲を見直すことや、指定管理 おの努力により収入が増加し、その成業が指定管理を記述される仕組みを削 対する等により、指定管理者にとって魅力的なものとなるよう、業務や制度の 見底しを継続的に行うことが望ましい。	現在の指定管理期間が今和5年度までであるため、次回の適定に向けて、現在の制度 での課題点について、業務範囲のあり方等の研究を行う。	検討中	現在の指定管理期間が令和5年度までであるため、水回の遷定に向けて、現在の制度での課題点について、業務範囲のあり方等の研究を行う。	13	令和3年2月22日

局名	指摘先	ベージ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
総合政策局	大庄地城課	100	意見	【大庄南生語学習ブラザ】 広く民間事業者のノウルウを活用するため、指定 区へ民間事業者のノウルウを活用するため、指定 管理者最近の応募において、多くの事業者を募れる しい。	指定管理者制度は、広く民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上や施設 増立の金属における場合がある。 第一の金属における場合がから状態になった。 第一の金属における場合があるが表現となった。 第一の金属における場合がある。 第一の一位の金属には、この成果が指定管理者に選示される仕組みを検 対する第により、指定管理法にとって魅力的なものとなるよう、素務や制度の 見直しを継続的に行うことが望ましい。	現在の指定管理期間が令和5年度までであるため、次回の選定に向けて、現在の制度 での課題点について、業務範囲のあり方等の研究を行う。	検討中	現在の指定管理期間が令和5年度までであるため、次回の選定に向けて、現在の制度での課題点について、業務範囲のあり方等の研究を行う。	16	令和3年2月22日
都市整備局	放置自転車対 策担当	121	意見	【駅前駐輪部】 広く民間事業者のノウハウを活用するため、指定 管理者優定の応募において、多くの事業者を募れる よう業務や制度の見直しを離使的に行うことが望ま しい。	指定管理者制度は、広く民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上や施設 管理コストの削減を図ることを目的として採用されるものであるが、指定管理 窓の窓際における影響が少な状況になっている。 広、民間事業者からの緊急と図るため、業務範囲を見直すことや、指定管理 あの勢力により収入が増加し、この成業が指定管理をに渡ったもく指摘みを検 割する等により、指定管理者にとって魅力的なものとなるよう、業務や制度の 見返しを継続的に行うことが望ましい。	相定管理計劃度の公募において、民間事業者にとって魅力的になるような仕組みを 報言するが、当該自転転車車場については、老所化した施設の理等えなどの問題があ り、指定管理が制度の総株や民間事業者への移議を含めた施設管理の佐り方について 十分な機計を実施するを要がある。 理行指定管理期間が会和を作業主までとなっており、全和6年度に次期許管理者 変定を行うため、それまでは、業務や制度の原因とを検討する。また、現行指定管理 者選定前の原明会に参加した団体に対し、令和4年度中にアンケート調査を実施し、指 定管理制度の方法等を検討する。	検討中	指定管理者制度の公客において、民間事業者にとって魅力的になるような仕組みを 検討するが、当該自転転算事場については、老所にした施設の建替えなとの問題があ り、指定管理者制度の機能や民間事業者への粉集を含めた施定管型の化む方につい も十分な終計が必要と考える。 なお、検討の結果、指定管理者制度を機能することとなった場合は、現行の指定管 理者及び、令和が事故から助抗管理者適度に係る説明会に参加した団体にアンケート 調査を失地し、魅力的な力法など各団体に変更の関き取りを実施する。	21	令和3年2月22日
都市整備局	公園維持課	143	意見	【記念公園] 相定管理者の選定には、広く民間ノウ ハウを活用し、施設の海神管理コストの低減を図る ため、公事により運営事業者を決定することが望ま しい。	体育船施設等運営のノウハウを持つ事業者は他にも存在すると考えられ、特定の者に随意契約により公開運営を表示することに合理性はないことから、公募により記念公園の指定管理者を決定するべきところが、非公募により選定さいている。 シモドロ 一刻 中心病 原表 砂点 こと 計算管理 ストの前線を いまった 一般	事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、 広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体力づくりと地域の活性 化に当ちずることを目的として、市によって設立された公益法人であり、設立以来、 窓上公園で、日本地域の活性をして、当該地震を発展に継続して実施したが、 について、当該地震を発展に継続して実施したが、といったのでは、自然を発展した。 について、当該地震を発展に継続して実施したが、現立する「関体の設立機管が施設 の設置目的とあるしており、間によいて、指数の目的に沿った自主事等等が実施で の設置目的とおしており、間によいて、指数の目的に沿った自主事等が来変地で さる場合は、特定の団体を指定管理をよすることができる」に認当する。 また市が原生した「外部団体や3の決造・体験の場所において、事業団につい ては「市と一体的あるいは市に代わって、市の政策に合致した事業を展明する団体 (分類1)」として、人的支援・対域的支援が入る団体として改かって観けましている。 本海洋都において分類1に該当する外部団体等とともに取組成果を確認する なお、指揮手能において分類1に該当する外部団体等とともに取組成果を確認する かまなの基準見楽して運用開始したところであるが、現在、外部団体に対する指定を選の 対応している。	検討中	事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体力づくりと地域の活性化に寄与することを目的として、市によって設立された公益は人であり、飲立以来について、当該地域を優先に継続して美地したが、といういて、当該地域を優先に継続して美地したが、「日前の日のに対する各種事業について、当該地域を優先に継続して美地したが、現立する「団体の設立場合が施設の設置自然と表しており、団体において、福安の目的に向った自主事業等が実施でる基金は、特定の団体と指定管理を上することができる」に認当する。また市が東にした「外部団体やこの決議・金銭を写る集」において、事業団については「市と一体的あるいは市に代わって、市の政策に合致した事業を展開する団体の分類には一大年の日本では、行むこれであるが、大事業を展開する団体の知りには、一大年の大事を開発する関係として、人的支援・対策の対象が表現に入れている。在実等値に対いて分類1に放当する外部団体等とともに取組成果を確認するようなお、他業等値に対している。	30	令和3年2月22日
都市整備局	公園維持課	144	意見	【記念公園、有料公園、魚つり施設】 広く民間事業者のノウハウを活用するため、指定 管理者養養の北等において、多くの事業者を募れる 上 は 変異、一般後の見慮しを継続的に行うことが望ま しい。	指定管理者制度は、広く民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上や施設 管理コメトの削減を図ることを目的として採用されるものであるが、指定管理 高の金鉱には対立の第名から水状況になっている。 広、文師事業者からの繁整と図るため、集務値間を見返すことが、非定管理 利用外金割、を用する等により、指定管理者と選示される仕組み(利 利料金割、を用する等により、指定管理者と選示される仕組み(利 う、業務や制度の見直しを継続的に行うことが望ましい。	有料公園においては、指定管理者の募集にあたっては、市と指定管理者の費用負担 が不明瞭であった修課費の取扱いを明確化する仕様の見直しを行った。また、指定管 理料についても、委託科がより適正な価格となるよう雑費が治を見直した。その語 と、対係なからの言葉があり、適正な価格となるよう雑費が出くた。一名の言葉となる情味と対しては、現在、本所に対いて、外別係に対する指述を指する事態である。 定念を観においては、現在、本所に対いて、外別係に対する指述を対する指述を関の次島、ま を知っていた。 金のつり のののでは、対象に対しては、既に利用料金側を導入しており、安定した運営が継載され こいる。	検討中	記念公園は現在、非公夢であり、今後の在り方については検討中である。 また、無つり施設は既に料金削を導入しており、令和元年に遺走したところである が、素務値間の見底しなどについて検討する。 なお、有料公園は今年度適定を行うため、応募状況等を分析していきたいと考え る。	31	令和3年2月22日
都市整備局	住宅管理担当	155	意見	【市営住宅】 広く民間事業者のノウハウを活用するため、指定 管理者種との応募において、多くの事業者を募れる よう制度等の見直しを継続的に行うことが望まし い。	指定管理者制度は、広く民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上や施設 管理コメトの削減を図ることを目的として採用されるものであるが、指定管理 の公案における影響がから状況になっているのが、所にでいるのが、が、 広く民間事業者からの繁化を図るため、指定管理者の努力により収入が増加 し、その成果が記憶管理者に選ぶされる仕組みを提用する等により、指定管理 者にとって魅力的なものとなるよう、制度等の見感しを継続的に行うことが望 ましい。	措定管理者の公募数に関しては、なぜ応募数が少ないかの原因分析を行い、検討を 行うこととしている。全の分析方法の一つとして他無市の助非定理者の支端のある事 業者を対象に、多事業者アンケート・や関連取じたいいて輸送を行っていたが、実施 して本市の用途管理事業者が他無市の指定管理をも満け良っている無行を支く、調を 対策についても参考を指し続いましている時代といるでは、また、異者が表しているが、 登立して、金融市の自治体へ変更し、令和4年度に各自治体に選定時の公募条件等の調 差を行うこととする。	検討中	指定管理者の公募数に関しては、応募者が少なく、より多くの事業者が募れるよう、なぜ公募数が少ないのか原因を分析する必要があると考えており、分析方法の一つとして他修正にて指定管理者の実施のある事業等を分乗と、アンケートや関き取り等の方法を通じて、原因を分析することを検討している。また原因を分析することを検討している。また原因を分析した後に、今和年度の選定に向け、公募条件やその方法、業務に係る仕様等、予算面も含めて公募の在り方を再検討する予定としている。	35	令和3年2月22日
都市整備局	公園維持課	135	意見	【フィールド公園等】 施設運営者の選定には、広く民間ノウハウの活用 をし、施設の維持管理コストの低減で図るため、公 際により運営事業者を決定することが望ましい。	公園運営のノウハウを持つ事業者は他にも存在すると考えられ、特定の者に 耐意契約により公園運営を表すさることに合理性はないことから、公園により 心園産者事業を決定することが望ましいが、現在は非公島による随便契約で の器配となっている。 、利用者の環及を図ること・管理コストの削減を図る ため、最近運送といっては、公園による指定等用金割板の導入もしくはプロ ボーザルにより運営事業者を決定することが望ましい。	公益財団法人尼崎緑化公園協会は、令和3年度より尼崎中高年事業株式会社の緑化部門を引き受けており、これに伴い当該業務の使用の範囲や内容について検証を行っている。      発注方法については、令和3年度より土水部で公園や道路も含めた包括委託や指定管理者制度の導入などを引続き検討している。	検討中	公益財団法人尼崎緑化公園協会は、全和3年度より尼崎中高年事業株式会社の緑化部 門を引き受けており、これに伴い今年度、順次仕様内容について検証を行っている。 また、発注方法については、今和2年度より土木部で公園や道路も含めた包括委託や 指定管理者制度の導入などを検討している。	28	令和3年2月22日

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
都市整備局	道路踝	115	意見	【阪神店崎駅前駐車場】 指定等理施設において、利用料金制の導入を検討すべきである。	措定管理者制度進入地段において、利用料金制を採用すれば、指定管理者に対し魅力的な施度機関のための動機付けとなる。しかしながら、利用料金制を 展し、民間事業者の原生を関う。民間ノウハウを活用することによりさらなる 市民サービスの同上を図るため、また、指定電車をにとっても魅力が企業格と なるよう。次回の公募までに委託料金制度と利用料金制のメリット・デメリットを分析した上で、いずれを採用すべきかの検討を行われたい。	現在、当該施設ではインセンティブを取り入れた料金収受代行制を導入している。 今期は、基準額を上回った金額の2分の1を成労施酬金として事業者に支払い、下回っ 左端大位となるでは、たとか、利用料金額の2分の1を成分したいる。更 を雇すれたりなるでは、企とか、利用料金額の2分の1を扱う人れている。更 は一般では、10分の2分の2分の2分の2分の2分の2分の2分の2分の2分の2分の2分の2分の2分	検討中	現在、当該施設ではインセンティブを取り入れた料金収受代行制を導入しており、 基準額を上回った金額の2分の1を成功機能金として事業者に支払っている。従って、 事業者の営業労力を使すともに市の財政収入の変定化を限っている。また、利用料金制の導入は事業者の自主的と経営努力を使すとも入れました。 また、利用料金制の導入は事業者の自主的と経営努力を使すメリットがある反両、 業者の経営状況が料金度定に影響を及ばすことが否めないとされている。 なお、どちらの制度を導入するかに当たっては、令和4年度に実施予定の太関公募選 支までは予金収受化行動と利用料金制の課題等を抽出し、市にとってどちらが有益で あるかの検討を行っていく。	20	令和3年2月22日
都市整備局	放置自転車対 策担当	123	意見	【駅前駐輪場】 指定管理者の適切な施設運営の動機付けのため、 利用料金削を採用することを検討することが望ましい。	指定管理者制度導入施設において、利用料金額を採用すれば、指定管理者に 対し魅力的な施設需要のための動機付けとなる。しかしたがら、利用料金割を 採用することが解けされていたい。 他都市においては、駐機能を利用外金制度によって運営している事例なども あり、適切な所管理コストでの運用を図るため、また、指定管理者の動機付 けのため、利用料金制度を採用することを検討されたい。	阪神尼崎駅エリアマネジメントにおいては、令和5年度から阪神尼崎駅西及び北自転車年事場を指定管理施設として利用料金制を採用する。その他現行で前定管理を行っている施設については、指定管理を選定前の原明会に参加した団体にアンケートを実生し、実研技管理者の選定時には、アンケート結果を基に利用料金割の導入について検討する。	検討中	平成27年度からの指定管理期間については、指定管理による施設の管理運営委託と 設置対策の一体的委託を実施した結果、放置自転車が大幅に減少し、一定の効果が得 られたことから、令和2年度から利能で管理においても、利用料金制ではなく、定め 指定管理枠の支払を継続することとした。 なお、令和7年度に実施予で出た。 なお、令和7年度に実施予で出た管理を適定時には、アンケート等を実施し、利用 料金割の導入についても検討する。	22	令和3年2月22日
都市整備局	住宅管理担当	157	意見	【市営住宅】 指定管理料の上限額の算定方法を見直すことが望 ましい。	指定管理料の上限額が、所管理による設計・積算によるものではなく、過去 3年期の指定管理料の平均額にで設定されている。過去3年間の指定管理料の 支払い実額額を指管理料の上限とすることは、サービスの疾患の企外表現事業 者の参入を妨げる可能性がある。 指定管理料の上限額の算立方法を、所管理による設計・積算により見積もら れた工装に基づく方法に見過すことが望ましい。	中年度に用嶋市居住宅等基金を設立したことにより、家賃収入の範囲内であれば住宅室事業の整備や管理等の体費について本軟な子準編成を行うことが可能となった。その影響もあり、それは年度の前後でありで発展を製化しても、財産の高齢による指定が開発した。 受賞権のの対応機の可能を目れば出版をお、計算を対象の人権等の開発しても分類を受ける方式を持ち、今後も所覚視が設計・債事により算定した金額により、調整する。 対応を行った。今後も所覚視が設計・債事により算定した金額により、調整する。	改善済	子算調整の結果、現在の指定管理料となっているが、設計・積算により算定した金 類で継続して調整を図るとともに、今後については事業者アンケート開産の結果等を 参考にし、次回公祭時には新規事業者も含め、より多くの事業者からの申込が出るよ う、関係各環と協議していく。	36	令和3年2月22日
都市整備局	道路維持担当	114	意見	【阪神凡崎駅前駐車場】 阪神凡崎駅前駐車場上を朽化が進行しているが、 中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されて いない。	阪神尼越駅前駐車場は、利用台数は安定している状況であるが、施設の老朽 化が進行している状況となっている。 しかしたがら、今後の施設のあり方式決定されておらず、施設長券会化及び 発用負担の平準の観点からの中長期にかるる大規模改修・更新計画が策定されていない。 大規模改修等は一時に多額の資金支出となることから、財政状況にあたえる 影響は多大なものとなる。費用負担の平準化の度点から、中長期にわたる大規 版改修・更新計画を策定し、計画的に改修・更新を進める必要がある。	今年度の子算において構造部の簡易な調査並びに補修費用算出を行う。また、修繕 履歴等より電気・機械設備における後全資料を取りまとめ計画策定を行っていく。	検討中	当該駐車場は、平成7年8月の供用開始から約26年が経過しており、老朽化が進んでいることから、今年度に中・長期修繕計画作成業務の予算調整を行う予定である。	19	令和3年2月22日
都市整備局	放置自転車対 策担当	123	意見	【駅前駐輪場】 自転車等駐車場は老朽化が進行しているが、中長 期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。	自転車等駐車場 (一部) は、利用台数が低速している状況にあり、また施設 の老朽化心地行している状況となっている。 しかしたがら、今後の施設のあり方が決定されておらず、施設長寿命化及び 発用負担の平準の総裁からの中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。 大規模改修等は一時に多額の資金支出となることから、財政状況にあたえる 影響は多大なものとなる。費用負担の平準化の展点から、中長期にわたる大規 版改修・更新計画を策定し、計画的に改修・更新企進める必要がある。	阪急級日報前自転車駐車場については、新さんさんタウン3番館内に新設する駐輸場など、所以民間駐職場等を活用し張行指定管理側間識了後の令和年度から登替え等に 双弧のなどの設計する。場合と等については、民間は力を活用するなど管理業営力法 についても歴史に設計する。大学に成る版目的具数単単単編の建替え等に設組め、直 型と任業項目転車駐車場についても検討する。	検討中	市立自転車駐車場については、法いものではの年以上経過している施設もあり、建 替え等の理難がある。市としては公共施設マネジメントで公共施設の「圧縮と再編」 に取組んでおり、当族施設は公共施設マネジメントの見起し対象施設には該当してい ないが、当該股組みに準じて、自転車駐車場施設の今後について検討する必要がある と考えている。 まずは、阪急塚口駅南自転車駐車場及び武庫之往駅第1自転車駐車場について、指定 管理期間前了後、建替え等を含む段間事業者への移譲などの方法を検討して行くこと とする。	23	令和3年2月22日
都市整備局	河港票	127	意見	【木路】 市内水路は老朽化が進行しているが、中長期にわ たる大規模改修・更新計画が策定されていない。	市内指定水路は、施設の老朽化が進行している状況となっている。現状の改善や水路の可否を修計するために調査を、現在すすめているところであり、長寿命化及び費用投の平準にの観点からの中長期にわたるた規模改修・更新計画が策定されていない。 指定水路の必修は一時に多額の資金支出となる可能性があることから、財政状況に与える影響は多大なものとなる。指述水路の調査結果を見極め、費用負担の平準化の観えから、中長期にあったも大規模改修・更新計画を策定し、計画的に改修・更新を進める必要がある。	本際については関連部署の意見をとりまとめて各本路の存廃を含む方針について議 論する行為開発会議を有助手度に設置した。 今後は、各本務毎の力かテクト財政、、存除会合わ方針を定め、現在する本路につい ては、計画的な支援・更新を行っていくための更新計画を含めて水路網井福計画を重 定する子並としている。	検討中	水路については、令和5年度の水路網再編計画の策定に向けた取組を進めており、その一環として、水路の現況調査を行った結果、全指定水路約200kmの中で、50箇所の危険施力が49時したため、危険度に応じて優先順位付けを行い、既に4箇所の位勢を行った。今後は、関係機関との協議を進めながら、今回の調査結果を基に、中民期にわたる更新計画等も含めた水路網再編計画を策定し、計画的な改修・更新等を行っていく予定としている	25	令和3年2月22日
経済環境局	地方卸売市場特命担当	173	意見	【地方和売市場】 地方和売市場は老朽化が進行しているが、中長期 にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。	地方制度市場は、取扱量が低速している状況にあり、また施設の老朽化が進行している状況となっている。 しかしたがら、今後の施設のあり方が決定されておらず、施設長券会化および費用食材の平性の観点からの中長期にわたる大規模改修・更新計画が策定されていない。 大規模改修等は一時に多額の資金支払が必要となることから、財政状況にあたえる影響は多大なものとなる。費用負担の平準代の観点から、中央駅におたえる影響は多大なものとなる。費用負担の平準代の観点から、中央駅におた太大規定後と乗計画を策と、書館的に改修・要新を進める必要がある。なお、市場の在り方次第で大きく計画も変動することが想定されるため、市場の在り方を確定した後に、中長期的な更新計画を策定することが望ましい。	中長期にわたる計画に基づき、改修・更新を進めるべきであるものの、現在、今後 の市場のあり方について、基本方針を策定(今和元年度)するなど検討を進めている 状況にある。市場のあり方を確定した後に、中長期的な更新等計画を策定する。	検討中	中長期にわたる計画に基づき、改修・更新を進めるべきであるものの、現在、今後 の市場のあり方について、基本方針を策定(今市元年度)するなど検討を進めている 状況にある。市場のあり方を確定した後に、中長期的な更新等計画を策定することと なる。	37	令和3年2月22日

局名	指摘先	ベージ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
官座女王	危機管理安全 局 企画管理課 行政管理課	49	意見	BCP(事業継続ブラン)の制定が望まれる。	し、必要に応じて改訂し、並行して各職員へのBCPの内容の周知を図る必要 があると考えるため、BCPの策定 (文書化) を図ると共に、職員への必要な 教育、連絡を実施することによって情報共有をしっかりと図り、万が一の際に 備えることが望ましい。	しかしながら、平常業務については、業務整理を行う上での明確な基準はないこと がた、どの業務をいつまで停止するのかなど、継続・停止する業務の基準を明確に文 書化するとともに、各課においても毎年度その基準に削した業務の整理を行うこと	検討中	本市においては、86 Pに記載することとされている6要素や平常業務の縮小及び停止について、「配輸市物域が吸計画」に方針を記載しており、それに基づき、各部のマニュアルや平常業務の整理を行っているところであるおり、それに基づき、各部のしかしたがら、平常業務については、業務整理を行う上での開露な基準はからから、20余務をいつまで停止するのかなど、継続・停止する業務の基準を明確に文書化するととは、、書配はいても毎年度その基準に則した業務の整理を行うことで、意識の共有を図っていく。	4	令和3年2月22日

#### <令和元年度>監査テーマ:子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
こども青少年局	こども福祉課	144	意見	【病児病後児保育事業費】 目標値の設定の有無について明確化することが望ま しい。	平成20年度の利用人数実績が目標値を大幅に下回っているため、まずはその 原因について分析を行い、その要因を参考にしつつ当該事業にとってかさわし い新しい目標盤を設定することが望まれる。 また、仮に目標盤を設定しない(できないと判断する)場合には、どのよう な場合に目標盤を設定しないことを許容するのかについて、市として明確な方 針を定めることが望ましい。	平成30年度の利用人数末緒が目標値を大幅に下回っている要因としては、例年に比 ベインフルエンザ等の流行性感冒の流行期間が短かったため、利用人数が減少したと 考えている。 且標値の指揮については、当初、利用人数としていたが、利用者が多いことが制度 の目標ではなく、利用者のエスに即応できる制度が目標であることから、病児病後 児保育事業登録人数を新しい目標値とした。	改善済	平成30年度の利用人数実績が目標値を大幅に下回っている要因としては、例年に比べインフルエンザ等の流行性感冒の流行期間が増かったため、利用人数が減少したとおえている。 他の目標値への変更については、事業の目的を踏まえ、病児病後保育の事前登録者 整を増やすともに、感染能等の流行などにより利用者数が増減する中で、子どもの体調不良による利用毎望者のうち、利用できなかった人数を把握し、これらの人に対してのサポートの方法と合わせて適切な指標を検討する。	16	令和2年2月21日
こども青少年局	こども福祉課	171	意見	【交通適用激励事業費】 激励金等の適正支給を割る指標としては、「認定件 数・申請者数、より「認定件数・/交通運界数」など他 の相談とするかどうかの検討されることが望まし い。	事業成果である交通事故によって打撃を受けた違児に対する支援を的確に評価するためには、現在の目断指標(「設定件数/申請者覧」)から「認定件数/ 仮通慮股影」に変更することが望ましい。なお、交通意児数の正確な把握が関 顔な場合には、市村で発生した交通事故等一定の条件を付け加えることが考え また。仮に目標値を設定しない(できないと判断する)場合には、どのよう な場合に目標値を設定しないことを許容するのかについて、市として明確な方 対を定めることが望ましい。	交通事故件数が減少傾向にあることや児童扶養手当等ひとり報制度が制度発足時と 比べて拡充していることなどから、銀線して当該額助金について検証を行っている。 、この制度は該書客策を、の数は計量であり、即時に制度変更を行っことは困難で ある。今後日略市交通安全計画の進歩管理(進歩シート8)において、足輪市交通計画 安全対策会議で様々な変見を聞くなど、社会情勢を見様めながら、制度の見直しも会 め検討する。	検討中	包括外部医査においてご指摘の、現在の目標指揮(「認定性数/申請者数」)から「認定性数/交通電視数」に変更することについては、交通電視の定義が交通事故によって保護者等を失った者等が対象とあり、交通事故の報音者数とも集える数値であることから、現代形態は国籍をして「認定性数/申請者数」と数定して少額はの増鉱に第年しているが、交通連視療動を出て、交通連視療動を対象は関端に第七、大の変量光療の金は交通を使っる結合の増減に第七しているが、交通連視療動を削減が制度としているとをと発しませます。と観覚が関係を対象となって、などをは、大の変した。といることをいう。継続して当該援助金について検証を行い、今後の任り方について検討していく。	37	令和2年2月21日
こども青少年局	児童課	135	意見	【児童ホーム運営事業費】 『児童ホーム および デービもクラブ"の運営方式 『児童ホーム および デスにおける作のメリット・ デスリットを引き返し、今後の運営方針のあり方 に関する検討を行うことが望ましい。	他都市の児童ホームおよびこどもクラブの運営方式の事例を分析するととも に、市にとっていかなる運営方式の変更がもたらすメリット・デメリットを明 らかとし、いかなる運営方式の変更がもたら標準をあられたい。また、この 検討結果を事務事業シートに記載されることが望ましい。	規 富ホームの運営に関し、委託について検討する中で他市規長を行ったが、本市においては、多小学校にコーディネーター「復任者」を配置し、修設の「こどもクラフ」と連携し、体的な選を行っているところをころであり、表託券を行った場合、一体的企業が現まれることから現場を行っているとまった。会記年申度から指導員について、労働者派遣を居した人員の補金を行っているが、その時間年後と現行の時間単版ととせたして、入事を関でのメリットがことが考えられる。また、その時間を担保の日本の上の主義を行っているが、その時間を担保を利用した。とから、表記券を行っても選定コストの削減にはつながらないことが考えられるが、計画と受け、日本の計・資金とのより、大学校を行っても選定コストの削減にはつながらないことが考えられるが、計画と受け、日本の計・資金とは、日本等の基と、日本の計・資金とは、日本の計・資金とは、日本の計・資金とは、日本の計・資金とは、日本の計・資金とは、日本の計・資金とは、日本の計・資金とは、日本の計・会に、日本の計・会に、日本の計・会に、日本の計・会にはいるというにはいる。	検討中	児童ホームの運営に関し、委託について検討を行った結果、本市においては、小学校の敷地内において、こどもクラマと一体的な連営を行っていること等から、委託を行った場合、現行の質の維持が温度である。 行った場合、現行の質の維持が温度である。 また、会計を見い課金では、会議をは、の制度が増している。 を表し、会社を見い課金では、の制度が増している。 ・経費価等においては 課題があることから、引き続き取行の運営体制により、NPOや地域等との連携の一 層強化を関りながら、安定した放戦後のこどもの環境を確保することとしている。	14	令和2年2月21日
こども青少年	児童課	138	意見	【児童育成環境整備事業費】 ・児童古・ム。および"こどもクラブ"の運営方式 ・について、様々延置方式における情のメリット・ デメリットを明らかとし、今後の運営方針のあり方 に関する検討を行うことが望ましい。	他都市の児童ホームおよびこどもクラブの運営方式の事例を分析するとともに、市にとっていかなる運営方式の要要があたらすメリット・デメリットを明らかとし、いかなる運営方式の電であるが議場であるが最後的られたい。また、この検討結果を事務事業シートに記載されることが望ましい。	こどもクラグの顕常に関し、委託について検討する中で他市規算を行ったが、本市 においては、本作学校にコーディを一ク―「責任会」を配置し、併設の「投電ホー ユー」連携し、仲的な運営を行っているところでもり、委託等を行った場合。一体的 な電影が積なれることから、現行の質の維持が顕常であると考えられる。 また、会和4年度から推奨量について、労働者設置を抵用した自の組まを行ってい なが、その時間単値と現行の時間単値とを対したところ、接管値でのメリットを していないことから、委託等を行っても運営コストの削減にはつながらないと考えら おるが、指導の欠負額に至っていない状況を発達えるととは、原電ホームの が延長の収録の検討と合わせて一体的な運営の検討の中で様々な運営方法について検 対していく。	検討中	こどもクラブの運営に関し、委託について検討を行った結果、本市においては、小 学校の敷設内において、こどもクラブと一体的な運営を行っていること等から、委託 を行った場合、現行の質の維持が回顧である。 また、会計年度任用機員(非常制力な等的)、非常動事務補助員)により運営を 行業ではらことから、委託等による運営コストの門域が難しく、経費等においても 電気からることから、表記等による運営コストの門域が難しく、経費等においても 電気からないち、引き続きの運営体制で、 電気からないち、引き続きの運営体制で、 電機化を値りながら、安定した放棄後のこどもの環境を確保することとしている。	15	令和2年2月21日
こども青少年	こども福祉課	208	意見	【母子父子福祉資金貸付金】 債選に係る手続きについて弁護士などの外部の専門 家等へ委託することが考えられる。	業務実施の効率性の観点、及び確実な償還による健全な財政確保の観点から は、償還に係る手続きについては非護士などの外部の専門案等へ委託すること が考えられるので、検討されたい。	現在、債権管理の適正化を所管する所属において、本債権も含め全庁的に債権回収 業務を弁護士法人へ委託することについて検討している。	検討中	現在、依権管理の適正化を所管する所属において、本債権も含め全庁的に債権回収 業務を弁護士法人へ委託することについて検討している。	56	令和2年2月21日
教育委員会事務局	就学前教育課	107	意見	公立幼稚園の保護者の要望として、給食の実施およ び3年保育の実施があるが、現状は実施の検討がで さていないため、利用者要望への対応について、可 否や対応力法の検討が望ましい。	他都市の事例を分析するとともに、市での導入のメリット・デメリットを明 らかとしたうえで、今後の対応について決定されたい。	会和3年度に実施した「尼藤市立幼稚園のあり方絵社会」の報告書の趣旨も踏まえ 董学前教育施設に共通する教育内容の先生策全官反抗体の連携方法、更には、保護室 ニーズの高い幼稚園社会の実施学保育年齢の見底しの検討を含む今後の市立幼稚園に よめられる機能・役割の再整理やルー化を見限より効果、効果が高力を選合体制管団に エースの方法性や仮組等を示すため、「「(仮称) 尼藤市建学創教育ビジョン」の第字 を達める。	検討中	市の重点課題事項として、将来に向けた市立幼稚園に求められる機能や役割を再整理するとともに、教育内容の充実集のほか、効果・効率的な運営体制等、起端市立幼稚園のあり方について検討するため、「起崎市立幼稚園のあり方体討会」を設置し、たお、市立外棚園における場については、干とものアレルギー対策をどの課題を要するものの、利用者のニーズも一定あるため、市立幼稚園が担っていくべき役割の整理の中で実施の必要性について検討していく。	9	令和2年2月21日
こども青少年局	保育管理課	126	意見	【経験ある保育土配置促進事業補助金】 補助金の保途を保育土給与の増額のためとすること を検討することが望ましい。	補助金交付の目的からすれば、補助金の使途を10年以上勤続の職員の給与と するように定めることを検討することが望まれる。	当補助金の有効性について効果剤がか行った核果、当補助を計区間移産を実施する にあたっての保護者の欠くが機能に一定等与するものと考えられること等から、理核 なて事業の保証を行う発酵の無由はだいものの、現在、計画からは接金を送りてい ないことから、包括外部業者の意見等を除まえ、補助金の要額改正を行い、補助金の 接途を人件費に保定するよう変更を行った。	改善済	これまでに実施した保護者アンケートの結果等から、保育所の民間移客にあたっては、移管後の保育士の経験や年齢等に対して不安に成じる保護者も少なくないことからない。 これまでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	12	令和2年2月21日

## <令和元年度>監査テーマ:子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について

局名	指摘先	ベージ	区分	*育で文 <del>俊學業に関する事務の報行につい</del> 指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
こども青少年局	こども福祉課	170	意見	【交通違児療励事業費】 受通違児療励事業制度に遡及効果を持たせること 交通違児療励事業制度に遡及効果を持たせること が適見が関係しても事体時に遡って激励金を受給できるようにすることが望ましい。	事故是生直後においては肉体的、精神的負担が大きく、当制度の申請を行う 会格がないととが考えられる。また、当制度に週皮効果を作ったたとしてもま 放免生とったが、資料が関係を表する。 はの、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	当該事業は、子算上の制約もあることから、子め、支給十る対象や範囲等を制度上 決めておく必要があり、同じくひとり親支援制度の児童扶棄当当に準じて、市の条例 及び同条例能行規則の規定に基づき申請日を基準として、申請日の属する月から支給 といる。 交通事故件数が減少極向にあることや児童扶棄主当等ひとり報制度が制度発足時と 比べて拡充といることなどから、課故して当該事業について検証を行っているが、 当初の報告が生活補償のかならず、被害者変減、の改済的な措置としての意味もある ことから、即時に制度要更を行うことは困難である。 全後、形態市交通計画定全対策会議で継々な乗りを聞くなど、社会情勢を見極めな から、制度の負責しも会め検討していく。	検討中	当該事業は、子算上の制約もあることから、子め、支給する対象や範囲等を制度上 決めておく必要があり、同じくひとり親支援制度の児童扶養手当に準して、市の条例 及び同本例鑑行規則の度をに基づき申請目を基準として、申請目の属する月から支給 しかしたがら、ひとり概等が監督する児童の対して、申請日本国家と思想であると しかしたがら、ひとり概等が監督・2度の第一位、日本日本の経済と関係している。 から、制度の趣旨に概念、児童扶養手当申請等に合わせて制度の周知を行うととも に、社会情勢を見極めながら、制度の見直しも含め検討していく。	36	令和2年2月21日
こども青少年 局	こども福祉課	181	意見	【あまがさきキッズサポーターズ支援事業費】 各施設の利用者属性に応じてサービスの提供を行う ことが望ましい。	より多くの子育で世帯が利用できるように、利用者に対して各施設共通のアンケートを行い、施設ごとの利用者属性を把握することが望まれる。これにより、各施設に応じたサービンが提供でき、各施設の利用者の満足度を高めることに役立てることができると考える。	<u> </u>	検討中	新型コロナウイルス感染底子防のため、一時的な間館やイベントの中止等があり、 現在の状況でアンケート調査を実施しても、施設ごとの利用者属性を正確に把握する ことが困難であるため、新型コロナウイルス感染底の流行状況等を考慮し、調査の実 施時期を決定したいと考えている。	41	令和2年2月21日
こども青少年局	こども福祉課	188	意見	【母子家庭等地域生活支援事業費】 利用者の利便性を考慮し、複数名の非護士への依頼 や土口・夜間の開催の検討が望まれる。	本件事業が属人的になっていることを緩和するため、また、事業継続性を確保するため、公募により別の弁護士も店用することの検討が望まれる。また、房子家庭という事情を全地して、可能であれば夜間や土日に相談会や電話相談の結果報告を夜間や土日に行うことを検討されたい。	担当弁護士は、母子家庭相談の経験値が豊富であり、電話での相談も上限なく迅速に対応しているが、担当弁護士の英州化・高齢化の課題があるため、公客も含め適切な弁護士の選定を行っていく。また、相談会に小では、相談者に小さい子供がおられる方が多く、夜間や土日はかえって敬遠されることから、依期や土日の開館に馴染まないと考えており、相談の結果報告については、今後も相談者の予定にあわせた時間僧に実施するようにしていく。	検討中	東邦護士など外部の専門家への委託に向けた検討は、外部の専門家へ委託した場合、 現在家社とている同様の業務を委託するためには費用がいくらかかるか確認するな ど、弁護士活風人的にならないよう総合的に検討していくため、時間を要する予定で ある。 また、相談会については、相談者に小さい子供がおられる方が多く、夜間や士日は かえって敬遠されることから、夜間や土日の開催は馴染まないと考えており、相談の 結果報告については、今後も相談者の予定にあわせた時間帯に実施するようにしてい く。	47	令和2年2月21日
保健担当局	健康增進課	200	意見	【特定不柱拍像費助改事業費】 所得の確認および審査について、転入者の利便性の 観点からマイナンバーの利用を推進することが望ま れる。	治療養助成について、市民の利便性の観点から、市もマイナンバーの利用を 搬進されることが望まれる。	国により、保険診療における制度改正があり、令和4年4月より不妊治療が保険適用 まれることとなり、当該動度を利用するものがいなくなったため、マイナンバーの利 用を確慮することは行わない。	改善不可能	令和2年度厚生労働省第3次補正予算の成立に伴い、令和3年1月より、特定不妊治療 費助成制度の支援内容が拡充され、所得制限が振展されたため、所得審査は不要と なったものの、マイナンバーを用いた情報連携により利便性の向上を図れるか等、検 討を行っていく。	52	令和2年2月21日
教育委員会事務局	社会教育課	223	意見	【青少年健全育成啓発事業費】 少年補導について、現在の非行の形態の多様化に合 わせ、補導形態の見直しを行うことが望まれる。	市でも現在の非行形態の多様化に合わせて事業の委託等も含めて補導形態の 見風しを行うことが望まれる。 また、警告もサイン・補導を推進していることから兵庫県警察とのより一層の 連携の強化が望まれる。	従来型の減壊活動は見守り型であり、青少年の気がかりな行動に対し、声掛けを行う等が活動の中心をなしている。金融3年度も末だ約750件の声掛け実績があることから、活動に日連接の必要性があると考える。  「本語の日連接の必要性があると考える。  「本語の日連接の必要性があると考える。  「中のインターネットを介した非行動態の多様化に合わせた結構のあり力の見慮したしてメースール・トロールの姿能化についての意識が支柱だとめ、これまでサインにつて、本事人でいる主義単角の自動体の概念を行うをかしてり書意、統計を行ってまた。  「担塞した自治体のサイバーバトロール本策状況は、個人権側の取扱制度がある中で、現場企業も入がインターネット上に公開している情報の閲覧といる主ないませんがありません。  「本語などれがインターネット上に公開している情報の関連とある中で、N S を書か中が使用し始めた当時は一定の指導件数があったものの近年は、学校に対ける情報の関連では、本事におけては、本事におけるインターネットを介した青少年の非行化表的時間である。  「後ので、現時点においては、本事におけるインターネットを介した青少年の非行化表的はセスターネットの介は他に関する理解と関りながら対応することとより、日本では、本事におけるインターネットを介した青少年の非行化表的はセスターネットの介に使用さる理解と関りながら対応することとする。	見解の相違	従来型の補壊活動も、近年年間800人前後の青少年の補壊件数があり、今和2年度については、コロナ操で学校の臨時体基等により、補導件数は1,000件余りに増加している。従って、従来型の連線活動も譲続する必要があるとともに、インターネットを介した問題行動については警察を参加とする関係機関と今後、結構を図る。また、他都市が導入しているサイバーバトロールに関する視察を行ったため、視察の調査結果に基づき効果についての検討を行う。	61	令和2年2月21日
教育委員会事務局	社会教育課	226	意見	【少年補項活動事業費】 少年補項について、現在の非行の形態の多様化に合 わせ、補専形態の見直しを行うことが望まれる。	市でも現在の非行形態の多様化に合わせて事業の委託等も含めて補薄形態の 見直しを行うことが望まれる。また、警察もサイバー補導を推進していること から兵庫系警察とのより一層の連携の強化が望まれる。	選案型の維護活動は見守り型であり、青少年の気がかりな行動に対し、声掛けを行う等が活動の中心をなしている。全部年度ままだ約750件の声掛け来籍があることから、活動には複数の必要性があると考える。  近年のインターネットを介した非行権能の多様化に合わせた維導のあり方の見直しとしてサイベーバトロールの委託化についての理能があるたれたため、これまでサイベーバトロールの委託化についての理能があるれたため、これまで中イベーバトロールの委託化についての理能があるれたがありました。といる書儀、統計を行って、一大・ロールの委託化についての理能があるれたり、自然を持ち、統計を行って、選集を表したがインターネット上に公開している情報の関係があるの表明といるというでは、またしたいのでは、字校に対ける情報の理ながあったものの近年は、字校に対ける情報の単立の指導を持ち、といる字板とは、大学に対しては、本体におけるインターネットを介した青少年の非行化を誘動については、サイバードレールでは、中で、現在、実施している字板とが表している字板とは、大学に対しては、本体におけるインターネットを介した青少年の非行化を表的ましていては、サイバードレールでは、中で、現在、実施している字板とが入る情報を示している。	見解の相違	送来型の場響活動も、近年年間800人前後の青少年の場響性数があり、合和4年度については、ロコナ陽で発すの臨時林を等により、補導件数は1,000件余りに増加している(表して、従来型の連絡活動・機能とより表現を開発したのでは多くのよう。とのでは、20年間を10年にいては警察を移むとする関係機関と今後も進権を図った。大きた、他都市が導入しているサイバーバトロールに関する視察を行ったため、視察の調査結果に基づき効果についての検討を行う。	63	令和2年2月21日
こども青少年 局 最員会事 務局	保育運営課施設課就学前教育課	93	意見	中長期にわたる、公立保育所の大規模改修・更新計画を策定することが望ましい。	限られた財源の中、児童の安全確保と費用平準化の観点から、関ごとに改修・更新にどのように子定するか、いくら必要となるか等を明確にした計画を 関定することが望ましい。	老朽化により、施設更新の必要な保育所については、大規模改修・更新計画はない ちのの本市の公集施設でネジメント計画及び保育所の民間移管計画に基づき、建替工 事を進めているとうである。 現時点において、建設入及び大規模改修の時期が決まっていない保育所について 6、用地確保水できな策、解決、施設更新を行っていく。 また、公立幼稚園のあり方検討会との整合性も併せて図っていくこととする。	検討中	老朽化した一部の保育所については、本市の公共施設マネジメント計画及び保育所の民間移宿計画に基づき、連替工事を進めているところである。 の民間移宿計画に基づき、連替工事を連めているところである。 一種は工事等を行うたいでは、時間は独立のでは、民間秘密対象保育所については、法別民間移管計画収益時に、公立として及る保育所については、建時用地の確保ができ次張、計画のに施設更新を行っていく。また市立労権圏においては、今和3年3月に市立労権圏の在り方について定める「学校施設マネジメント計画」を策定した。	2	令和2年2月21日

#### <令和元年度>監査テーマ:子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について

	All the sta	2 17		# W. W		令和5年1月6日時点の措置内容要旨	Life met alle sen	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の	Note yet	監査結果
局名	指摘先	ベージ	区分	指摘内容	指摘の概要	(下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	措置内容要旨	連審	報告日
こども青少局	年 こども福祉	182	意見	【あまがさきキッズサポーターズ支援事業費】 つどいの広場運営の委託/選定について、複数の候 補者が出た場合には公募等により決定することが望 ましい。	用することが望ましい。また、公募への応募事業者数が少ない場合は、仕様書 の見直しを検討することが望ましい。	現在の委託先は公等に基づき選定しており、子育で中の親子の利用実績は良好である。誠実に業務は履行しており、引き続き委託することで効果的な事業選定が期待できることから、競差契約と維接している状況である。 一方で同一条形との反射によったる協意契約に適時性機能の助成から調整して下移業別を指定した。一方では一条形との反射によったる協意契約に適時性機能の制度が一方で調整して下移業別に終行すども、子育で支援事業計画の計画期間が終了、大学を大学を大学を大学を表現している。 状況に即した利用者にとって、より良い子育、健助活動・皮障・デャーとスを提供されるための合後のあり方を研究するなかで、新たな事業者が参入をしやすく透明性を担保した委託先の選定方法を検討していく。	検討中	理時点では、委託先藩定について、初回は公都により決定しているが、以降は、被 実に業務を履行しており、子育で中の親子の利用実績も良好であり、継続して委託す ることで効果的な事象の滞留が期待できることから、随意契約により、初回に選定さ れた事業者と継続して契約を行っている状況である。 契約の適明性を確保する観点から、施設運営の委託先の選定方法に公募を採用する ことが望ました頃。 短期間で表託を変更することで、定着した利用者が混乱する のではないかという魅色があることから、得来的に、今後新たな委託先の選定をする 必要が出てきた場合は、契約の仕方について研究していて。	40	令和2年2月21日

## <平成30年度>監査テーマ:公営企業会計(上水道・工業用水道・下水道)の事務管理について

局名	指摘先	ベージ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
総務局 (公営 企業局)	契約課	100	意見	業務委託の再委託先からも誓約書を入手するよう検 討されたい。	契約の公正性を確保するため、業務委託の再委託先からも、暴力団等に該当 しない旨等を記載した解物書を入手することを検討されたい。 参力団等排除の職点から、「成時市事務事業からの参力団等の排除措置に関する 要側」 (現 「	全和5年1月から試行実施し、事業を再業している生活安全圏と運用上の製器について検証を行ったうえで、令和5年下半期から本格運用を行う。	検討中	業務委託の再委託先から暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を入手するには、要綱改正が必要となるため、令和3年度に各所管理に対して、業務委託のうち、再委託を行っている事業の有無等の調査を行うにあたり一定の期間を要するため、令和4年度から運用を行う。	7	平成31年2月21 日
公営企業局	お客さまサー ビス課	112	意見	長期滞納債権等について弁護士法人等の専門家を利用するよう検討されたい。	木道料金および下水道使用料の未回収期間が長期になれば、回収不能となる 可能性が高くなるため、早期に回収する必要がある。 可能性が高くなるため、早期に回収する必要がある。 では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、 では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、 受倒れた砂ぐためには、今以上に早期の回収を心がけるよう、料金酸収事業者 全線化に整合する必要がある。 また、長期にわたり滞った債権および回収が誤離な債権については、弁護士 払入等の専門家を活用する等により、回収の確実性および業務の効率化を図ら れたい。	長期産納債権等について弁護士法人等の専門家を利用するための子等については 会和体集度で計上しており、委託先の選挙については、債務値だけではなく、本業務に 対する実施方針、有効件を実現性のある債権の要素・回収の最組及び債権回収に関す な本作のの助言がの価値は分の機能があることから、公等のプロボーザル方 式をにより委託業者を決定し、各種4年11月1日に業務委託を契約している。	改善済	現在、他都市調査を実施し、委託する条件(開栓未収、未収金が高額なもの、未収 が長期間に及ぶもの、結水停止の執行が困難なもの等)及び契約方法等を検討してい るところであり、未収金回収の確求性及び業務の効率化を固るため、非議士法人によ る水道料金等未収金回収業務委託を実施し、複収率の向上に努める。	18	平成31年2月21 日
公営企業局	計画担当	133	意見	下水道施設の位置づけを明確化した上で、低利用地 の活用方針を明らかにするよう検討されたい。	現状の利用状況を鑑みれば、十分に有効活用ができていない下水道用地が存在している。 在している。 水期「下水道ビジョン」において、施設のあり方を検討された結果として当 該施設の位置づけを明確にすることが拝要である。その上で、今後当該土地を どのように活用するかの決定を行うことを検討されたい。	指摘にあるような下水道用地については、今後、ボンブ場や処理場の下水道施設の 建替え用地でエサードとして確保しておく必要がある。全部3年度末に直定した「あ まがまき下来選ビジョン2031」の中で、各種皮の繁新研究や研究とに同けた全化プ ジュールが整理できたことから、収入機保や機関放等のため、有効利用できる下水 選用地については民間事業者への貸し付け等を行う。	改善済	指摘にあるような下水道用地については、今後、ボンブ場や処理場等の下水道施設 の更新時に、建替え先となる建設をや工事ヤードとして確保しておく必要があるが、 次期「下水道ビジョン」を策定するなかで、各施設の更新時期や建替えに向けた全体 スケジュールが整理でき、有効利用ができる側の更新時期や建替えたのたことから 和4年度からの次期ビジョン期間の取組みとして当該下水道用地の有効利用を検討して いく。	30	平成31年2月21 日
公營企業局	計画担当	149	意見	下水道の広域化対応の検討に関して次期「下水道ビジョン」に記載するよう検討されたい。	市の下太道(雨水処理と汚水処理) 処理への対応に関して、今までは各自治体での対応が前降であったが、人口減少により水道と同じく下水道において、 本道事業においては国土交通省) を中心として広域化の講論が検討され続いる。 市での下水道事業についてすぐに事業主体の変更が起こう可能性は低いと考えるが、得来市を超えたに減での事業体を共同で設立して対応することが地域を任民にとっても経歴性、効率性の観点が必要をなると考える。本道とは対途での対策として、水道と地域制度を同じくするのか、水道とは対途でのが最近の方環として、水道と地域制度を同じくするのか、水道とは対途である。 広域との方策として、水道と地域制度を同じくするのか、水道とは対途での広域を超の方が、所能にいっても考えられることのと考える。 広域との方策として、水道と地域制度を同じくするのか、水道とは対途であるこ次をが、所能にいっていずれが有効なのかの観点から検討を進めることを開始する。 と照けても、長期的な事業として広域についての課題が表しまりませましていずれが有効なのかの観点がも検討を進めることを開けてある。	下水道処理(雨水処理と汚水処理)については、区域の50%程度(武庫川処理区)を既に集の設域関連公共下水道として広域化しており、汚現処理についても処理区域を成立の取組は基めても必乗下水汚を広域処理権に送出、事業の効率化に向けた広域での取組は基めても必要を対していては、決まがき下水道の金値台をとの成成については、多まがき下水道と一般と対象を開発できることから実施しない、左お、本ビジョンの中でオンブ場を処理機の健身とを表明しており、施設管理の効率化について、被廃合が可能なものは実施していくこととしている。	改善済	下水道処理(雨水処理と汚水処理)については、区域の50%程度を既に県の武庫川下水道処理(間連市:足崎市 西宮市・伊井市・宝塚市)で広域化しており、特民処理についても、処理などをと乗県の兵庫東下水汚形に近域理場(間連市・戸井市・三田市・尼崎市・高宮市・伊井市・宝塚市)において成就化済であり、事業の効率化に向けて広域化の収録以上途のている。、大場ビジョン期間からり取録ある、で残る単盤公共下水道分の広域化については、大場ビジョン期間からり取録ある。で残る単盤公共下水道分の広域化については、大場ビジョン期間からの取録ある。で残る単位と大きないで、大場ビジョン期間から取録あるを表し、残る、大きないで、施収省2型の効率化や火湿等時の相互厳適などの観点を婚まえ、検討していく。か	39	平成31年2月21 日
公営企業局	計画担当	151	意見	次期「水道ビジョン」、「下水道ビジョン」において、今後の投資計画及びその効果を十分市民に説明できるよう検討されたい。	事主として、高度成長期に整備された大選事業、工業用木選事業および下木造事業の施蔵、設備、管および替きよ等の更新時期が一斉に現実するとが不過されている。単心多種の支出が発生することは、市の財産状況に重要化整備とも必要がある。 施度等の大乗台化や適正配置等により、更毎役費の子単化を図 更新を行ってきたところであるが、施設の適正起歴や長寿命化が得来の更新・とれまで、長寿命化計画で施整備計画を薄化、計画的に設備の心体や受精養等の平単化に向けてとはまどの景をもたらすものであるのが明らかとなっていない、大期「木選ビジョン」、「下木選ビジョン」はおいては、計画に沿った施策的、企業をしたしたするが表現が、であり、な効果をもたけの大事はよび変優と指したよりな経済的(定義)となり、なり、ためとすの大事が表現された。「「木選ビジョン」、「下木選ビジョン」においては、能設等の基づ角化した。「「木選ビジョン」、「下木選ビジョン」においては、能設等の基づ角化した。」、「「木選ビジョン」、「下木選ビジョン」、「下木選ビジョン」においては、施設等の基づ角化した。」、「本選を受けることである。「本選を受けることである。」、「本選を受けることである。」であることである。「本選を受けることである。」であることである。「本選を受けることである。」であることである。「本選を受けることである。」であることである。「本選を受けることである。」である。「本選を受けることである。「本選を受けることである。」では、「本選を受けることである。「本選を受けることである。」である。「本選を受けることである。「本選を受けることである。」である。「本選を受けることである。「本選を受けることである。」では、「本選を受ける」では、「本選を受ける」では、「本選を受ける」である。「本選を受ける」である。「本選を受ける」では、「本選を受ける」では、「本選を受ける」では、「本選を使ける」では、「本選を使ける」では、「本選を使ける」では、「本選を使ける」では、「本選を使ける」では、「本選を使ける」では、「本選を使ける」では、「本選を使ける」では、「本選を使ける」では、「本選を使ける」では、「本選を使ける」では、「本選を使ける」では、「本選を使ける」では、「本選を使ける」では、「本選を使ける」では、「本選を使ける」では、「本選を使ける」では、「本選を使ける」では、「本選を使じる」では、「本選を使ける」では、「本選を使ける」では、「本選を使りる」では、「本選を使りる」では、「本選を使りる」では、「本選を使りる」では、「本選を使りる」では、「本選を使りる」では、「本選を使りる」では、「本選を使りる」では、「本選を使りる」では、「本選を使りる」では、「本選を使りる」では、「本選を使りる」では、「本選を使りる」では、「本選を使りる」では、「本選を使りる」では、「本認定しないる。「本認定しないる」では、「本認定しないる。「本認定しないる。「本認定しないる」では、「本認定しないる」では、「本認定しないる。「本認定しないる。」では、「本認定しないる。「本認定しないる。「本認定しないる。」では、「本認定しないる」では、「本認定しないる。」では、「本認定しないる。「本認定しないる」では、「本認定しないる。」では、「本認定しないる」では、「本認定しないる。」では、「本認定しないる。」では、「本認定しないる。」では、「本認定しないる。」では、「本認定しないる。」では、「本認定しないる。」では、「本認定しないる。」では、「本認定しないる。」では、「本認定しないる、「本認定しないる。」では、まるいる。」では、「	本道事業と工業用水道事業については、会和元年度に策定した「あますいビジョン 20201 において、40年年を見扱えた総設の再構築・準備に向けて、計画的な施設・管 筋の更新やダウンサイズによる投資の整議化(40年間の累計で約40億円)、また、設 値の延命化に入る維持管理費用の整紙と関立こととする方的やを定め、公会した。 下水道事業では、全部3年度末に策定した「あまがさき下水道ビジョン2031」において、これまで実施してまた発度を必定が表現、維度対策、高度処理化等の機能が を含めた原因のに加え、ボンブ場や処理機の建修する路ままた100年先を見限えた投資 計画を流、ストックスキンと、メモルを採用、下学報行後の事業を使取さたが検 上を提出したの表現の表現を見まれた。 上を比較した投資開展の集(40年前の累計で約300億円)を明記し、経済的で特続が 型となる「水道の方向性を示し、公表した。	改善済	令和元年度に策定した「あますいビジョン2029」において、水道事業と工業用水道 事業については、ともに40年先を見振えた施設の再構築・整個に向けて、計画的な施 意・管脳の更新やグランサイズに2名投資の整体に、また、設備の延合化よる維持 管理費用の軽減化を図ることとする方向性を定めた。 下水道事業については、合和年度末策庁士である次期「下水道ビジョン」(令和 特年度から合和13年度まで)の中で、こはまで実施してきた改築更新や浸水対策、地場や 対策、高度処理化学の機能向上を含めた原風小辺入、新た公服型であるボンゴ場や 地理場の中構築を踏まえた長期的な事業費の平配化手法を用いた投資計画を策定し、 ストックマネジメント手法によりの時間の実施を関いていた投資計画を策定し、 ストックマネジメント手法によりの時間の実施を関いていた。 数した投資計成効果を示す予定であり、次期「下水道ビジョン」の策定に向けて事務 を進めている。	40	平成31年2月21日

局名	指摘先	ベージ	区分	安約に関する財務事務の執行について > 指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との豪更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
都市整備局	公園維持課 公園計画・21 世紀の森担当	183	意見	公園の包括的管理契約	当該委託契約は、フィールド公園に対する施設の管理業務と、当該施設を拠点として行う事業(緑化管発事業、公園保護育成事業)を含む包括委託契約である。 あるの施設の管理については、指定管理者制度の導入としくは高常のいずれかによる必要があるが、当該施設についてはを特管理者を高限の一省計算が開発していると思いるという。 一部として、指定管理者が制度の構造として、対策管理者が制度の機能を開発を高いる。 一部として、指定管理者が制度の範囲を記げる方針の中、定期的に指定管理者が必要をおける方針の中、定期的に対定管理者が必要をおける方針の中、定期的に対定管理者が必要されることにより、業務のコストの商止まりを自覚保持に関するリスの体としておけれたが表し、表例の高により企業を提供して、というでは、日本の作品を関係したが、これに、経費のコストでに、これらの弊害を除くために、フィールド公園についても企業の施設の管理に民間の関係を指摘して、住民・日本の特別を関係して、経費の事業により決定するというでは、経費の議会により決定するというでは、経費の議会により決定することが望まれる。	公益財団法人尼崎緑化公園協会は、令和3年度より尼崎中高年事業株式会社の緑化部門を引き受けており、これに伴い当該業務の使用の範囲や内容について検証を行って、3を注方法については、全和9年度より土木部で公園や遊路も含めた包括委託や指定管理者制度の導入などを引続き検討する。	改善済	公益財団法人尼崎緑化公園協会は、令和3年度より尼崎中高年事業階の緑化部門を引き受けており、これに作い今年度、順次仕様内容について検証を行っている。また、 場注方法については、令和3年度度より土水部全体で公園や道路も含めた包括委託や指定等人などを検討している。	44	平成30年2月23日
都市整備局	公園維持課	181	意見	一者随意契約の見底し	地方公共団体が委託先を選定する場合には、不特定多数の参加者を募る「一 対数争入礼」が原則とされており、「指名競争入礼」や「随意契約」は、例外 多託先の選及に当たり無砂性を機能させ、事業の経済性を確保する観点からっ は、原別とおり入れのである。からなとも情報支援機能の変化が設定しました。 もの、しかし、当該委託業務においては、公益財団法人の場合社の場合が設定した。 しかし、当該委託業務においては、公益財団法人の場合社の場合が設定したのである。 しかし、当該委託業務においては、公益財団法人の場合社の機能会との一者 能差契約が無限しており、指数見積蓄の微なりについてのみとなっ でいるため、競争原理が働いていない状況である。このため、変表料の金額の 適別性の機能ができていない。また、一部の業務についている。実表料の金額の 適別性の機能ができていない。また、一部の業所については当まりである。 「各公園で活動している市民ボランティアとの協働による花園で理会人として、 所管課による上する機能を対しており、高度と観音が振り合わるよう身化性の として、大学を開かましまりませ、また、一部の業的についてはるの制見機として、 大学を開かましまりませ、のでは、また、一部の実施についてはるの相見機として、 大学を開かれてきている。 「各公園で活動している市民ボランティアとの協働による花園で理今イベントの開催など、より多くの市民が在や様に関係による形態ではいる自己の、他には関係に対している。 「各公園で活動している市民ボランティアとの協働による花園で理今イベン とが開始まると、より多くの市民ボヤシャインとの協働による花園で理今後に 「各公園で活動している市民ボランティアとの協働による花園で理会人人に 「各会園では、まり多くの市民ボールである。」 「各会園では、まり多くの市民ができまれており、、一方との市民が協している。 「本の本のなり信用を持ている」とよりままれている。」「、「業務内 を発知していいては、一名を簡単 契約を実践に構造している。」」「業務内 を参加していいては、一名を簡単 契約を実践に構造している。」「業務内 をもって、当該契約者を提定していないか」の記載がある。ことから、当該案を指案 場の子には可能を対していないか」の記載があることから、当該を手を を発知したいいては、一名を簡単 といいをは、 といいては、一名の主が、対していいでは、、実務内 をもって、当該契約者を提定していないか」の記載がある。したが、「、」、「業務内 をもって、当該契約者を提定していないか」の記載がある。とから、「当該案を指案 場、第2年とのいては、ままれている。」とないでは、ままれていいでは、ままれていいでは、 を発していいては、一名の主が、対していいでは、ままれていいでは、 全部の実践が、ままれていいでは、ままれていいでは、 全部の実践が、ままれていいでは、 ままれていいでは、 ままれていいでは、 ままれていいでは、 ままれていいでは、 ままれていいでは、 ままれていいでは、 ままれていいが、 といいでは、 はないには、 はないには、 はないには、 はないには、 はないには、 はないには、 はないには、 はないには、 はないには、 はないには、 はないには、 はないには、 はないには、 はないには、 はないには、 はないには、 はないにはないでは、 はないにはないでは、 はないにはないでは、 はないにはないではないではないではないではないではないではないではないではないではないで	フィールド公園については、今後も施設の管理業務、緑化等発事業、公園保護育成事業を一体的に行うこととしているものの、南郷にあるように、さらなる経費の削減と住民サービスの向上を図ることを目的に、指定管理者制度等を導入するよう検討を連めている。	検討中	フィールド公園については、今後も施設の管理業務、緑化等発事業、公園保護育成事業を一体的に行うこととしているものの、指摘にあるように、さらなる経費の削減と住民サービスの向上を図ることを目的に、指定管理者制度等を導入するよう検討を進めている。	52	平成30年2月23日
教育委員会事務局	スポーツ推進課	301	意見	一者随意契約の見直し	地方公共団体が委託先を選定する場合には、不特定多数の参加者を募る「一般競争人 利」が原則とされており、「指名機争人札」や「随意契約」は、例外的な応数いとして認 のられている。 参紅先の選定とは、10分 原管中性を機能させ、事業の延延性を審ねてう額点からは、原列とお を記またの選定とは、10分 原管中性を機能させ、事業の延延性を審ねてう額点からは、原列とお を記まるが、少かなどもも複変規構かの複数の優別が登まれる。 しかし、当該業務委託においては、外部団体であるのと計目指し人間がオポーツ展開を 項目との一者施変現的が連続しており、複数見積砂の微板しまれていないため、発育原理 が働いていない気できる。このため、変性料の金融の適性的を整合できていないため、 一名権重要的が連続している。重ねは所管確によると、一名施室原的を行っている面配し 本市の出質性がであるを診断性は、人材による作物に向いまれているまでも、 となって、本市のスポーツの推進に取り組入できており、本本のスポーツ推進・大きを与 している。レーニング指導を表した場がは、ペイコと格が育的内のスポーツ推進・ングを は、イオコと格が育的内のスポーツが進出し、プロス・カー は、イオコとかで表しまり、表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表 は、スポーツ経費等間が必める要とならわせ行うとしまり、より効果的によると、 を持な実施を受けている。以上のこから、平成か成長・引き続きた場が は、オポーツ経費等間が他の事業と分かせ行うとしまり、より効果的による。 もちのと考える、また、トレーニング指導業を対することにより、よりが表がまで業を整定が は、オポーツ経費業型が必めるまとならかせ行うとしまり、よりまりまりまである。 は、オポーツ経費業型はが必りまといます。 もちのようなが、またい、一のである。 は、10分 には、10分 にない。10分 には、10分 には、10分 には、10分 にから、10分 を表がと、10分 にない。10分 には、10分 にから、10分 を表がと、10分 にもの におい 10分 におい 10	また市が策定した「外郷団体等への派遣・幹能等の基準」において、事業団については「市と一体的あるいは市に代わって、市の政策に合致した事業を展開する団体 (分類1)」として、人的支援や財政的支援が行える団体として改めて位置付けられている。	検討中	事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、広く体育・スポーツの振興組織として、広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の機能・体力づくりと地域の活性に寄与することを目的として、前によって設立れた公益が入るめ、設立以来、記念公園を打社会体育協設の管理部を行うとともに、前述の目的に資うる各種事業の設置自的と合致しており、団体において、施設の目的に合った自主事業等が実施でる場合は、かないのでは、日本の日本のに沿った自主事業をが実施でる場合は、かない目標を対しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業をが実施でる場合において、施設の目的に沿った自主事業をが実施で設備と対して、行力を見からして、行力を関係をつかが、一般に対して、おいて、事業を開催さる団体(分類1)」として、人的支援や特殊の支援が行える団体として改めて位置付けられている。 本ま、施定部部において今類 1に該当する外部団体として改めて位置付けられなお、施定部部において今類 1に該当する外部団体として改めて位置付けられなお、施定部部において今類 1に該当する外部団体として改めては一般で表現成果を確認する公式を、非常を指して、またものであることから、これらを踏まえて対応という。	55	平成30年2月23日

局名	指摘先	ベージ	区分	製剤に関する財務事務の執行について> 指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
都市整備局	公園計画・21 世紀の森担当	189	意見	特定の豪務の履行を目的として設立された外郭団体 への委託に関する対応方針の検討・明文化	当該委託業務においては、市の外郭団体である公益財団法人尼崎緑化公園協会との一者信意契約が課意している。市内を宅でいっぱいにし、イメージアップ、所管環は、市役との協働により、市場からという。当該支部事業の仕覧という。自該支部事業の仕覧という。自該支部事業の仕覧という。自該支部事業の仕覧という。自該支部事業の仕覧という。自該支部事業の仕覧という。自該支部を設備した。自己の場合と、自己のは、自己のは、自己のは、自己のは、自己のは、自己のは、自己のは、自己のは	現在、本市全体における市出資目体の設置目的と一致する事業が2号随意契約に該当するかあるの判断基準率の策定に向けた検討を進めているため、策定板に当該判断基準等に基づき対応していく。	検討中	現在、本市全体における市出資団体の設置目的と一致する事業が2号随意契約に該当するかあるの判断基準等の策定に向けた検討を進めているため、策定板に当該判断基準等に基づき対応していく。	56	平成30年2月23日
都市整備局	公園計画・21 世紀の森担当	181	意見	事業の効果の定期的な検討	当該季託業務に含まれる上坂部西公園相談所業務については相談に訪れた1 人当たりのコストが4,375円に上っている。その要因は、相談員を359日配置しているのに対して、相談に訪れた市民に3,786人であり、相談実績に比して人件費が高額になっていることにある。現在の状況が継続すると、効果に見合力ないコストが発生し続けるリスクがあると考える。後未務要の四種を行うのではなく、委託業務の目標の達成度を評価するための指標(MPI)を設定して評価を行い、効果の低いものについては事業の在り力を見直すことが望まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見底しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尾崎市業務見底しガイドライン」を踏まえ、 <u>今年度から新たに「李正評価シート」を活用するなかで、李正業務が適正に実施されたかどうか</u> を、まずは、「成果、体制・経費」の観点から読合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合 評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、教養事業の要題を行った上 で、2の外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の 改善に向けて努めていく。	57	平成30年2月23 日
総合政策局	広報課	64	意見	委託業務の品質管理のための評価	奏託業務において、市は、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務を答に向けて 指示や指導を行うことが望まれる、総合評価の評価項目としては、一般的に は、業務目目の理解、技術の必解、協議記録の提出、作業の当時管理、規模 は、業務目目の理解、技術の必解、協議記録の提出、作業の当時管理、規 等理のため自生的な限額、表別の目的の違成度、予定価格に対する委託契引 前の制合などが考えられる。評価指揮として、支索業務の配りを設定することも 有効あら、3、ューティ税政党事業についての事務、実評価に行われていると のの、委託業院に対する総合評価という観点からの評価行われていない。 同額の委託等に対する総合評価という観点からの評価行われていない。 同額の委託等に対する総合評価という観点からの評価行われていない。 同額の委託等に対する総合評価という観点からの評価行われていない。 のの、委託業院に対する総合評価といる機力が表して、会議を表する不能切りな提行が 係を行わなければ、表示疾務の品質で通りに管理することができず、今後の実 施を行わなければ、表示疾務の品質で通りに管理することができず、今後の表 が改善に関いませまからないまされか。 のの、超いを提供できないませれからな。 のの、数では、表別が必定がはいまされず、そのを表述業務の総合う のの題を作機できないまされか。 ののと表して、ままないませれがある。 ののと思いまして、ままないままれが、ままないままれが、ままないままれがある。 のの、数では、まないままないままれが、まないままないまないままないまないままないままないままないままないまないまないま	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市客務見直しガイドライン」を踏まえ、今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見底しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見底しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを活力し、安託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	92	平成30年2月23日
保健担当局	健康 支援推進 担当	74	意見	委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、市は、履行状況の点検だけではなく、当該業務の賞を修保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務を善に向けた新な合言をの対象を表しませた。 一般的には、素務目的の理解、技術力の発展、協議記録を開出、作者の主要を表しませた。 一般的には、素務目的の理解、技術力の発展、協議記録を開出、作業の主接管理、機能の放理はの必要が出、作業の主要を表しませた。 一般的には、素務的の理解、技術力の発展、「中国中心の対定状況、も質管理のための自主的な限組、業務の目的の造成で展、予定価格に対する表を表現でするとも有効である。 平成28年度を健康診査学生は最初がよこともも効である。 本、評価指揮として、ま在業務の取りを設定し、平均の主要の当場値でついない。 これは、市の分野として支援系務の総合手機を行うことがルール化されていない。 これは、市の分野として支援系統の総合手機を行うことがルール化されていない。 これは、市の分野として支援系統の総合手機を行うことがルール化は、実施を配合するために、業務の総合手機の対象を指しませた。 本語を表しませた。 本語を表しませたません。 本語を表しませた。 本語を表しませた。 本語を表しませた。 本語を表しませた。 本語を表しませた。 本語を表しませたません。 本語を表しませたませたません。 本語を表しませたません。 本語を表しません。 本語を表しまされる。 本語を表しません。 本語を表しません。 本語を表しません。 本語を表し	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部表託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、全年度から近た「透北部体ント」を活用するかかで、表生業務が適宜に実施されたかからから た「透北部体ント」を活用するかかで、表生業務が適宜に実施されたかからか。 全、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見底しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向 けのガイドラインである「尾崎市業務見底しガイドライン」において家託業務を総合 評価する外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の 改善に向けて努めていく。	93	平成30年2月23日

局名	指摘先	ベージ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
保健担当局	健康支援推進 担当	79	意見	委託業務の品質管理のための評価	要託業務において、市は、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の概点から、業務の総合評価を行い、業務広密に向けた情報やや指導を行ってより空生は、一般的には、業務的的の思想、技術力の発域、協議記録の受出、作気の造跡管理、環報的が登組、公の姿勢、市からの実務の目的の速度度、予定価格に対するま変契約額の割合などが考えられる。また、評価指揮として、表非法務の別と登成が大況、乱質管理のための自主が定組、業務の目的の速度度、予定価格に対するま変契約額の割合などが考えられる。また、評価指揮として、表非法務の別と登設することも有効ならの遺憾値での実績(38、38)とは検索制でしても、当該を実施の割合を行うことがルール化さいにより、大学技術を対して、会社の表別を表別を対していまれていないとして、大学技術を対していまれていないとして、大学技術(38、38)と対検索制でしても、出体表の対象合音像を行うことがルール化さいによりました。また、当該を実施の総合音像で行うことがルール化さいによりました。また、当該を実施の総合音像で行うことがルール化さいたいないとして、大学技術(38、38)と対検索制に対して、大学技術の関係を対して、大学技術の関係とない、当該を表別の場合が関係されていないました。と前できて、今後の策略の必要に向けては、表記表表の必要を対して、表記表表のと表記を表別を記録を対して、表記表表のと表記を対しまれていまれていませました。	合和3年2月に業務鉄行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」と踏まえ、今年度から新たに「実正搭飾シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の製点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである。「厄崎市養務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価にのイドライン」において委託業務を総合には、「京田・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・	94	平成30年2月23日
保健担当局	健康 支援推進 担当	84	意見	委託業務の品質管理のための評価	奏託業務において、市は、履行状況の点核だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務を善に向けた保守さという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務を善に向けた総合評価を行い、実施を選出しては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、協議記録の程は、作業の港等管理、積極的な単れの姿勢、市からの要請への対応状況、上号子化価格に対する多社契制額の制合とどが考えられる。また、罪代認明をとして、多託業の以下と設定することも有効である。 年度20年度が実施が表現の以下と設定することも有効である。 中域20年度の連携をして、多託業の以下と設定することも有効である。 ・ 中域20年度が実施の以下とびたすることも有効である。 ・ 中域20年度が実施がませた。 ・ 中域20年度の実施がよりませた。 ・ 中域20年度の連携値に対して、一般20年度の連携値での実施に対して、一般20年度の連携値での実施がよりませた。 ・ 中域20年度の実施を持てが最低された場合、表現表別の収削に対して、表別の総合計では異なる。 を主要表現の収削に対して、大幅20年度の対応行がより、大幅20年度の対応行がより、大幅20年度の対応行がより、大幅20年度の対応行がより、大幅20年度の対応行がより、大幅20年度の対応がより、大幅20年度の対応がより、大幅20年度の対応がより、大幅20年度の対応がより、大幅20年度の対応がより、大幅20年度の対応がより、大幅20年度の対応がより、大幅20年度の対応がより、大幅20年度の対応がより、大幅20年度の対応がより、大幅20年度の対応が表現が表現して、大幅20年度の対応がより、大幅20年度の対応が表現が表現して、大幅20年度の対応が表現して、大幅20年度の対応が表現して、大幅20年度の対応が表現して、大幅20年度の対応が表現して、大幅20年度の対応が表現して、大幅20年度の対応が表現して、大幅20年度の対応が表現して、大幅20年度の対応が表現して、大幅20年度の対応が表現して、大幅20年度の対応が表現して、大幅20年度の対応が表現して、大幅20年度の対応が表現して、大幅20年度の対応が表現して、大幅20年度の対応が表現して、大幅20年度の対応が表現して、大幅20年度の対応が表現して、大幅20年度の対応が表現して、大幅20年度の対応が表現を表現して、大幅20年度の対応が表現して、大幅20年度の対応が表現して、大幅20年度の対応が表現して、大幅20年度の対応が表現して、大幅20年度の対応が表現りますが表現して、大幅20年度の対応が表現して、大幅20年度の対応を表現して、大幅20年度の対応が表現して、大幅20年度の対応を表現して、大幅20年度の対応を表現して、大幅20年度の対応を表現して、大幅20年度の表現して、大幅20年度の表現して、大幅20年度の対応を表現して、大幅20年度の表現して、大幅20年度の表現して、大幅20年度の表現して、大幅20年度の表現して、大幅20年度の表現して、大幅20年度の表現して、大幅20年度の表現して、大幅20年度の表現して、大幅20年度の表現して、大幅20年度の表現して、大幅20年度の表現して、大幅20年度の表現りでは、大幅20年度の表現りでは、大幅20年度の表現を表現りでは、大幅20年度の表現を表現りでは、大幅20年度の表現を表現を表現を表現を表現りでは、大価20年度を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尾崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果、体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである。「厄崎市養務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、二の外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	95	平成30年2月23日
資産統括局	庁舎管理課	94	意見	委託業務の品質管理のための評価	季託業務において、履行状況の点輪だけではなく、当該業務の質を確保するという高質管理の観点から、業務の総合音価を行い、業務改修に向けた指示や結構を行うという高質を理の観点から、業務の総合音価を行い、業務改修に向けた指示や前場を行うという場合を開発しませた。一般的には、業務の自動の重要を提供しませた。一般の実施・活からの要請かの数な状況、トラブルへの対な状況、高質管理のかめの自主的な股組、業務の目的の違成度、予定価格に対する表式投粉類類の割合とどが考えられる。 しかし、現状では、設備運転日程及び業務部に点体配象とで処理と受けて続けて確認を実施しているものの、素法業務に対する総合等価に付われていた。 「同額の素氏料を支払ったとしても、仕様書とおりの履行が確保されている場合、市の指導を載しているための、素法業務に対する総合評価に付われていた。「「「「「「「「「「「「」」」」、「「「」」、「「」」、「「「」」、「「」」、「「」、「「」、「「」、「「」、「「」、「「」、「「」、「」、	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尾崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果、体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである。「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	96	平成30年2月23日
資産統括局	庁舎管理課	99	意見	委託業務の品質管理のための評価	要託業務において、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保する という品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や 前導を行うことが考えた。機能合評価の評価の単しました。 一般的には、素質の の必要、計からの要請かの対な状況、トラインへの対な状況、最質管理から かの自主的な股組、業務の目的の造成度、子定価格に対する表式契約期の割合 などが考えられる。また、評価がは状況、トラブルへの対な状況、最質管理から かである。 しかし、現状では、警備報告書などの提出を受けて履行の確認を実施している のみである。 しかし、現状では、警備報告書などの提出を受けて履行の確認を実施している のみであり、委託業前に対する総合評価は行われていない。 同類の変素性を支払ったとも、仕様書と対の履行が保保されている場合、市の指導を経て報行が直保された。も、性等とよりの履行が保保されている場合、市内指導を経て報行が直保されている。 会、市の指導を経て報行が重保された場合、改善指示を要する「希望の技術が に、表述表析の主義で書からまませた。 と、表述表析の主義で書からまます。 と、表述表析の主義では、生まれない。 は、表述表析の主義で書からままれて、 と、表述表析の主義に対して、上記の項目などと評価項目とする「表述表述 を合き価か、トリートを設定し、表述表析の必要にある。 市として、契約期間を進して、上記の項目などと評価項目とする「委託業務	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向 けのガイドラインである「尾崎市業務見直しガイドライン」を開まえ、今年度から新 たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうか を、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合 評価する弁部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上 で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の 改善に向けて努めていく。	97	平成30年2月23 日

局名	指摘先	ページ	区分	指觸内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
総務局	窓口担当	103	意見	楽託業務の品質管理のための評価	要託業務において、市は、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという直管室の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた部分や指導を行うことが重まれる。総合評価の事価目としては、一般的に関いる場合である。という主義で無面に対して、一般的に関いては、実施を持ちの実施、発展を表して、一般のは、関いて、大きな表しました。というでは、大きな表しました。というでは、一般のは、関いて、大きな表しました。というでは、一般のは、関いて、大きな表しました。 評価指統では、大きな表しました。 非価指統では、大きな表しました。 非価指統では、大きな表しました。 非価指統である。 にいるは、大きな表しました。 にいるは、大きな表しました。 にいるは、大きな表しました。 にいるは、大きな表しました。 にいるは、大きな表しました。 にいるは、大きな表しました。 にいるは、大きな表しました。 には、大きな表しました。 にいるは、大きな表しました。 にいるは、大きな表しました。 にいるは、大きな表しました。 には、大きな表しました。 には、一定のは、一定のは、一定のは、一定のは、一定のは、一定のは、一定のは、一定の	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向 けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、 <u>今年度から毎</u> たに「季記経価シート」を活用するたかで、季記業務が適正に実施されたかどうか を、まずは、「成果、体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである。厄崎市養務見直しガイドラインによかいて委託業務を総合評価する。一下を売かたことから、今後、所象事業の整理を行った上での対象が記録を一下を活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	98	平成30年2月23 日
総務局	市民課	112	意見	李託業務の品質管理のための評価	素託業務において、市は、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務の密に向けた根示や指導を行うことが望まれる。総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目の即類、技術力を発揮、協議記述の提出、作業の連結を可見、 は、業務目の即類、技術力の発揮、協議記述の提出、作業の連結を可見、 時間のために目的な販温、実務の目的の違成皮とどが考えられる。また、背 情間視として、委託業務のおけ合設定することも有効である。 に対する総合部値は行われていない。 に対する総合部値は行われていない。 に対する総合部値は行われていない。 に対する総合部値は行われていない。 は対して、大学校の場合とでは、 に対する総合業権は行われていない。 に対する総合業権は行われていない。 に対する総合業権は行われていない。 に対する総合業権は行われてよいでは、 を受けているのみであり、委託業務 が目的の表に表してしても、例えば仕様書とおりの履行が確保されている。 は行れば、表表系統に対する。表計業務の総合評価を行わ なければ、表表系統立にとしても、でき、表表を表のの課 様として、要が期間を追じて、上記の項目などを存成項目とする「季託業務 総合評価シート」の様式を設定し、委託務的総合評価を行うことが考えられる。 また、上で取引目に適加して、例えば、「市民議建度顕素の成款」などの好じ を設定して、目標と実績の差異の分析評価により次年度の業務の改善へつなげ をことが望まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業的良直しガイドライン」を踏まえ、今年度から新たに「委託管部シート」を届出するなかで、委託業務が適正に実施されたかとうか全、まずは、「成果・体制・経費」の根点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向 けのガイドラインである「尼崎市業得良直しガイドライン」において委託務務を総合 評価する体部を託辞値シートを返りたことから、今後、対象集務の整理を行った。 で、この外部委託辞値シートを活用し、委託集務の効果や課題等を分析し委託内容の 改善に同けて努めていく。	99	平成30年2月23 日
総務局	国保年金課	116	意見	委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、市は履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改修に向けた指示を指導を行うことが望まれる。総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の課題、技術力の発展、協議提認の規制、性素の進労犯別、名質管理な難いの姿勢、市からの要素への対応状況、トラブルへの対応状況、高質管理など、また業務のの影響、市からの要素への対応状況、トラブルへの対応状況、高質管理など、表述業務のNUを設定することも有効である会えられる。したし、現状では、実施は果婚告書(月次)などの提出を受けているのみて、徴収額・日度勤労致の実施と報告を表した場合、次当指示を要さらなみが対する総合評価は行われていない。同類の支託を指していない。同類の支託を持ていない。同類の支託を持ては、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きに	令和3年2月に実務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインのある。形成中高級見画しガイドライン、を検主ス、企业度加工企工「委正経帳シート」を活用するためで、委正級最が適正に実施されたかどうか 企、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託務務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部を批評値シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	100	平成30年2月23

局名	指摘先	ベージ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
健康福祉局	高齢介護課	122	意見	委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、市は、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、表定先の当該業務の総合評価を行い、業務的会評価を行い、実施の書に向けた指示や指揮を行うことが望まれる。 総合評価の時間は、作業の連修管理、機能的な取組への姿勢、折からの要請への自動の連成業、子定価格に対する支託契約額の割合などと考える。 最高記録の連出、作業の連修管理、機能的な取組への姿勢、折からの要請への自動の連成業、子定価格に対する支託契約額の割合などが考える。 業務実施報告書にて取載状況、成果・実績・推進上の課題の把題を行うとも に近隣総番市との協議等を当て、適切な評価制度の設定に向けて検討を 行っているが、委託業務に対する総合評価は行われていない。 同額の支託性とない場合とは、他は一般に対して、他は一般に対していない。 同額の支託性を支払ったとした。仕様患と対の規模が確保されている場合。 など、表情が総合群に装える。交渉情が必要するな適切な提行が あた場合では、業務が総合群に装える。交渉情が必要するが認切な提行が あた場合では、業務が総合群に装える。交渉情が必要するが認切な提行が 市として、契約期間を通じて、上記の項目などを配載する、実託業務後の 計をして、契約期間を通じて、上記の項目などを配載する、実託業務後の 計をして、契約期間を通じて、上記の項目などを配載する、実託業務後の 群の改善・	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尾崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、 <u>今年度から新たに「孝非評価シート」を活用するなかで、李非業務が適正に実施されたかどうかを、までは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。</u>	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである。尼崎市養務見直しガイドラインにおいて委託養務を総合評価でより構造を経過である。 評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、所象生業の整理を行った上で表示の表示に対し、一下を活用し、委託養務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	101	平成30年2月23日
経済環境局	経済活性課 地域産業課 しごと支援 課	137	意見	委託業務の品質管理のための評価	要託業務において、市は、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の製点から、業務の総合評価を行い、業務を害に向向には、業務目的の理解、技術力の基準、協議記録の提出、作業の連時管理、は、、表務目的の理解、技術力の基準、協議記録の提出、作業の連時管理、は、実務目的の理解、技術力の基準、協議記録の提出、作業の連時管理、対している政策を表している。 「一般の関合などが考えられる。また、評価指標として、多託業務の配がは況、品質を増加しているの制度を設定している。」という、当該条託業務については、業務実施報告部にて取組、課題、支援策を確認している。実務の目のの主の人と、表述、表述という、という、対し、対し、対し、当該条託業務については、表述実施をおまれて取組、課題、支援策を確認している業務もある。 他会を確認している業務も多の場合を指している。 大は、市の方針としてまま業務の総合音解を行うことがルール化されていないためである。同類の支票を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不協切な限行があれては、表託業務の総合音解を行うことがルール化されていないためである。日期の支票を経て履行が確保された場合、改善指令を要する不協切な限行があれては、表託業務の必当を確して対している。 大部に表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、全年度から新たに「変む罪をかー」を活用するかで、東本業務が適宜に乗送されたがどうか。 企、「変む罪値と」」、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「厄崎市業特度直しガイドライン」において委託業務を総合詳価する外部委託評価シートを店用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善委託評価シートを店用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	102	平成30年2月23 日
経済環境局	業務課	143	意見	変託業務の品質管理のための評価	奏託業務において、市は、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確 情形や出版という。監督を即應点から、業務の総合評価を行い、業務を答に向して 相示や指導を行うことが望まれる。総合評価の野極田月としては、一般的は は、業務目的の理解、技術力の基準、協議記録の提出、作業の連時管理、 が取りための自主的な設証、業務の目的の達成後、予ジルへの対な状況、必要 管理のための自主的な設証、業務の目的の達成後、予定価格に対する委託契約 部の割合なとが考えられる。ま、評価情態として、委託業務の配合の対すと改定する しかし、当該委託業務については、不法投業の品目の分析や維出の傾向等を 特に確認しているが、総合評価は行われていないた。これは、市の方針として多 託業務の総合評価を行うことがルールにされていないためである。 の質の表すを経て履行方確保とされて場合、改善指令を受する不識切な履行が あった場合では、業務の総合評価は対える。実施業務の総合評価を行わなけれ は、委託業務の品質を通じ、管理することができず、今後の業務の改善に向け に抵導が確定さないませまか。 と、作用等が確定さないませまか。 と、作用等が確定さないませまか。 と、作用等が確定さないませまか。 を記集務のと言ないませまか。 を記集務の総合評価を行むなければ、委託業務の必合書をいまします。 を記集務のと言ないませまか。 と、対策を対していまします。 を記集務の必合言を述りませまか。 を記集務の必合言を述りませまか。 を記集務の総合評価を行い、次年度の実施を必要に向け に、委託業務のと言ないませまか。 を記集をして、契約期間を通じて、上記の項目などを記載する「妻主業務務必合評価を一して、契約期間を通じて、上記の項目などを記載する「妻主業務務の改善、つな げることが望まれる。	令和3年2月に業務勢行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向 けのガイドラインである「尼崎市客務見直しガイドライン」を踏まえ、全 <u>年度から新たに「変託評価シート」を活用するなかで、季託業務が適正に実施されたかどうか</u> を、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである。「足崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合詳価から外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部を託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	103	平成30年2月23 日

局名	指摘先	ベージ	区分	七癸和に関する 財務 事務の 執行について 2 指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
経済環境局	業務課	146	意見	楽託業務の品質管理のための評価	要託業務において、市は、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務医管に向けた場合という品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務医管に向けた場合と評価を行うことが望まれる。 総合評価の評価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発展、協議記録の提出、件表の進捗管理、機能的な設証への姿勢、市からの要請への対応状況、高質管理のための自当的な混乱、業とした。 した。計算を提供して、業形器的の訳を設定することも有効であるよう。ました。 した。は一般を託業務については、総合評価は行われていないためである。 の問題の委託料を支払ったとしても、仕帳書とおりの履行が確保されている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指令を要するも必ずをき、今後の要もの支持に耐くれている。 一部の指導を経て履行が確保された場合、改善指令を要するな適切な履行かあった場合では、業務の総合評価と行き、今後の要の改善経合権を行うとがより、の場合である。 一部の指導をは、環境が環保された場合、改善規令を要するを通りな優にある。 一部の指導をは、業務の総合評価と対している。 一部として、実施等の総合評価を行うことが考えられる。 そして、当該を託業務の総合評価を行うことが考えられる。 そして、当該を託業務の総合評価と行いないましている。 一部として、要託務の総合評価を行うことが考えられる。 そして、当まを託業務の総合評価を行うことが考えられる。 そして、当まを託業務の総合評価を行うことが考えられる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尾崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、 <u>今年度から新たに「また評価シート」を活用するなかで、季託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合物に評価することとしている。</u>	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである。「厄崎市高特見直しガイドライン」において委託業務を総合評価するが最近計算を一下を定めたことから、今後、対象事業の整理を行ったようのでは、「大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大	104	平成30年2月23 日
経済環境局	クリーンセン ター	150	意見	李託業務の品質管理のための評価	変託業務において、市は、当履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を 確保するという品質管理の概点から、業務の総合計幅を行い、業務改善に向けて は、業務目のの関係、技術力の発展、協議が設めで扱い。まずの大学の場合には、 は、業務目の回路、技術力の発展、協議が設めで提出、作業の影響を理想、機能 物な収益への姿勢、市からの要請への対な状況、トラブルへの対な状況、品質 管理のための目的な設温、実務の目的の違反、子定価格に対する委託契約 額の割合などが考えられる。また、表表業務の取りを設定することも有かである。 したし、当本本業務のこれは、連接管理事務実は目根などの関土を受けているのみであり、実託業務に対する事を計解は行われていない、これは、市 の方針として委託業務の総合評価を行うことがルール化されていないためであ 合。市の指導を経て履行が確保された場合、改善指令を表する不差切な現行が もたり場合を経り、業務の総合管価を行うことがより、でもの指導を行れている。 に、表表業務から過ぎ金額に管理することができて、今後の業務めの改善に向け またま物が自然を通知に発達することができて、今後の業務めの改善に向け またいおそれがある。 市として、契約期間を通じて、上記の項目などを記載する「まま業務後合評 値ントト」を変とし、表表に務め総合評価を対しまれている。 それている子れがある。 市として、契約期間を通じて、上記の項目などを記載する「まま業務終合評 値ントト」を変とし、表表に発明の総合評価を行うことが望まれる。 そして、当該表託業務においても、毎年、上に記載した市のルールにより表 活業務の総合評価を行い、次年度の業務の改善にからだることが望まれる。	令和3年2月に業務勢庁体制の見直しに向けた外部表記プロセス等を整理した全庁向 けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、全年度から新 たに「変更評価シート」を活用するなかで、変非業務が確正に実施されたかどうか を、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合課価である名書託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部を批評値シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	105	平成30年2月23 日
経済環境局	クリーンセン ター	155	意見	委託業務の品質管理のための評価	表託業務において、市は、当表託業務の履行状況の点検だけではなく、当該 業務の質を確保するという危質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務 必要に向けた指示や指導を行うことが望まれる。 総合評価の解析毎日としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、 地合評価の解析毎日としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、 対応状況、アフルへの初状況、急質管理のため自主的な影響への 対応状況、アフルへの初まび、急質管理のため自主的な影響への 対応状況、アフルへの初まび、急質管理のため自主的な影響への 研放状況、下途価格に対する委託契約額の制合などが考えられる。また、奏 活発別の即と変化することも分析のである。 記書例の即と変化することも分かである。 一定のでは、大きな事情がである。 記書のでは、大きな事情がである。 記書のでは、また、表の 必合とが、これは、市の方針として表生業務の総合評価を 同期の委託を終失技術告書などの機はを受けているのみであり、意志業務に対す る合き評価は行われていないたがである。 同期の要託を終失技術告書などの機はを受けているのなであり、表生業務をは対す 行うことがルール化されていないたがである。 同期の要託を終失技術告書などの機は、また業の総合評価を行かなけれて 行うによりまして、表別の総合管理は含くとができず、今後の業券の改善のに向けて だ事かを行えないまそれや、今後の表生素務の高質を通いに管理する。とかできず、今後の業券の改善的に向け には、表記業務の心質を通じに管理する。とができず、今後の策争の改善に向け た様かを行えないまそれや、今後の表生系数のは質性側のための観響を把握 ボートとを定し、表状系数の総合手幅を行うことが考えられる。 そして、当該を託業務においても、毎年、上に記載した市のルールにより委 託業務の総合評価を行い、次年度の業務の改善にないだった。	令和3年2月に業務勢行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向 けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、全年度から近 たに「変距評価シート」を活用するなかで、変能業務が適正に実施されたかどうか を、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合詳価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託集務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	106	平成30年2月23 日

局名	指摘先	ベージ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
経済環境局	クリーンセン ター	161	意見	委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、市は、当履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を 確保するという品質管理の概念から、業務の総合評価を行い、業務改善に向け に指令計画のが新年頃と、生まる。 を構造して、実際改善に向け のは、は、まないました。 のは、は、ないました。 のは、は、ないました。 では、は、ないました。 では、は、ないました。 では、は、ないました。 では、は、ないました。 では、は、ないました。 では、は、ないました。 では、は、ないました。 では、は、ないました。 では、は、ないました。 では、は、ないました。 では、は、ないました。 では、は、ないました。 では、は、ないました。 では、また、 のは、は、ないました。 では、また、 のな、 のな、 のな、 のな、 のな、 のな、 できず、 のな、 のな、 のな、 のな、 のな、 のな、 のな、 のな	令和3年2月に業務執行体制の見底しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見底しガイドライン」を踏まえ、今年度から新たに「李正評価シート」を活用するためで、李正豪務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果、体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである。「起動市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合評価である計算価と一トを定めたことから、今後、前梁半葉の整理を行った上立、第一個計での対象に対し、一下を活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	107	平成30年2月23日
経済環境局	クリーンセン ター	165	意見	<b>変託業務の品質管理のための評価</b>	委託業務において、市は、当履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を 機能するという品質管理の概点から、業務の総合評価を行い、業務の窓善に向け た指示や指導を行うことが望まれる。 総合評価の影価項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発 展、協識記録の提出、作表の連接管理、措施的な取組への姿勢、市からの要請 のの対応改成、トラブルへの対な状況、品質管理のための自主的定規組、業務 の目的の連度度、予定価格に対する変数契約額の制合なとが考えられる。ま た、評価指細として、装定業務の関する設定することも告めなる条数検査部に来 第日記などの機器と乗りているのみであり、実託業所に対する総合評価は行わ れていない、これは、市の方法として実証業務の総合評価を行うことがベルール 同額の実計を支払ったとして、11は、中の方法を所に対する総合評価に行わ ないない。これは、市の方法として実証業務の総合評価を行うことがルール 同額の実計を支払ったとして、11は、実施業務の総合評価を行うたけがは に、実施業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務めの課行が は、実施業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務めの課行が は、実施業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務めの課行が は、ま施業務の品質を適切に管理することができず、今後の業務めの課行が まないおよれがある。 ・ 世界の表に対していまれる。 ・ 11を表に表していまれる。 ・ 12を表に表していまれる。 ・ 12を表になる。 ・ 12を表になる。 ・ 12を表になる。 ・ 12を表になる。 ・ 12を表になる。 ・ 12を表になる。 ・ 12を表になる。 ・ 12を表になる。 ・ 12を表になる。 ・ 1	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向 けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、全年度から新 たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうか を、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである )尼崎市業務見直しガイドライン において委託業務を総合 詳価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	108	平成30年2月23
都市整備局	公園維持課	168	意見	泰託業務の品質管理のための評価	要託業務において、市は、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の難点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた部へや指導のです。とが望まれる。機的にお、業務目的の理様、技術力の巻、機合評価の評価項目、主要をは、一定の主事管理、保護の企業をは、一定の主事をは、実務目的の理様、対象の必要を、市からの要請の目的の造成度、予定価係に対する基本定報的類の剥むをどが考えられる。評価を目的の造成度、予定価係に対する基本定報的類の剥むをどが考えられる。評価をして、多記業務が応いなては、トラブルへの対応なとして、市民からの要組をして、当該委託業務がについては、トラブルへの対応として、市民からの要組をいい、当該委託業務がについては、トラブルへの対応として、市民からの要組をしているものの、委託業務に対する総合評価は行われていない。同額の要素性を支援の大力に対し、技術を表別に対しても、作成事と対りの環境が確保されている場合、のでのでは、業務が発酵しまれても、代情事とよりので表記を表別の設定していまして、、実務が発酵しまなる。と、からで考える。安定務の金銭では、実施である品質と違切に管理といいませまできないませまからある。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部表記プロセス等を整理した全庁向 けのガイドラインである。尼崎市業務見直しガイドライン」を開まえ、今年度から新 たに「麦北部毎シート」を活用する分かで、麦北番路が適正に実施されたかどうか を、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「足崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合課価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	109	平成30年2月23

局名	指摘先	ベージ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
都市整備局	公團維持課	174	意見	委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、市は、陽行状況の点検だけではなく、当該業務の質を修作するという高質管理の概念から、業務の総合評価を行い、業務を密に向けた 部分や指導を行うことが望まれる、業務の総合評価を行い、業務を密に向けた 結合言語の影解項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の要 標、協議記録の提出、作業の進捗管理、積極的な収組への姿勢、市からの要請 のの対応状況、人ラブルへの対な状況、品質管理のための自主的な収組、業務 の目的の連成使、予定価格に対する支表反射類の割合などが考えられる。評価 指標として、表記業務が配ける定式を大力を持つないって、まれました。 しかし、当該委託業務については、トラブルへの対応として、市民からの要 が高くなりまかり、委託業務に対する場合が価値行けないり、収穫が高値をして、 というしまれました。 というならかり、委託業務に対する場合が価値行けないり、収穫が高値をおして の場合、市の程準を経に関係が確保された場合、必要指示を要する不適切の 現行がおれば、表実接続の起合音解は異なると考える。要実業務の総合 業務改善に向けた指導が厳密できないまそれや、今後の委託業務の品質等理の 業務改善に向けた指導が厳密できないまそれや、今後の委託業務の品質等理の ための問題を使用できないまとれがある。 市として契定期間を通信として、日間と実施の企業を に定定し、実施発のの場合体を行うとが考えられる、上記項目に追加し て、例えば「中間グレーム件数」を切じとして設定して、目標と実績の差異の分 野評価により、水平度の業務の必要が必要といっなどのでは、ことが考えられる。 に定定し、実施発の必要があるというなどを、「本記項目に追加し て、例えば「中間グレーム件数」を切じとして設定して、目標と実績の差異の分 野評価により、水平度の業務の必要の公告	合和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尾崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、今年度から新たに「季託経帳シート」を活用するたかで、季託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果、体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善济	令和3年2月に業務執行体前の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである。「厄崎市養殖見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行ったよっ、二の外部総計能金シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	110	平成30年2月23 日
都市整備局	公園計画・21 世紀の森担当	180	意見	泰託業務の品質管理のための評価	奏託業務において、市は、履行状況の点検だけではなく、当該業務の資を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務の密信向けた保証であるという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務のと同けた保証で、業務目の関係、技術の必要に、自然を開催の評価項目として述え、一般的に販売が出て、業務目の関係、技術の必要に、主義を担めている。というないでは、実施の目的ないない。 一般のでは、実施の目的ないない。 一般のでは、大変のでは、大変のでは、大変の目的ないない。 一般のでは、大変の目的ないない。 一般のでは、大変の目的ないない。 一般のでは、大変の目的ないない。 一般のでは、大変の目的ないない。 一般のでは、大変の目的ないない。 一般のでは、大変の目的ないない。 一般のでは、大変の目的ないない。 一般のでは、大変を表します。 「一般のでは、大変ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向 けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、今年度から新 たに「委託部艦シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうか を、まずは、「成果・体制・経費」の根点から統合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合詳価する分部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託集務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	111	平成30年2月23日
都市整備局	公園計画・21 世紀の森担当	188	意見	泰託業務の品質管理のための評価	季託業務において、市は、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確 体するという品質管理の概点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた 総合評価の時程項目としては、業務目的の理解、技術力の要請 ・他合評価の特征項目としては、業務目的の理解、技術力の要請 ・の対な状況、トラブルへの対な状況。品質質のための自らかな視、業務 類、協議記録の提出、作業の連移管理、機様的な取組への姿勢、市からの要請 の目的の速成度、予定価係に対する実成契約額の制合などが考えられる。評価 相撲として、実就業務の配ける変更することも有効である。いまらづり」とい しかし、現状では、「減りや受債性を作べる活力ある発しいまらづり」とい しまり、現状では、「減りや受債性を作べる活力ある発しいまらづり」とい に対し、現状では、「減りや受債性を作べる活力ある発しいまらづり」とい に対し、現状では、「減りや受債性を作べる活力ある発しいまらづり」とい に対し、現状では、「減りや受債性を作べる活力ある実になるの事業評価は しまして、現状では、「減りを受債性を行るに対した。」といまのの場合が係性とれ にして、現場では、当時の場合が経りに対しまる。 の場合が経りに対しては、業務の総合が低性に対しまるのとしたができず、 にいる場合、市の指導を経していませまれる。と、ができず、 を必要が高くいましては、業務の総合が価は異なるものと考える。委託業務 の総合評価を行わなければ、実務の総合が価は異なるものと考える。委託業務 の総合評価を行わなければ、実務の総合が価は異なるものと考える。委託業務 の総合評価を行わなければ、委託業務の必要がに関いませまれる。 がとの表の表の表に、同じた指導が徹底でないおされや、今後の表主業務の品質 管理のための無理を把握してもいまされが表れでも、として、 の他式を管放して、要託業務の必要が非確した。ことが当まれて、 の様式を管放して、要託業務の場合を指していまして、 の様式を管放して、 を記述していまれていまれていまれていまれていまれていまれていまれていまれていまれていまれ	令和1年2月に業務鉄行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向 けのガイドラインである。形域市業務見直しガイドライン」を開まえ、今年度から新 たに「委託部係シート」を活用するなかで、委託審務が適正に実施されたかどうか を、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善济	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「厄崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合詳価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	112	平成30年2月23日

局名	指摘先	ベージ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
公営企業局	下水道施設課	200	意見	【大庄中継ボンブ場等運転管理業務包括的委託】 委託業務の品質管理のための評価	奏託業務において、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示を行うことが望まれる。総合評価のを行うことが望まれる。総合評価の管理を項目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発展、協議記録の提出、作業の連接管理、機能的な設証への姿勢、市からの要請からの目的の造成度、予定価格に対する変表契約額の制合などが考えられる。また、評価制能として、要求保険のはそびだった。も有効であれず確保される。また、評価制能として、要求保険のはそびだった。も有効であれず確保される。また、評価制能として、要求保険のはそびだった。も有効でが活確保されている場合、市の指導を拡て関行が適保された場合、改善指示を要する不価を行いな信がは、変託業務の総合を確にまなる。要託業務の総合評価には、同時大指導が確底できないません。今後の業務改善に向けた指導が確底できないません。今年、表の後の表の表の表で表で表で表で表で表しまれる。れたして、実知業務のと報じて、上記の項目などを評価項目とする「委託業務の総合評価を行い、目標と実績の差異の分析評価により、次年度の業務の改善に向いた。	「処理描等包括的民間委託の履行改視・評価に関するガイドライン(日本下水道塩 会)」に基づさ作成した履行改視・評価マニップルにより月間受託者と履行改成を確 設するとともに、提出された報告書及びチェックリストにより評価を行っている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部変託プロセス等を整理した全庁向 けのガイドラインである「厄崎市業務見配しガイトランン」において委託業務を総合 球体する外部変託評価シートを定めたことから、対象事業の変態と行った上 で、この外部変託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の 改善に向けて努めていく。	113	平成30年2月23日
公営企業局	料金担当	212	意見	【電子計算機システム等機作等業務委託】 委託業務の品質管理のための評価	委託業務において、履行が及の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務政善に向けた指示や指表を背価のが極項目としては、一般がには、業務自的の理解、技術力の発現、協議起発機は、予定価値を発音、機能の対象を対象の対象が表現の必要がある。 人名 (大学 14 年 15 年	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向 けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、今年度から新 たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうか を、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである。1足崎市業務見直しガイドラインにおいて委託業務を総合詳価から外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部を託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	114	平成30年2月23日
公営企業局	お客さまサービス課	223	意見	【尼崎市水道メーター管理業務委託】 委託業務の品質管理のための評価	奏託業務において、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や指導を行うことが望まれる。総合評価の評価項目上収しませませませませませませませませませませませませませませまませませませませま	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向 けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、今年度から新 たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうか を、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである。1足崎市業務見直しガイドラインにおいて委託業務を総合詳価から外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部を託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	115	平成30年2月23日
公常企業局	開催運営課	232	意見	【SG第43回ボートレースオールスター(徳川賞)等に係るイベント等運営管理業務委託】 要託業務の急質管理のための評価	季託業務において、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示を総合評価の程度としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発展、協議記録の提出、作業の連移管理、積極的な設証への姿勢、公営事業局の自然の実務の自然の実施の提出、作業の連移管理、積極的な設証への姿勢、公営事業局の自然の実施の自然の主義と、予定価格に対する支託契約額の割合かとが考えられる。現在、事務の自動の連成後、予定価格に対する支託契約の割合かとが考えられる。現在、事務の自動の連成後、予定価格に対する支託契約の割合かとが考えられる。現在、事務の自動の連成と、予定価格に対する支託契約の割合かとが考えられる。現在、事務の主衛は行政権責とおりの履行が確保されている場合、受事業局の開発を経て履行が確保された場合、なる主義を持たで表する。不適切な履行があった場合を保証された場合、表生影響の総合群体の表しませ、表示を表示を持ていませ、表示を持ては、表に表示を出て表した。例如、同じな優別で表示を持ていませ、表示を表示の出質を理のため、定義主義として、実施の地合・変に表示の出質を理のため、企業事業別として、実施の場合を経済を表示を必要に表示を対しまれた。表記、業務の場合評価を持つことが考えれるえる。表述表述を影響を持つによいます。	令和3年2月に業務執行体制の見度しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである。 尼崎市業務良恵しガイドライン。 を踏まえ、今年度から新たに「金ま野徳シート」を活用するかかで、麦生養務が適正に実施されたかとうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向 けのガイドラインである。 尼崎市業税良直しガイドライン」において装定務務を総合 諸倫する外部委託評価シートを活用し、委託集務の効果や報題等を分析し委託内容の で、この外部委託評価シートを活用し、委託集務の効果や報題等を分析し委託内容の 改善に向けて努めていく。	117	平成30年2月23日

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(合和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
公営企業局	開催運営課	236	意見	【尼崎市モーターボート競走場場内映像製作・放映 等運用業務及び映像等定機機器保守業務委託】 委託業務の品質管理のための評価	季託業務において、履行状況の点検だけではなく、当該業務の賞を確保する という品質管理の現出から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や 指導を行うことが望まれる。 ・ 一般では、大きないました。 ・ 一般では、 ・	令和3年2月に業務執行体制の見底しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向 けのガイドラインである「尾崎市業得見底しガイドライン」を踏まえ、今年度から新 たに「菱紅芹館シート」を活用するたかで、菱紅葉粉が適正に実施されたがどうか を、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」において委託業務を総合課価する外部委託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	118	平成30年2月23日日
公營企業局	開催運営課	240	意見	【足崎市モーターボート競走場トータリゼータシス アム装置保守警備業務及び計算センターにおける機 誘性実務を注】 委託業務の品質管理のための評価	奏託業務において、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務目的の影響、技術力の発展を行うことが望まれる。 一般的には、素筋目的の影響、技術力の発展、協議高速が受性が、大学の場所を選出、種類の場合を指す。 一般的には、素筋目的の影響、技術力の発展、協議の影響を実施がある。	令和3年2月に業務執行体制の見度しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尾崎市業務良度しガイドライン」を踏まえ、全年度から新たに「変史部をシート」を活用するなかで、東本業務が適底に乗落するたびを決めると、まずは、「成果、体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向 けのガイドラインである。「起崎市業務良直しガイドライン」において装定務務を総合 評価する外部が評価シートを返かたことから、今後、対象集務の整理を行った。 で、この外部委託評価シートを活用し、委託集務の効果や課題等を分析し委託内容の 改善に向けて努めていく。	119	平成30年2月23日
公常企業局	開催運営課	249	意見	【尼崎市モーターボート競走場場外警備業務委託 (第1警備医)】 委託業務の品質管理のための評価	奏託業務において、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという品質管理の観点から、業務の総合評価を行い、業務政治に向けた指示や 指導を行っことが望まれる。	令和3年2月に業務集庁体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである。 尼崎市業務現直しガイドライン を踏まえ、全地度から新たに「委託部金ンー」を活用するかかで、要は業務が適正に実施されたかとうかを、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている」	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向 けのガイドラインである「尼崎市業税良直しガイドライン」において委託務務を総合 諸価する外部委託評価シートを活用し、委託集務の効果や報題等を分析し委託内容の 改善に向けて努めていく。	120	平成30年2月23日
公營企業局	開催運営課	253	意見	【尼崎市モーターボート競走場場内警備・場内案内 等包括豪務委託】 委託業務の品質管理のための評価	委託素前において、履行状況の点検だけではなく、当該業務の賃を確保するという危質管理の概念から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や前導を行うことが望まれる。大き、一般的には、素敵目的の男類、技術力の発・機・協議起発の機は、作業の場所管・規模的には、素敵目的の男類、技術力の名の表した。大きで、大きなでは、大きないでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向 けのガイドラインである「尾崎市業務良直しガイドライン」を踏まえ、今年度から新 左に「耄ま記憶シート」を活用するかかで、悪差務が適正に実施されたかとうか 全、まずは、「成果、体制・経費」の超点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向 けのガイドラインである。「起崎市業務長直しガイドライン」において委託務務を総合 詳価する外部委託評価シートを活用し、委託集務の効果や報題等を分析し委託内容の で、この外部委託評価シートを活用し、委託集務の効果や報題等を分析し委託内容の 改善に向けて努めていく。	121	平成30年2月23 日

局名	指摘先	ベージ	区分	実的に関する財務争務の製作について / 指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
公営企業局	開催運営課	257	意見	【ボートビア神戸新開地における場外発光事務委 託】 委託業務の品質管理のための評価	表託業所において、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を機保するという品質管理の提出から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や排準を行うことが望まれる。 根本の場合を開発した。 表務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や 総合評価の評価項目としては、例えば、プロボーザルの評価項目であった。 総合評価の評価項目としては、例えば、プロボーザルの評価項目であった。 表務目的の理解、表務設行能力の発揮、危機管理機能、協議配設の地化、作業 の進捗管理、積極的な股組への姿勢、公常事業局からの要別への対立状況、ト ジが考えられる。また、評価指標として、委託業務の訳目を設定することも有効 の関連の実計状況、高質等のよりを対している場合、改善財活を要すっ でいる場合、公室事業局の指揮を起て戦力が確保された場合、改善財活を要する でいる場合、公室事業局の指揮を経て繋げが確保された場合、改善財活を要する 計価を行わなければ、委託業務の総合権は異なる。表述表表の総合 評価を行わなければ、委託業務の総合者 影教と響に対して、契約制度をないまそれや、そ後の変法を禁める質管理の ための課題を把握できない記それがある。 公室事業局として、契約制度を通じて、上記の項目などを評価項目とする 「委託表務総合評価シート」の様式を設定して、委託業務の総合評価を行い、 国標と実践の差集の分析評価により、次年度の業務の改善へつなげることが望 まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、 <u>今年度から新たに「委託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうかを、まずは、「成果・体動・経費」の観点から総合的に評価することとしている。</u>	改善済	令和1年2月に業務執行体制の見度しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向 けのガイドラインである「思輸市業務見直しガイドライン」において実定業務を総合 評価する外部委託評価シーとかのことから、一後、対象事業の整理を行う。 で、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の 改善に向けて努めていく。	122	平成30年2月23 日
公営企業局	開催運営課	271	意見	【BOAT RACE 尼崎外向発売所における場間場 外発売事務委託】 季託張誘の品質管理のための評価	奏託業務において、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという治質管理の概点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や報信を行うことが望まれる。 報告音価の原理用としては、例えば、プロボーザルの厚値項目であった。 業務計画の理解、業務送信息力の影響、危機管理係制、協議記録の発出、たま 業務計画の理解、業務送信息力の影響、危機管理係制、協議記録の発出、たま デブルーの対法状況、血質管理のための自主的人配組、業務の目的金成度な どが考えられる。また、評価指標として、妻託業務の取けを設定することも有効 の局部の実託料を支払ったとしても、例えば、仕機書を対かの優行が確保要するある。 同額の実託料を支払ったとしても、例えば、仕機書を対かの優行が確保要する いる場合、公室業業局の請する経り減が報告さることが言うとかの理解を行びよりた場合では、業務の総合評価は異なる。素託業務の総合 が加るでは、実施といるとして、表表の報告がもこまができ、今後の 立当を実施して、実施と関係が確保と対して、一般の表表表別の治質管理した。 公室業業局として、要契以無関を通じて、上記の目となどを「実施務的治質管理」の 必定業業局として、要契以無関を通じて、上記の目目などを「実施務的治質管理」の が開始として、実現り開始を通じて、上記の目目などを「実施務的治質管理」の が開始により、次年度の業務の必合が同じたが記まれる。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向 けのガイドラインである「尼崎市業務見直しガイドライン」を踏まえ、 <u>今年度から新 たに「変託評価シート」を活用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうか</u> を、まずは、「成果・体励・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見底しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見底しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託所能・一トを定めたことから、今後、対象事業の整題を行ったよっこの機能と指定が一トを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	123	平成30年2月23日
公営企業局	ボートレース 施設課	276	意見	【設備総合管理業務委託】 委託業務の品質管理のための評価	奏託業務において、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという危責管理の概点から、業務の総合評価を行い、業務法略に同けた指示や 報告等価の評価目として、一般的には、業務目的の理解、技術力の発 場合音価の評価目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発 機、協議起降の提出、作業の連移管理、積極的心能組への姿勢、公全事業局の政 条件の目的の急度、下他等は、大きな事態の特合となるというである。 業務の目的の急度と、下他等は、とける表すが観の時合ととも有効である。 も、また、評価指揮として、委託業務の形と認定することも有効である。 したし、当該金事業局の財産を含蓄価は行われいない。 同額の委託料を支払ったとしても、例えば、仕集書とおりの履行を確定 いる場合、公事業務の関係の最高を指揮行が無失れた場合、改善指示を要す が開金行からかた場合では、業務の総合評価は異なる。委託業務の総合 業務の裏に向けた指導が確定できないおそれや、今後の考定業務の高貴管理の 公の問題を把握さるないが表示した。 一会のの問題を提供されないない。 「会社を解析の事態」というでは、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向 けのガイドラインである「尾崎市業務長直しガイドライン」を踏まえ、 <u>今年度から新</u> た <u>に「委託程等と〜)」を活用するなかで、業年業務が適正に実施業されたかどうか</u> 全、まずは、「成果・体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見底しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「思崎市業務見底しガイドライン」において委託業務を総合野価する外部委託解価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善化行った。	124	平成30年2月23日
公営企業局	ボートレース 施設課	281	意見	【公営事業所清掃業務】委託業務の品質管理のため の評価	委託業務において、履行状況の点検だけではなく、当該業務の質を確保するという危責管理の概点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示や前導を行うことが望まれる。 ・ 一般的には、業務目的の関係、技術力の発 ・ は、協議を開発し、作業の当時では、業務目的の関係、技術力の発 ・ は、協議を開発し、作業の当時では、機能自然のであり、の日主的な数 の要務の目的変度度、子便を加えいる。会質管理のための目主的な数 の要務の目の変度を、テラブルへの対な状況、必質管理のための目主的な数 ことも有効でありまます。 ことも有効でありまます。 ・ 一般的には、単立を対象の特別を対象となった場合、で表す能力をしまった。 ・ 一個語の分配に対し、とし、例とは仕事まとよりの関係が無を支付さる。 ・ 一般ので記録を全知の対策を経て関行が進せませる。と、ご書指示を支付さる。 ・ 一般ので記録を会別であります。 ・ 一般のでは、一般の表別となり、一般では、 ・ 一般であります。 ・ 一般の表別を表別のというます。 ・ 一般の表別を表別のというます。 ・ 一般の表別を表別のというます。 ・ 一般の実施をある。 ・ 一般の表別のというます。 ・ 一生の評価を行うないます。 ・ 一生の評価を行い、目標を実施 の がまりの評価を行い、目標を実施 の がまりの評価を行い、目標を実施 の がまりの評価を行い、目標を実施 の がまり、というない。	令和3年2月に業務執行体制の見直しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向 けのガイドラインである「尾崎市業務見底しガイドライン」を踏まえ、今年度から新 たに「委託書館シート」を括用するなかで、委託業務が適正に実施されたかどうか を、まずは、「成果・住崎・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見底しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「尼崎市業務見底しガイドライン」において委託業務を総合評価でク新選託評価シートを定めたことから、今後、対象事業の整理を行った上で、この外部を経行値シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	125	平成30年2月23 日

局名	指摘先	ベージ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
公営企業局	ボートレース施設課	285	意見	【ボート・モーター整備業務委託】 委託業務の品質管理のための評価	季託業務において、履行状況の点輪だけではなく、当該業務の質を確保するという品質等型の観点から、業務の総合評価を行い、業務改善に向けた指示を計算を行うことが望まれる。 総合評価の評価目としては、一般的には、業務目的の理解、技術力の発揮、 結論記録の提出、作業の連抄管理、積極的な取組への姿勢、公室事業局からの 要請への対立状況、持つプルへの対応状況、最初を同じま的な取組、 業務の目的の達成度、予予企業が、同じ、企業が実践の場合などが考えられる。 また、評価報告として、表記業のが即じ(モーターに関するうとブルキ党とを定 定することも相効である。たとしても、例えば、仕様書とおりの履行が確保され でいる場合、企業事業局の社事を経て履行が確保された場合、変世指示を受す 「いる場合、企業事業局の社事を経て履行が確保された場合、変世指示を受す 「おいる場合、企業事業局の社事を経て履行が重視する」を非常等の総合 非値を行わなれば、委託業務の起資を選問に管理することがですず、今後の 素務改善に向けた指導が確定できないおそれや、今後の委託業務の品質管理の ための問題を把握できないおそれや、今後の委託業務の品質管理の ため問題を担保できないおそれや、今後の委託業務の品質管理の まない課題を担保できないおそれや、今後の委託業務の品質管理の まない課題を担保できないおとれた。 公置事業局として、契助期間を通じて、上記の項目ととを評価項目とする。 「委託業務を計解した」の様式を設定し、委託業務の必管合価を行い、同 信息と実績の登集の分析評価により、次年度の業務の改善へつな行ることが望ま れる。	令和3年2月に業務執行体制の見底しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである。「足崎市業得良直・ガイドライン」を踏まえ、今年度から新たに「委託等能シート」を活用するなかで、要本業務が適正に実施まれたかどうかを、まずは、「成果、体制・経費」の観点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見底しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである「厄崎市務構見直しガイドライン」において委託業務を総合評価する外部委託解価シートを必然によりか、今後、対金事の整理を行っていていて、 では、1000年間では	126	平成30年2月23 日
教育委員会事務局	スポーツ推進票	303	意見	委託業務の品質管理のための評価	ている場合、市の指導を経て履行が確保された場合、改善指示を要する不適切	令和3年2月に業務執行体制の見度しに向けた外部表託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである。「尾崎市業務良度しガイドライン」を踏まえ、今年度から新たに「委託部をシート」を活用するなかで、素定務が適正に実験を持たがとりかを、まずは、「成果・体制・経費」の根点から総合的に評価することとしている。	改善済	令和3年2月に業務執行体制の見底しに向けた外部委託プロセス等を整理した全庁向けのガイドラインである。1尾崎市義務夏底しガイドライン」において装定業務を総合評価でからを並かたことから、今後、対な事業の整理化テルトで、この外部委託評価シートを活用し、委託業務の効果や課題等を分析し委託内容の改善に向けて努めていく。	127	平成30年2月23 日

#### <平成28年度>監査テーマ:指定管理者制度について

局名	指摘先	ベージ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
都市整備局	公園維持課	56	意見	修繕費についての市と指定管理者の費用負担の明確 化と精算	指定管理業務に含まれる、日常的な施設等の補修・修繕にかから費用のうち、補修・修繕を持わなかったことによる、指定管理を対策定した子葉の子菓末続行額については、原則、毎年度精験な像とすることが必要である。平成27年度に、管理経験に含まれる修繕費は、子築第21.562千円に対して、疾動、毎年度精験な像とすることが必要である。平成27年度に、管理経験に含まれる修繕費は、子築第21.562千円に対して、疾事額(実績20年20年20年20年20年20年20年20年20年20年20年20年20年2	有料公園の補修・核浦については、年度毎の執行状況にばらつきがあったが、その 東因として作と指定管理系の費用負担が不明版な部分があった。このため、令和4年度 からの指定管理系の機能にあたって、鉄磁管を推算す作業に表現した。 して積極的が開発では、100円のより、100円のより、100円の100円の して積極的が開発では、100円の100円の100円の100円の100円の100円の100円の100円	改善资	現指定管理者が公益財団法人であることを活かし、利用率向上策として積極的な補 修や移標者に取り組んでいることは、指定管理者裏人のメリットの一つであると考え でも必要しませない。 では、自己は、自己は、自己は、自己は、自己は、自己は、自己は、自己は、自己は、自己	129	平成29年2月20 日
教育委員会事務局	スポーツ推進票	69	意見	経議費についての市と指定管理者の費用負担の明確 化と精算	集計額として予算が編成されている訳ではなく、当初プロポーザル時に尾崎市 に提出した予算をベースにした予算額にすぎないことが要因であると考えられ る。 また 正常畑にすると、日常的経済器について経管するとなれま物でまり組	現在、事業団が指定管理者となっている社会体育施設については設置から年数が経 適していることから、日々の管理機能において、様々な修繕を行う必要があるが、施 度修繕における重要が機能がよっいては、協定書等に基づき、保管理者の同 支援になって未被に気化さるを要があることから、指定管理機の開発については 支援している	検討中	現在、事業団が指定管理者となっている社会体育施設については設置から年数が経 選していることから、日本の管理室において、様々な修繕を行う必要があるが、 認修維において企業は一般では、一般では、協定書等にある。 和管理場合を 節と責任において柔軟に対応する必要があることから、指定管理料の精算については 実施していない。 修繕の実施状況等にかかる管理室室の内容については、事業実施報告や指定管理者 モニタリング制度を活用することで、適正な費用負担や必要な業務実施等について練 認していく。	134	平成29年2月20日
総合政策局	挫壊総合セン ダー担当	119	意見	修繕費についての市と指定管理者の費用負担の明確 化と精算	合センターの管理に関する仮基本定書上、修繕費について精算する旨を定めて	■た、今後このようなことが起こらないよう十分に汪怠するよう指導し、市としても姿	検討中	指定管理料のうち修繕費部分については、各年度末に精菓することが望ましいとされているところではあるが、尾崎市立地域総合センター環口の管理に関する年度協定 書において、「尾崎市立地域総合センター環口管理業務実施要項」回施設及び行構設 個の維持管理及び保欠管備に関する業務(3)施設の改修・修繕について定めており、 「指定管理者前限について「指針)」(令和元年9月改定)の「海巣朝としたい意かており、 「指定管理者が固定について「指針)」(令和元年9月改定)の「海巣朝としたい海原は に記載されている内容に記い、精神部ととっていない現実がである。 例外接続箇所が 事実に多い地域会とサンターについては、これまでとおり指導制を得入せず、80円 お渡の修繕については対定管理者側の裁量で行い、500千円以上の修繕については市と 指定管理者で結構しながら行っていては、予が現時がでは、最適と考えるものの、他们 定管理施定における精幹側の採用状況などを分析し、次別、指定管理者を設定時までは 第算例の導入について検討を行いては今年度より基本協定者まで記載 まず到の個子について検討を行いながら修繕を実施していたが規律といる指係を結果が 定が、必要に応じて協議を行いながら修繕を実施していたが原とは、26指を結構を結果が 記載したことなるので、事実が変化して以降、即應に修繕を行うまり指導し、よる に会していることでは、200千円では、200千円では、200千円では、200千円では、200千円である。 200千円では、200千円では、200千円では、200千円では、200千円である。 200千円では、200千円では、200千円では、200千円では、200千円である。 と述したことなるので、事実が変化して以降、即應に修繕を行うまり指導し、また、 会とのようなことが起こらないよう十分に注意するより指導し、市としても要 託者としての指導機務を果たしていくことを改めて徹底したところである。	141	平成29年2月20 日

## <平成28年度>監査テーマ:指定管理者制度について

局名	指摘先	ベージ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
都市整備局	公園維持盟	59	意見	指定管理者の目標管理指標の設定		事業計画家に目標となる管理指標の記載することを基本協定書に明記した。また、 事業報告書の際、計画目標位と表確核を比較分析し、これらの数値に準確があった場 立は、その原因や毎年度に向けての対応策を影響させることとした。	改善済	指定管理者と事業計画書への管理指標の記載等を協議し今後、記載することとなった。 たた。 一令後は、計画目標値と実績値に季難があった場合には、その原因の分析と翌年度に 向けての対応策を検討の上、事業報告書に記載するよう指定管理者と協議を行ってい く。	130	平成29年2月20 日
都市整備局	公園維持課	60	意見	自動販売機の設置についての尼崎市による直営化	記念公園においては、尼崎市は、指定管理者である公益財団法人尼崎市スポーツ提興事業団へ、自動販売機200つ公園施設設置許可(行政財産使用料190千円)、レフトランの公園施設設置2世界可(行政財産使用料190千円)、ルフトランの公園施設設置2世界可(行政財産使用料190千円)、地でサウドルズ金の行政財産使用計90千万元とたのの日本主事業実施の基本、同事業別には、1915年間の1915年で、19	配念公園等における自動販売機の設置については、事業団が施設の設置目的に沿った各種事業を実施するための財際とする目的で実施している自主事業であり、現時点では公募を実施していないが、令命元年度の出版団体等監査の指摘に基づき、社会体育能の治証管理事業と自主事業の整理や適定人指定管理等の関係を進めることとしていることから、今後、それらと合わせて引き続き検討を進めていく。	検討中	自動販光機の設置については、事業団が指定管理による施設の管理運営及び各種事業を実施する目的で自主事業として実施しており、現時点では公募を実施していないが、合和の中度の出資団体等監査の指摘に基づき、社会体育施設の指定管理事業と自主事業の整要で通正な指定管理の経算を進めることとしていることから、今後、それらと合わせて検討を進めていく。	132	平成29年2月20 日
教育委員会事務局	スポーツ推進	73	意見	自動販売機の設置についての尼崎市による直営化	法人尼崎市スポーツ振興事業団からの申請に基づき、行政財産の目的外使用許	自動販売機の設置については、事業団が指定管理による施設の管理運営及び各種事業 を実施するための財産とする目的で自主事業として実施しており、現時なでは公募を 来施していないが、合作元年度の時間的体等を進か指摘に基づた社会体育施設 定管理事業と自主事業の整理や確定な指定管理体の模算を進めることとしていること から、今後、それらと合わせて検討を進めていく。	檢討中	自動販売機の設置については、事業団が指定管理による施設の管理運営及び各種事業を実施する目的で自主事業として実施しており、現時点では公募を実施していないが、今和の不健の出資間件等型の指揮に基づた、社会体料値の指定可理等と主主事業の理解や適正な相談に管理等の個算を進めることとしていることから、今後、それらと合わせて検討を進かていく。	135	平成29年2月20 日

## <平成28年度>監査テーマ:指定管理者制度について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日) 時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
教育委員会務局	事 スポーツ推進 課	8 68	意見	非公募から公募への選定方法の見直し	相定管理者制度は、民間事業者間の競争原理や事業者が保有する施設管理の クウハウの信用により、経費の削減、質の高い住民サービスの提供を目的をう の制度である。したがって、指定管理がの確定は限して公募により行い、 当該社会保管設定へいては、平成19年4月に限定とは不多により行い、 当該社会保管設定へいては、平成19年4月に限定とは不多により目的におったり、間体設定を豊かが最近の場合には定ちずり、ほからい、1間体の設立を豊かが最近の影響にある場合には当するとして、 な計団法人に動物のより、10年の変形を表示ときる場合には当するとして、 な計団法人に動物のより、10年の変形を表示ときる場合には当するとして、 なおいて、施設の目的に沿った自主事業等が実施できる場合には当するとして、 なおいて、施設の目的に沿った自主事業等が実施できる場合には当するとして、 なは、当下の場合するには、19年7年の表により指であるが、所管課に なは、当下の場合には、19年7年の場合には、19年7年の を記したいた。 を記したいた。 を記したいた。 並した、非公野日本の公益財団法人に動雨スポーツ振興事業団は、ツフトル 主と、指定管理者の公益財団法人に動雨スポーツ振興事業団は、ツフトル 主と、指定管理者の公益財団法人に動雨スポーツ振興事業団は、ツフトル 主と、指定管理者の公益財団法人に参雨さればればれるとが、所管課に 立てした。 といた、非公野による選定は、特定の団体を尼崎市が指名する選定は方式であ り、①指定管理者を表して過去れているとのことである。 といた。非公野による選定に対するで見なに関する実施した。 といて、また、対策を設定の「体育施設 の管理業等」という業務の便能と、非公券としなければならない理由はなく、 原則とおり公野によることが望まれる。。	事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として広く体育・スポーツの振興組織として広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体力づくりと地域の居住に寄与するとを目的として、前によって設立された公益が入るかり、政立状況を公職を力性会体育とよるに、前途の目的に資する各種事業に立てことは「指定管理者制度について(指針)に規定する「国際を対したのなど、自然を対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	検討中	事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として 広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の機嫌・体力づくりと地域の活性 化に寄与することを目的として、市によって変された公主は、ため、設立以来、 記念公園をび社会体育協立の管理機を行うとともに、前途の目的に費する各種事業 このことは「指定管理者制度について、借給り、以東ですの日本等等が実施で このことは「指定管理者制度について、借給り、以東ですの日本等等が実施で きる場合は、発を回相を指定管理者とすることができる」に該当する。 また市が策定した「外系団体を対して、ためできる」に該当する。 また市が策定した「外系団体を持つたって、市会」において、事業を使間する団体 (分類 1)」として、人的支援や特皮的支援が行える団体として改めて促進付ける たるは、施業等値において労用、に該当するの表質に合致した事業を使間する団体 たるは、施業等値において労用、に該当するの表質に合致して取組収率を確認する たるは、施業等値において労用、に該当する外面体等ととして設めて促進付ける たるは、施業等値において労用、に該当する外面体等ととして設定で促進付ける なる、非常を構施において労用、に該当する外面体等とといて組織を構造して を構造して必要して 企業、非必要の基準見慮しなどについても検討中であることから、これらを踏まえて 対応していて。	133	平成29年2月20 日
こども青少局	年 こども青少年 課	104	意見	直前キャンセルへの対応	足崎市立美力高原自然の家の設置及び管理に関する条例。 足崎市立美力高原 自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則により、美方高原自然の家の設置を管理に関する条例施行規則により、美方高原自然の家の被 用料技修約の限別であると定められている。 さらに、現状は直前キャンセルの場合のキャンセル料や耐受金収受取決め を設けておらず、また施設の性質上、直前のキャンセルがよってその恋きをい める新しい予約が入ることはほとんどないことから、直前キャンセルがあった 新には足崎村はまったく収入を受け取ることがさず、機会損失を被ること だる。平成27年度においては、施設の製作物シーズンの予約団体が参加者不足 は、直前キャンセルを防ぐたかし、和定習機計・計り間体との場合を発験しる の家の設置及び弾圧関する場合、大阪で展出・100円に、日崎市立美方高原自然 の家の設置及び弾圧関する場合、また、直前キャンセルについてはキャン セル料を確放することを検討することもよりまた。 エル料をではなっていまります。 オートリールールールールールールールールールールールールールールールールールールー	現在、指定管理者は子約団体に対し利用受付時に他の周辺施設を同時に抑えていないかなどの確認を行っており、その後も簡単、子別団体と使徒に利用機を行うことは、関係リストに記してより、芸術団体と手換を行うました。これには、まちなたりを行っているか、平級な体理が展開を持ち合うまには、まちなたりを行っているか、平級な体理が展開を持ち合うまには、まちなたりを行っているから、平級な体理が展開を持ち合うまには、まちなたりを行っているから、平級な体理が展出を持ち合うでは、全和体理以降、原当整理は、社会教育施設であり、また、米市の自然学校は、全和体理以降、原当、当該施設は、社会教育を受けるの事にあっている。自然学校の利用自立ととなり、施設利用可能もの多くが自然学校の利用となっている。自然学校の利用することとなり、施設利用の組織の表現を持ち、のでは、大規模を関土、後着となる様のでは、では、大規模を関土、後着となるを発し合うによっている。表現を表現した。また、企業を受けるこれには、党を関連制度の対象ので、(お別し、技術学校の利用を分けなどのでは、大規模を関土、後着となるとなることから、利用者の状況を踏まると、自動は日間である。まちに公的事を受けるた。これものことを総合的に影楽し、当該施設となり、自動を対している。とない、自動を対している。とない、自動を表現しないる。とないる。とない、自動を表現しないる。とない、自動を表現しないる。とない、自動を表現しないる。とないる。とないる。とないる。とないる。とないる。とないる。とないる。と	見解の相違	近隣他都市の類似施設の状況を確認したところ、大多数の施設でキャンセル料を導入していたことから、美方高原自然の家についても、キャンセル料の導入について他 施設の運用状況等を考ちに研究を進めていく。 研究にあたっては、利用者の例便性、指定管理者の負担(コスト、事務量)を踏ま える必要があると考えている。	139	平成29年2月20 日

## 平成27年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

## <平成27年度>監査テーマ:債権管理事務について

	局名	指摘先	ベージ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
教育	育委員会事 務局	学事企画課	284	意見	各高等学校債権管理状況の学務課によるモニタリン グの強化	非実が多数含まれている可能性がある。 事業が多数含まれている可能性がある。 また、平成25年度で授業料無償化が終了したことに伴い、今後債権が増加していくと想定される。	今後においても引き続き、学校現場との連携する中で、各校の授業特納付状況や滞 納状況、長期締納者の把握に日本努めるなどモニタリングを徹底していく。 また未収金が発生しないようにする仕組みや生じた際の対処方法を構築し、高額債 権や長期滞電債権に繋がることのない仕組みを今後のマニェアル整備に反映させる。		学校展場に対しては、現年度分の本収金が発生した際には、当該未納者に対して連 やかに容配を行い、存在を生による所な心障納客と出さないよう日頃から努めるよう指 着していることから、近年30年にはかては前なる未放金仕生でいない。今後に でも引き続き、幼稚園・高校企画推進程当と学校現場とが連携する中で、各校の授業 料納付政税で開始が扱い、長期部第3を7程底にも今努めるなどモッタリングを撤しい いくとともに、未収金が発生した時の対応方法についてマニュアルの整個に向けて検 対してい。 なお、適年度分の謄納者へは、法格支援担当が所管する弁護士委託の活用も含め、 学校現場と教育委員会が連携を関りながら電話等による替使など債権回収に取り組 む。	164	平成28年2月22 日

#### <平成26年度監査 監査テーマ:尼崎市教育委員会に関する事務の執行について>

J.	司名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	令和3年4月26日公表分	連番	監査結果 報告日
	委員会事 多	スポーツ推進 課	90	意見	施設管理に係る公募の実施について	。	事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、広 く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体力づくりと地域の活性、記 恋今間及び社会体育施室の管理維度を行うとともに、前途の自的に資する各種事業に かって、自然の変数を結れ、建設して実施した時、規定する「間体の設立機等が の設置自動とも気に対して実施したが、規定する「間体の設立機等が の設置自動と合致してより、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施 の設置自動と合致してより、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施 る場合は、特定の団体を指定管理者とすることができる」において、事業団につい は「市と一体の団体を指定管理者とすることができる」において、事業団につい は「市と一体の動ないは市にかって、市の政策に合致した事業を展開する団体 (分類 1)」として、人的支援や神校的支援が行える団体として改めて位置付けられ なる。接ては、事業を展開する団体 なる。接ては、日本の主ない。 なる、表の表の基準見にといく発生のであるが、現在、外部団体に対する物定管理の 会業、非必要の基準見能したところであるが、現在、外部団体に対する物定管理の 会業、非必要の基準見能したどについても検討中であることから、これらを踏まえて 対応していて。	検討中	事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、 広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の機嫌・体力づくりと地域の活性 化に寄与することを目的として、市によって設定された公益とれるの。 設立共産 記念公園を7世紀を体育施設の音频理を7分2ともに、前途の目的に資する各種事業 このいて、当該の設定と概念に継続して実施しかり、規定する「間外の設定機等が の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施 の設置目的と合致しており、団体において、施設の目的に沿った自主事業等が実施 る場合は、新定の団体を指定管理者とすることができる」において、事業団につい は「市上へ体の団体を指定行動とであった。大学であり、において、事業団につい は「市上へ体のあるいは市にたりって、市の政策に合致した事業を展開する団体 (分類1)」として、人的支援や神校的支援が行える団体として改めて位置付けられ でも3、接て関係においての事間に該当するの事間体等とともて政めて位置付けられ でも3、接て関係においての事間に対して外間に対している。 を構造して運用目的したところであるが、現在、外部団体に対する指定管理の 公案、非必要の基準見慮しなどについても検討中であることから、これらを踏まえて 対応していて。	165	平成27年2月19 日
	S 員 会 局	学位 職事 李 車	260	意見	学校徴収金の未納対策マニュアルの整備について	学校徴収金の微収事務は各校の数員が行っているが、尾崎市においても末納が発生している。 市は、家庭の状茂を一番把握しているのは数員であることを理由に、未納るに対する管理等の徴収事務などの末納対策を各学校に一任しているため、各校を行成しているためになっている体験がある。特に統一的次本納対策マニュアル等近年、保護者との連携や理解など年を難しくなっており、未納が長期代することもあり、適正に支払っている保護者まで支払わなくなる可能性、いわゆるそのであり、学校敬は金の徴収事務は、未納が長期代する前に徴収すさるよう、学校だに任せるのではな、市も問手し組織的に取り組みできるよう、学校だに任せるのではな、市も問手し継続的に取り組織的に取り組織的に取り組織を負債の機関であり、未納対策マニュアルに集約し、情報共有すべきである。さらに、未納対策マニュアルに集約し、情報共有できて、数員の徴収事務はまれ、結果的に学校教育の充実につながることも考えられるため、市は未納対策マニュアルを作成し、全校で統一的な運用を行うなどの対応が必要である。	学校厳収金の徴収事務は、平成31年1月に出された中央教育審議会の答申において、 基本的に比学校以外が担ちべき業務として整理されている。本市においては、教員の 勤務時間の適生の観点から、冷部3年度より結長党の公会計化を行ったところかる。 念食費以外の学校徴収金は準公金であるものの、本市の債権管理マニュアルに沿っ た債権総督は損難であることから、各学校で紙一的に取り組めるマニュアル作成は必 受かると記録の限る開業を行うとともに、他都市の取組事例も参考にしつつ、実 効性のあるマニュアル作成を進めていく。	検討中	学校徴収金の徴収事務は、平成31年1月に出された中央教育審議会の答申において、 基本的には学校以外が担与べき業務として整理されており、本市においても、教員の 動務時間の遺生心の観点から、無限であるという認識を持ってきことから、令和以 より結改費の公会計化を行い、微定率の向上に取り組んでいる。 結合業別以外学校成金とは完全であり、末中の債権管理・ニュアルに沿った債権 機保は損害であるものか、各学校で統一的に取り組めるマニュアル作成は必夜である ことから、他都市の収益事例も参考にしっつう、実効性のあるマニュアル作成に向け て、検討を達めていて。	169	平成27年2月19日

## 平成25年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

#### < 平成25年度監査 監査テーマ: 高齢者施策に関する事務の執行について>

局名	指摘先	ベージ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要旨	連番	監査結果 報告日
健康福祉局	高齡介護課	107	意見	老人福祉センターの指定管理者遷定の妥当性について て	関で締結された党書によると、職員の労働環境に不利益が生じないように努め るとし、基型の程管理者としての業務を市社総が適性に実施している限りにお いて、議会の承認を得ることを条件に、指定管理者を一定期間継続して市社協 に指定することとなっているため、実質的に将来に亘って市社総会指定してい もものと考えられる。 しかしたがら、指定管理者制度の継行に継み、今後は、競争原理が働くよう	公共施設マネジメント計画に基づく老人福祉センターの今後のあり方検討といった 施設の存扱や機能移転に係る変動要素を含んでいることから、これらの移行期間として で、令和元年度からの5年間については、引き後き非な際によりは会議は極寒をとして 管理者として選定した。 しかしたがら、令和6年度以降については指定管理者制度の機員等を踏まえ、原則公 展による選定を行う予定であり、引き被き権力を進か、べく、また、複合施設・助機 関係の選売が起いたついては、複合施設のうち体育館部分を所管するスポーツ推進課と ともに検討・協議を進めていく。	検討中	現在、取組中の公共施設マネジメント計画に基づく老人福祉センターの今後のあり 方検討といった施設の存廃や機能移転に係る変態要素を含んでいることから、これら 移行開閉して、令和元年度からの5年間については、引き後事を必算によりました。 社協議会を指定管理者として選定した。 しかしたがら、今和年度以降については指定管理者制度の趣旨等を踏まえ、原則公 類による確定を行う予定であり、引き被き検討を強かで、また、複合施設・制度 選者の選定を行う予定であり、引き被き検討を強かで、また、複合施設・制度 選者の選定が表については、複合施設のうち体育館部分を所管するスポーツ権連議と ともに検討・協議を進めていく。	170	平成26年2月18 日
健康福祉局	高齢介護課	177	意見	<b>慰労金事業の継続要否の検討について</b>	市の慰労金支給件数は平成24年度で2名と極めて少ない状況であり、事務手 被にかから人件費等のコストを勘案すると事業の避難には疑問が残る。 そのため、慰労金事業の存続の要否について検討を行うとともに、存続する のであれば、金品の優性だけではなく、より家族介護者に対する慰労となるよ うな事業を検討すべきである。	令和元年度に国において支給要件が、要介護8又は4から要介護3に緩和された。本市 においては、平成29年度から令和3年度までの利用美麗はないものの、来年度他都市調 査を行うなど、その対応について検討を行うとともに、事業の見直しを行っていく。	検討中	慰労金支給事業については、重度の要介護高齢者を介護保険制度を利用せずに家族 が在宅介護していることに対して、身体的、経路的た負担経験を図ることを目的に実 値しているところであるが、平成の年度から今部世年度をでの利用表謝はない。 合布元年度に国の要領改正があり、これまでの対象者の要件(要介護又は4)を緩 利し、中重度の実所憲法で対象が拡大されたか。更新改正に至った経緯や他市の動 向を鑑みながら、本市において事業の見直し(廃止又は拡大)を行っていく。	173	平成26年2月18 日

#### <平成23年度>監査テーマ:行政財産の管理等に係る財務事務について

	United at			TO BETTEN DRIVE FINE OF C	No. 14 - America	令和5年1月6日時点の措置内容要旨	10.000.00.00	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の	Note on	監査結果
局名	指摘先	ベージ	区分	指摘内容	指摘の概要	(下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	措置内容要旨	連番	報告日
教育委員会事務局	スポーツ推進 課	95	意見	樹定管理者の公募について	で 17 カブルやダンスの前上を得るととも、というでは、 18 元のでは、 18 元のでは	事業問については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として 広く体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・体力づくりと地域の活性 化に寄与することを目的として、市によって設立された公益込んであり、設立以来、 窓会公園及び社会体官権設の管理運を行うともに、前述の目的に資する各種事業 について、当該施設を根底に継続して実施してきた。 このことは「指定管理者制度について(指針)、規定する「団体の設立機管が施設 の設置目的と合致しており、団体において、施定の目的に沿った自主事業等が実施で る場合は、特定の団体を指定管理者とすることができる」に認当する。 また市が策定した「外系団体等の派遣・執禁等の基準」において、事業団について は「市上へ権のあるいは市に行わって、市の政策に合致した事業を展開する団体 (分類1)」として、人的支援や財政的支援が行える団体として改めて位置付けられ でいる。 なお、施業評価において分類1に該当する外部団体等とともに取組成果を確認す なお、北京を機能して護用開始したところであるが、現在、外部団体に対する指定管理の 公募、非公務の基準見慮しなどについても検討中であることから、これらを踏まえて 対応していく。	検討中	事業団については、行政と民間が一体となった体育・スポーツの振興組織として、 広ぐ体育・スポーツの振興を図ることにより、市民の健康・依かづくりと世域の活性 化に省与することを目的として、市によって設立された公益は人であり、設立以来、 窓公園及び社会体育権政の管理運営を行うとともに、前途の目的に資する各種事業 について、当該施設を展点に継続して実施してきた。 このことは「指定管理者的理選を行うとともに、前途の目的に省った自主事業等が実施で このことは「指定管理者が同じないて、権政の目的に沿った自主事業等が実施で おる場合は、特定の団体を指定で加くて、大郎できる」において、事業団について は、市力・原定した「外部団体等の原造・斡旋等の基準」において、事業団について は、市力・保証の基準を表が、大郎である「記録として改めて位置付けられている。 なお、施業評価において分類「に該当」ろ外部団体として改めて位置付けられている。 なお、集業をして運用時向したところであるが、現在、外部団体として改めて位置付けられて なお、東企業の基準見慮しなどについても検討中であることから、これらを踏まえて 対応していて。		平成24年2月20 日
都市整備局	公園維持課	199	意見	買収による一体的整備について	都市計画区域の土地の買収がすべて完了した時点で一体的に整備するとして いるが、昭和60年以降、買収が進まない中で当該未利用地の有効利用につい で検討することが望ましい。	本供用区域については、令和3年度に測量作業が除了し、現在、土地整理を行っているところであり、令和4年度中の売却を予定している。	検討中	未供用区域については、都市計画決定後長期に減り整備ができていないことから、 平成29年度にその必要性等の検証を行ったうえて、末供用区域を全域廃止する方針を 定めた。平成20年度から、その方針に基づき都市計画の変更手続きを進め、令和元年 度には都市計画変更が近てし、未供用の市有他 (60m) のが続い向けて、令和3年度に 調量・境界徹定の作業を行い、土地整理が整い次常、速やかに光坤する。	186	平成24年2月20 日

# 平成22年度包括外部監查指摘事項 措置状況一覧

## <平成22年度>監査テーマ:普通財産及び借受財産の管理等に係る財務事務について

局名	指摘先	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	令和5年1月6日時点の措置内容要旨 (下線部は昨年度の措置内容との変更点)	措置状況	前回措置通知(令和3年4月16日)時点の 措置内容要皆	連番	監査結果 報告日
総合政策局	ダイバーシ ティ推進課	164	意見	<b>売却も含めた活用方法の検討について</b>	戸ノ内町3丁目698-25については、長期にわたり地域に便宜供与が図られている状況は好ましくないため、光均等有効な活用方法についての検討を行う必要がある。	全和3年度に2回、関係者と直接而会する機会を設けるなど、資材の撤去に向けた調整を進めている。	検討中	関係者と直接面会する場を設けることができ、協議を進めているところである。	198	平成23年2月21 日
都市整備局	道路課	176	意見	未利用地の売却等も含めた有効活用の検討及び売均 可能用地のうち売却手続き協職な用地の管理体制に ついて	当該用地については、十分に売却可能であると考えるが、周辺との関係で売 割に向けた整理工事に着手できるかどうかが問題となっている。周辺の関係で売 連去の売却時の状況を要えることは非常に困難であり。また所管理だけでその 事務を担当することは、経験、能力といった面からも難しい。このような売却 可能な用地を無制限に保有することは、適切とはいえない。したがって、売却 可能な用地をありながら所管理だけの経験や成力だけではその半差が困難と なっている用地については、全庁的に一元化するなどの管理体制が必要であ る。	令和3年度に、立花町4丁目の区画整理事業代替用地は、公募により光超を行った。	改善済	令和2年度に当該地の残存物の撤去・土地の境界確定等を完了し、令和3年度は、発 知に向けて事務を進かている。 なお、2. 各件財産の発地、有効品用などは公有財産を有する局のマネジメントで行う ものであり、売却、有効品用などにおける課題の解決を全庁的に一元化することによ り当該局内において公台財産の財産管理意識の希薄化につながると考えていることか ら、組織化については行わない。	199	平成23年2月21日
都市整備局	道路整備担当	215	意見	早期光却に向けた地元協議の推進について	とにある。車止め設置の決定が行われた当時、その後の土地利用方法(売却等	本件土地については、平成19年度に地元住民と東止めの移取に係る協議を行ったものの理解が得られなかった経緯がある。今和2年度に再催地元住民と協議を行ったがその状況は現状を変わるす。内における利用・イを調査したのの、他部等ののの、他部等の利用までに日苦らなかっため、由正學整創度及C小整貸付削度の手絵を進めたが、規制に任苦っていない。  今後も超途して公事受付等による有効活用を図るよう取組みを進めることとする。	検討中	本件土地については、平成19年度に地元住民と東止めの移散に係る協議を行ったものの理解が得られなかった路線がある。今和2年度に再度地元住民と協議を行ったがその状況は現状を変わず、本市における利用ニー・イを調査したものの、他部署での利用までに日至らなかった。現在、未利用地の有効活用を図るため市民提案制度及び公募貸付制度の手続を進めている。	200	平成23年2月21 日